

循環のまち・ふくおか推進プラン
－第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画－
(改定版)

原案

令和7年7月
(第2期実行計画策定等)
福岡市

目 次

1 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1

第2章 ごみ処理の現状

1 前計画の振り返り	3
2 課題	9

第3章 計画の基本的事項（長期ビジョン）

1 循環のまち・ふくおか推進プランについて	19
2 テーマ・基本方針	20
3 数値目標	26
4 取組指標	28

第4章 施策の推進（第1期実行計画）

1 実行計画の概要	33
2 基本方針別施策	33
3 重点3品目に関する施策	43
4 分野横断的施策	50
5 ごみ減量・リサイクルに関する調査・検討	54
6 その他の取組み	54

第4章の2 施策の推進（第2期実行計画）

1 第1期実行計画の振り返り	55
2 実行計画の概要	72
3 基本方針別施策	72
4 重点3品目に関する施策	85
5 分野横断的施策	89
6 ごみ減量・リサイクルに関する調査・検討	93
7 その他の取組み	93

第5章 ごみ処理体制

1 ごみ処理に関する基本的事項	94
2 施設整備の基本方針	102

第6章 計画の進行管理

1 進行管理の方針	104
2 数値目標と取組指標による進行管理と進捗状況の公表	104

2 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の基本方針	105
2 生活排水処理基本計画	105
資料編	106

1 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

福岡市では、2011年(平成23年)12月に「新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画)」(以下「前計画」といいます。)を策定し、「元気が持続する循環のまち・ふくおか」をテーマに市民・事業者の自主的・自発的な取組みを行政が支援することにより、環境保全と都市の発展を踏まえた「福岡式循環型社会システム¹の構築」を市民・事業者の皆様とともに推進してきました。

その結果、人口や事業所数は増加する中、市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量や1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量は減少しています。

一方、前計画の策定から10年近くが経過する中、福岡市では人口が前計画の想定を上回って増加しており、好調な経済状況を背景に事業所数も増加しています。

また、2015年(平成27年)の「持続可能な開発目標(SDGs)²」の採択以降、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化しており、プラスチックごみや食品ロスの削減など新たな課題への対応が求められています。

さらに、2019年(令和元年)に発生した新型コロナウイルス感染症によって、これまで以上に安定的な廃棄物処理も求められています。

「循環のまち・ふくおか推進プラン(第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画)」(以下「本計画」といいます。)は、これらの状況の変化や新たな課題に対応するとともに、発生抑制や再使用に重点を置いた3R³の取組みにより「福岡式循環型社会システムの構築」を一層推進するものです。

2 計画の位置付け

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画であるとともに、環境基本法(平成5年法律第91号)や循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の理念を踏まえた長期的かつ総合的な視点で循環型社会の形成を推進する計画です。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」といいます。)第13条第1項に基づく市町村食品ロス削減推進計画及びプラスチック資源循環戦略(令和元年5月31日閣議決定)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」といいます。)の趣旨を踏まえたプラスチックごみ削減推進計画としての機能も有するとともに、「福岡市環境基本計画(第四次)」の部門別計画となるものです。

¹ 福岡式循環型社会システム：

ごみ問題を市民・事業者が自らの問題と捉え、市民・事業者・行政などの適切な役割分担のもとに、市民一人ひとりや各事業者の活力を活かし、自主性と自発性を尊重し、循環型社会を構築していくという考え方。

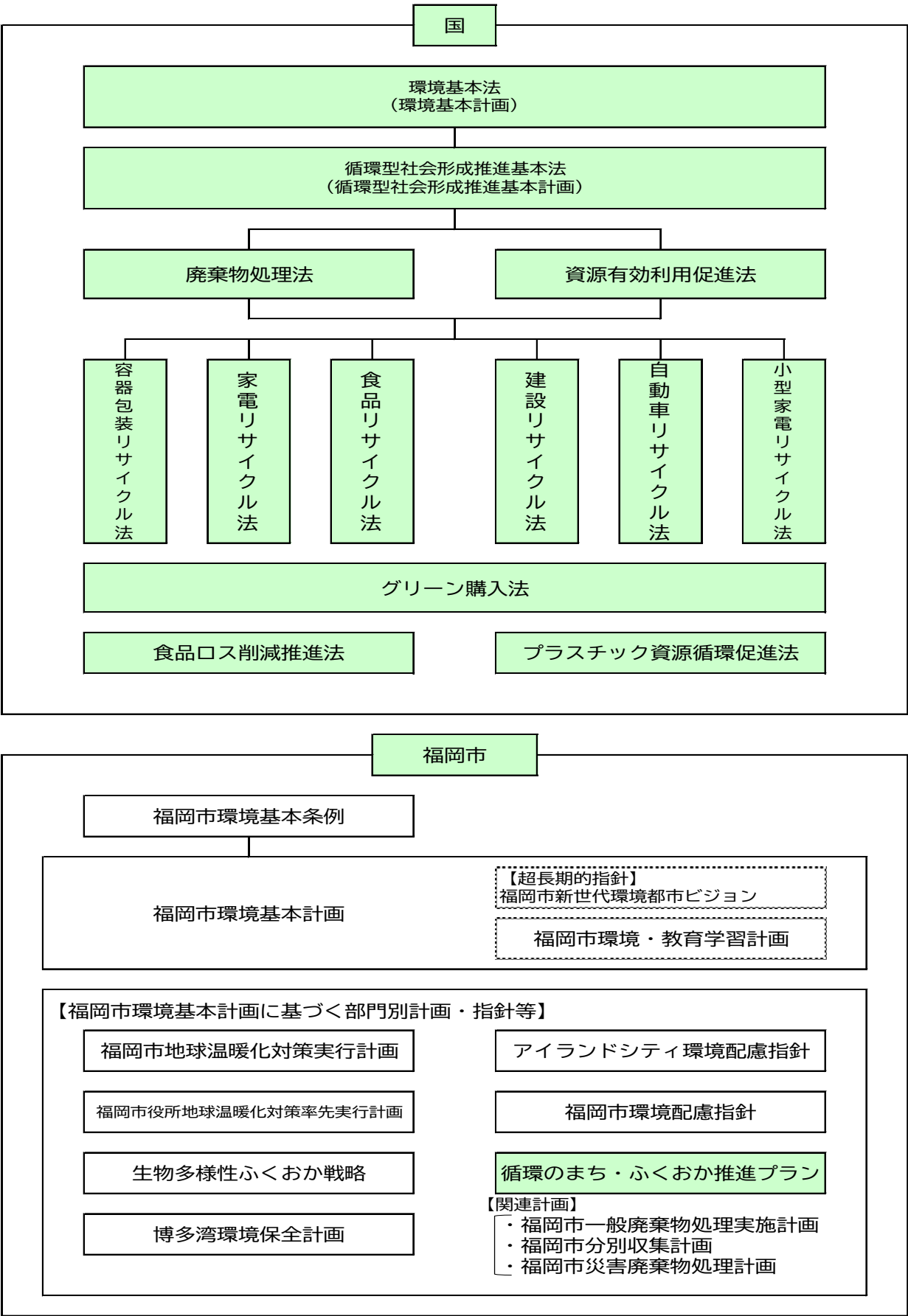
² 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)：

2015年(平成27年)9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際社会全体の開発目標(17の目標、169のターゲット)。2030年(令和12年)までの15年間で「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な問題に取り組むこととされている。

³ 3R：

①リデュース(Reduce:発生抑制)、②リユース(Reuse:再使用)、③リサイクル(Recycle:再生利用)の頭文字をとったもので、循環型社会の構築に向けて、①から③の優先順位で取り組む必要がある。

図表1 循環型社会形成推進のための法体系及び計画の位置付け



第2章 ごみ処理の現状

1 前計画の振り返り

(1) 前計画の概要

① 計画の名称

「新循環のまち・ふくおか基本計画（第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」

② 計画の位置付け

- ・廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づく法定計画であり、環境基本法などの関係法令の理念を踏まえ、長期的・総合的な視点で循環型社会の構築を推進する計画。
- ・福岡市環境基本計画の部門別計画として、廃棄物の適正処理及び資源の循環的利用を市民・事業者と共働して推進していくための方針及び施策を定めたもの。

③ 計画期間

2012年度（平成24年度）～2025年度（令和7年度） ※基準年次：2009年度（平成21年度）

④ テーマ

「元気が持続する循環のまち・ふくおか」

市民・事業者の自主的・自発的な取組みを行政が支援することにより、環境保全と都市の発展を踏まえた「福岡式循環型社会システムの構築」を推進する。

⑤ 基本方針

- 方針1 循環型社会づくりのさらなる推進
- 方針2 処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- 方針3 持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

⑥ 数値目標・取組指標

・数値目標

ごみ処理量⁴ 11万トン削減（基準年次:58万トン⇒目標年次:47万トン）
ごみのリサイクル率⁵ 10ポイント向上（基準年次:28% ⇒目標年次:38%）

・取組指標

3R率、3Rの実践度、有害廃棄物等適正処理の実践状況、家庭ごみの容積、埋立処分量、温室効果ガス排出量

⁴ ごみ処理量：

ごみ排出量のうち、資源物や地震や水害などによる災害廃棄物等を除いた量。

⁵ ごみのリサイクル率：

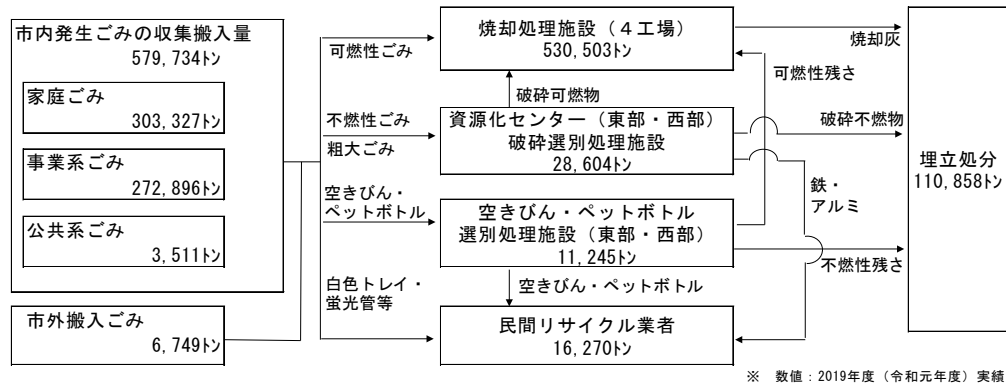
リサイクル量をごみ処理量とリサイクル量の合計で除した割合。

(2) 実績

① ごみ処理のフロー

福岡市におけるごみ処理の流れは図表2のとおりです。

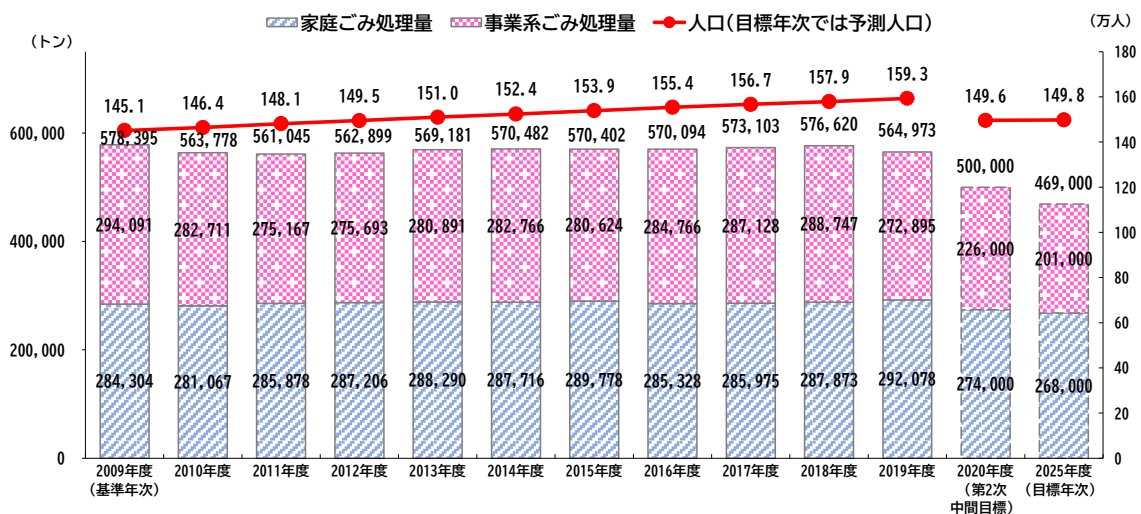
■ 図表2 福岡市におけるごみ処理のフロー



② ごみ処理量の推移

- ・家庭ごみについては、市民1人1日あたりのごみ処理量は基準年次と比較して36g減少しましたが、人口増加等の影響により、処理量全体は微増傾向にあります。
- ・事業系ごみについては、事業所数が増加する中、事業者への指導・啓発などの取組みにより横ばいで推移していましたが、2019年度（令和元年度）に実施した産業廃棄物等の搬入規制により、2019年度（令和元年度）のごみ処理量は基準年次と比較して約2.1万トン減少しています。
- ・2019年度（令和元年度）のごみ処理量の総量は56.5万トンで第2次中間目標の2020年度（令和2年度）の目標値を約6.5万トン上回っており、目標値と実績値がかい離しています。

■ 図表3 ごみ処理量と人口の推移



(参考) 市民1人1日あたりのごみ処理量（家庭ごみ原単位）

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025
家庭ごみ原単位	537	526	528	526	523	517	515	503	500	499	501	501	491

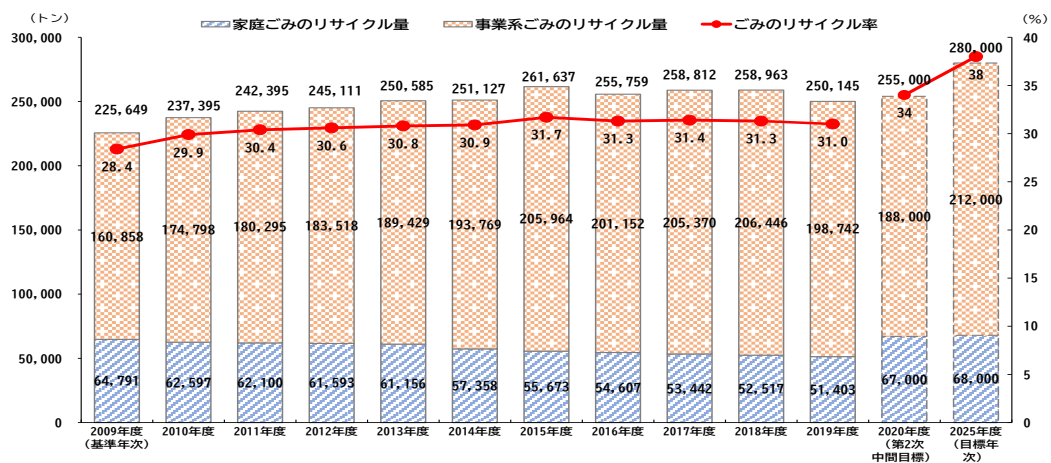
(g/人・日)

(目標値)

③ ごみのリサイクル率の推移

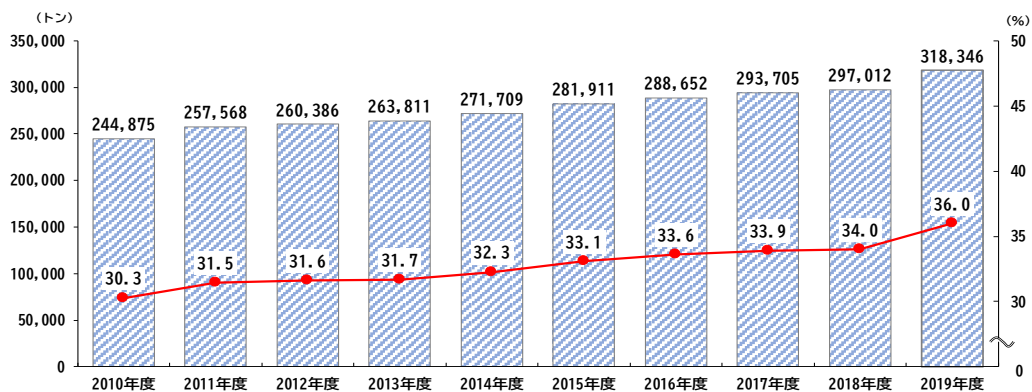
- ・家庭ごみのリサイクル量は減少傾向ですが、主な要因は新聞の回収量の減少であり、発行部数の減少が影響しているものと考えられます。
- ・事業系ごみのリサイクル量は、事業者への指導・啓発の取組みや古紙の資源化ルートの確立などにより、増加傾向です。
- ・ごみのリサイクル率は31.0%となっており、基準年次の2009年度（平成21年度）と比較して、2.6ポイント増加しています。

■ 図表4 ごみのリサイクル量と率の推移

④ 3R率⁶（ごみの発生量に対する3Rが実践された比率）の推移

- ・3R率は36.0%で、2010年度（平成22年度）と比較して、5.7ポイント増加し、3R量は約7.3万トン増加しています。
- ・市民・事業者のリサイクルへの取組みにより、3R率及び3R量はともに上昇しています。

■ 図表5 3R量と3R率の推移



⁶ 3R率：

3R量（発生抑制・再使用量とリサイクル量の合計）をごみ処理量と3R量の合計で除した割合。

⑤ 3Rの実践度

- ・ごみ減量・リサイクルへの関心度は高い水準で推移しており、3Rの認知度は向上していますが、3Rの実践度は向上の余地があることから、より市民の実践につながるような広報・啓発の取組みが必要です。

■ 図表6 市民意識調査の結果

○ごみ減量・リサイクルへの関心度

	2009年度 (基準年次)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
関心度	90.9%	91.4%	93.3%	90.5%	90.7%	93.2%

○3Rの認知度

			2009年度 (基準年次)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
3R	2R	リデュース	38.2%	58.7%	62.8%	61.7%	57.6%	70.1%
		リユース	49.8%	64.2%	65.7%	65.9%	65.7%	72.4%
	リサイクル		89.1%	94.5%	92.2%	92.7%	91.8%	93.2%

○3Rの実践度

実践項目		実践率					
		2009年度 (基準年次)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
リデュース	レジ袋辞退	63.3%	76.5%	75.3%	68.4%	68.5%	79.2%
	詰替商品の購入	58.8%	81.3%	82.5%	78.0%	79.0%	78.3%
	生ごみの削減	53.1%	56.3%	59.7%	58.2%	54.4%	58.9%
	計画的な購入	46.1%	46.8%	37.9%	40.7%	40.6%	44.3%
リユース	フリーマーケット等の活用	34.9% (2012年度)	34.3%	35.3%	40.3%	34.8%	35.1%
リサイクル	集団回収の利用	65.6%	—	68.0%	62.8%	60.0%	64.5%
	古紙回収ボックスの利用	34.9%	—	30.3%	29.7%	23.8%	23.2%

出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する意識調査」(2009年度)

「市政アンケート調査」(2015-2019年度)

⑥ 有害廃棄物等適正処理の実践状況

- ・蛍光管及び乾電池の回収は、2015 年度（平成 27 年度）から家電量販店で回収を開始したことにより、回収量が増加傾向となっています。
- ・水銀体温計などの水銀添加廃棄物の回収は、2016 年度（平成 28 年度）に環境省のモデル事業として福岡市薬剤師会の会員薬局約 700 か所に回収ボックスを設置、2017 年度（平成 29 年度）からは区役所・市民センターなどを加えて強化しています。

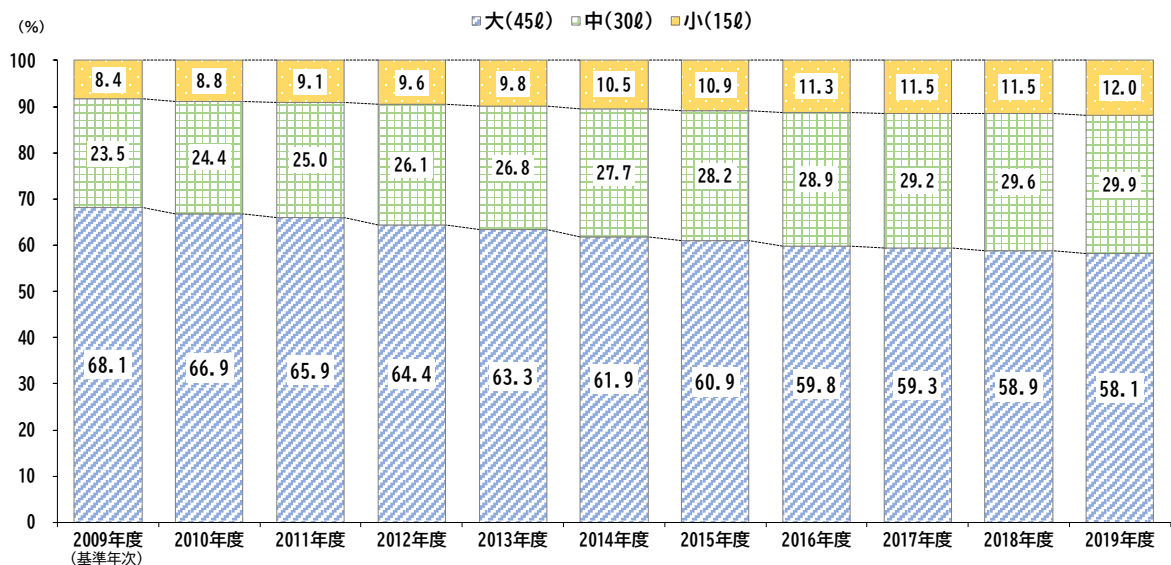
■ 図表 7 区役所等の回収拠点での回収量

	2009 年度 (基準年次)	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
蛍光管・乾電池 の回収量(ト)	1	10	23	28	43	47
水銀体温計等 の回収量(kg)	—	—	163	125	181	132

⑦ 家庭ごみの容積

- ・家庭ごみの容積について、家庭用可燃ごみ袋の販売実績によると、大袋の割合が毎年度確実に減少しており、2009 年度の構成比と比較すると、大袋が 10.0 ポイントの減少、中袋は 6.4 ポイントの増加、小袋は 3.6 ポイントの増加となるなど、減容化が進んでいます。

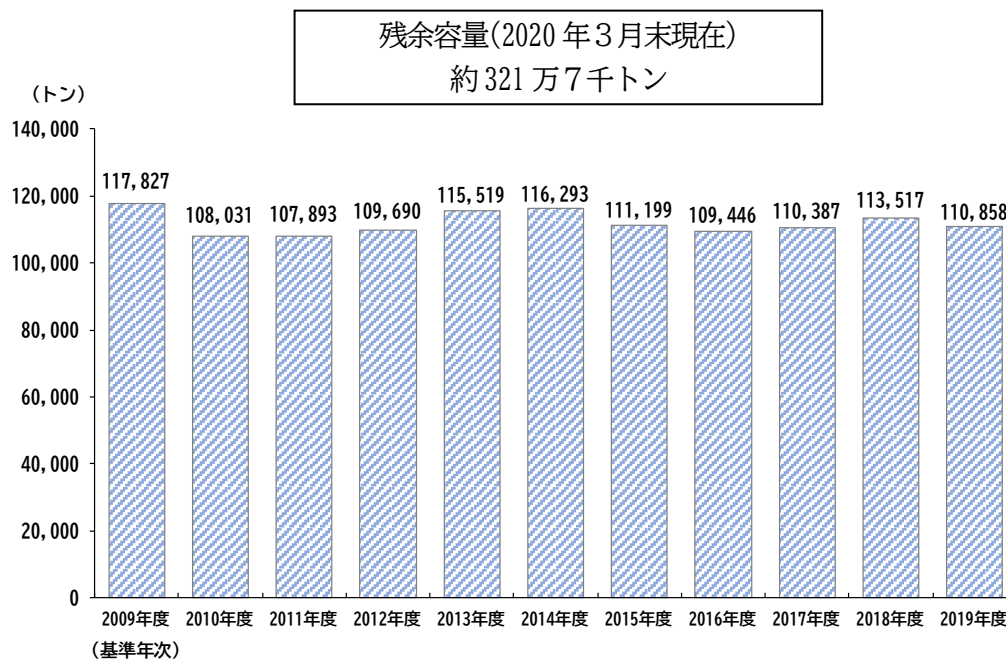
■ 図表 8 家庭用可燃ごみ袋の販売実績の推移



⑧ 埋立処分量の推移

- ・埋立処分量は、ごみ処理量と同様にほぼ横ばいで推移しています。

■ 図表9 埋立処分量の推移

⑨ 温室効果ガス排出量(廃棄物発電によるCO₂排出削減量)

- ・廃棄物発電量は横ばいで推移しており、安定的な発電を維持しています。
- ・CO₂排出削減量は基準年次と比較して、増加しています。

■ 図表10 廃棄物発電によるCO₂排出削減量の推移

	2009年度 (基準年次)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
CO ₂ 排出削減量(トン)	89,676	131,910	129,676	126,154	88,752	94,439
発電電力量(MWh)	239,775	249,831	268,481	272,472	255,771	272,160

- ・CO₂排出削減量は年度ごとに公表される九州電力(株)のCO₂排出係数を発電電力量に乗じて算出しているため、発電電力量と比例しない。
- ・発電電力量は4工場で発電した電力量のうち、福岡市内で発生したごみの割合に相当する電力量である。

2 課題

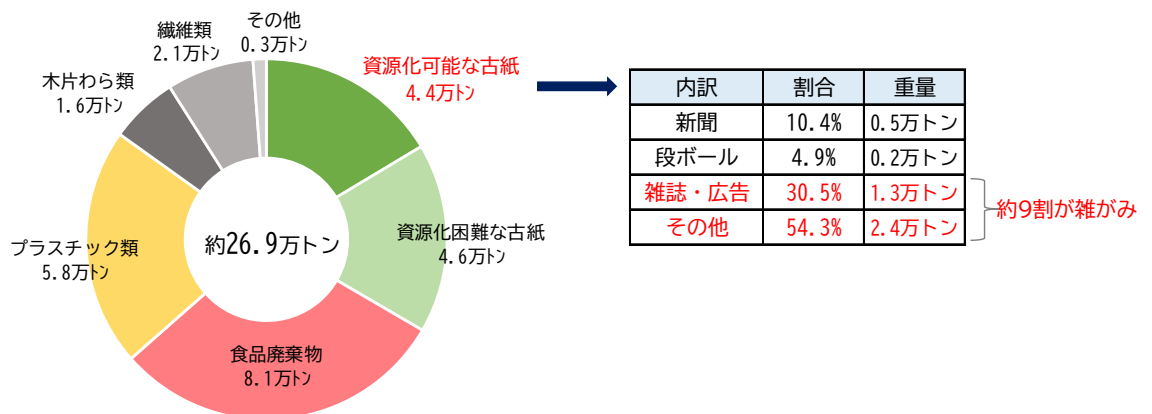
(1) ごみ処理における課題

① 家庭ごみ

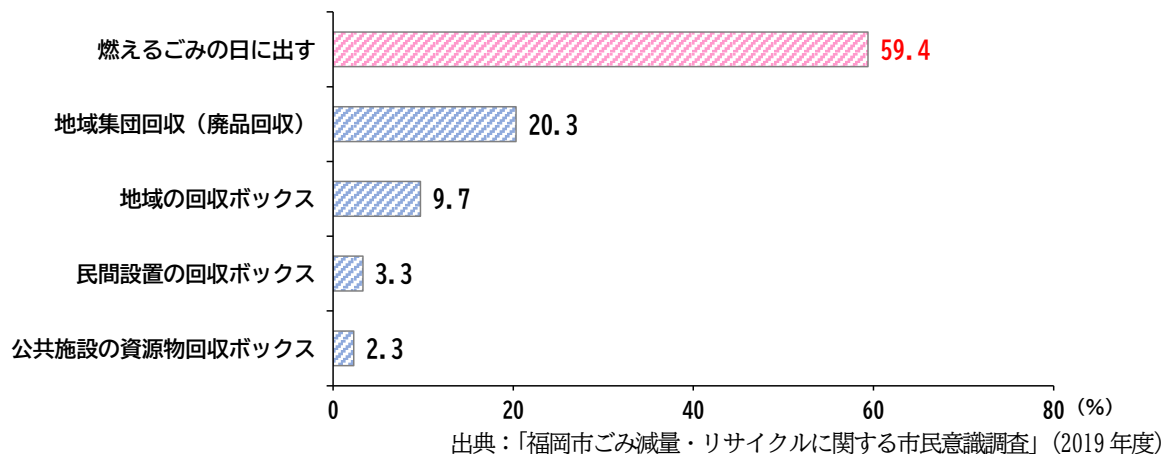
ア 古紙 (図表 11～13 参照)

- ・家庭ごみに含まれる資源化可能な古紙は約 4.4 万トンで、その約 9 割が雑がみとなっています。
- ・雑がみの排出方法については、約 6 割の市民が「ごみとして排出している」と回答しており、年齢が上がるほど、古紙をごみとして排出する割合が低くなっています。
- ・段ボールについては、18～29 歳と 30 歳代の市民がごみとして排出する割合が高くなっています。
- ・そのため、「雑がみ」回収の認知度向上や 20 歳代、30 歳代の市民における段ボールを含めた古紙の資源化に対する意識の向上が必要となります。

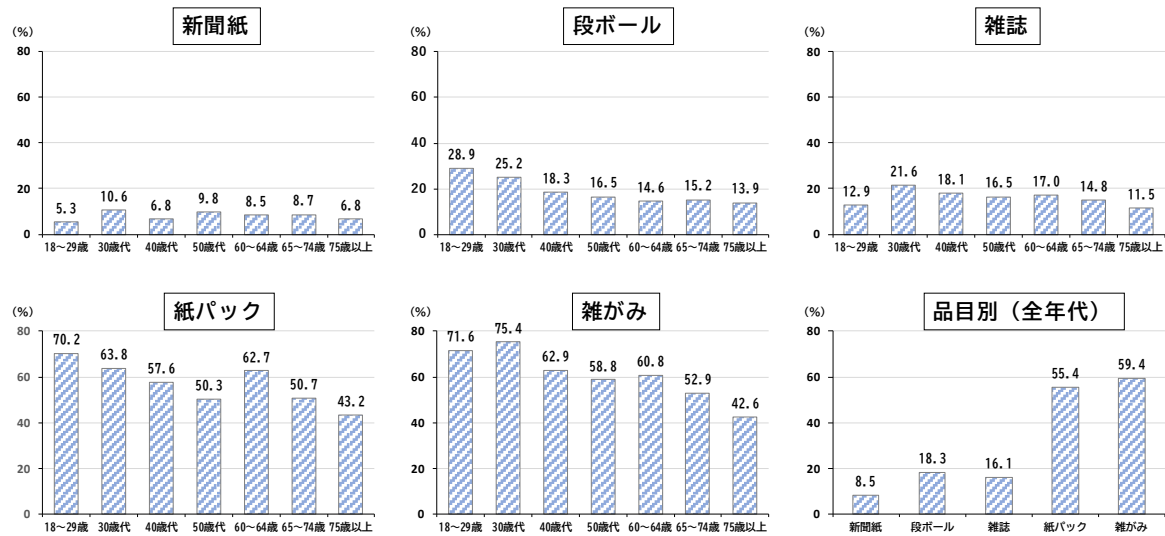
■ 図表 11 家庭系可燃ごみの組成 (2019 年度)



■ 図表 12 雑がみの排出方法



■ 図表 13 古紙を燃えるごみとして排出している割合

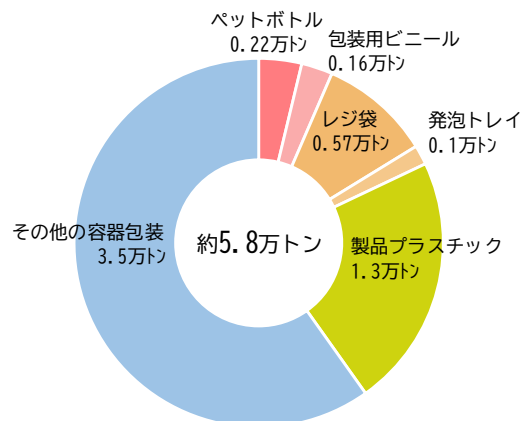


出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」（2019年度）

イ プラスチックごみ（図表 11、14～15 参照）

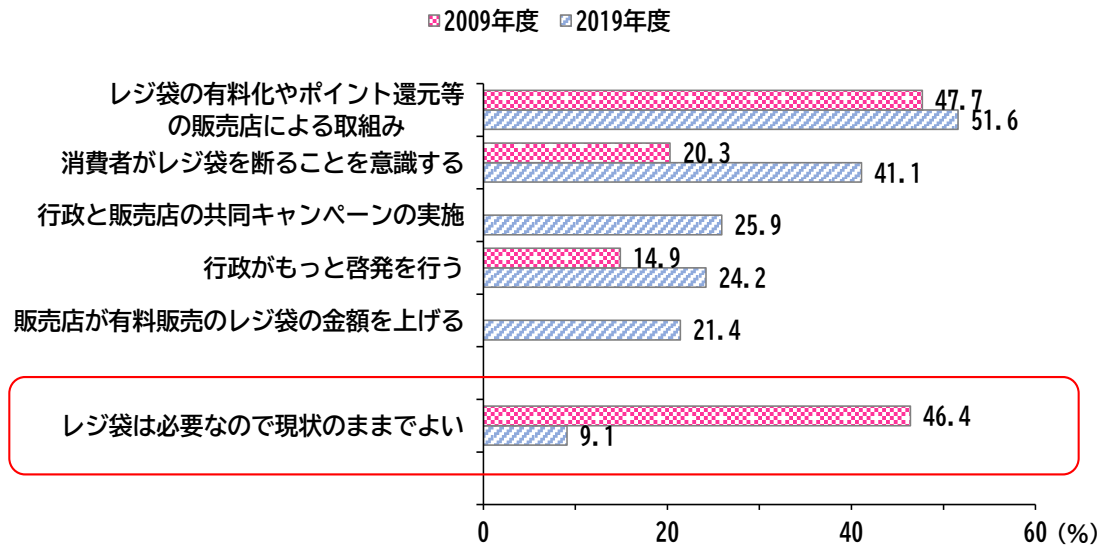
- ・家庭ごみには、約5.8万トンのプラスチックごみが含まれています。
- ・家庭ごみに含まれるプラスチックごみの内訳は、レジ袋が約0.6万トン、ペットボトルが約0.2万トン、その他の容器包装が約3.5万トンとなっています。
- ・レジ袋については、2020年（令和2年）7月の有料化義務化前に実施した調査によると「レジ袋は必要なので現状のままでよい」と回答した割合は10年前の調査と比較して大幅に減少しており、市民意識の変化がみられます。
- ・そのため、不要な物を断る「リフューズ」の推進や適正分別の周知徹底を図るとともに、代替素材⁷の普及促進を含めたプラスチックごみの処理のあり方について、検討が必要です。

■ 図表 14 家庭系プラスチックごみの組成（2019年度）

⁷ 代替素材：

バイオマスプラスチックや紙、セルロース等のプラスチック以外の再生可能な資源を原料とする素材。

■ 図表 15 レジ袋削減に向けた必要な取組み（基準年次との比較）



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する意識調査」（2009年度）
「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」（2019年度）

ウ 食品廃棄物（図表6、11 参照）

- ・家庭ごみには約8万トンの食品廃棄物が含まれており、そのうち約1.4万トンが食品ロス⁸（手つかず食品）となっています。
- ・食品ロスの削減につながる「計画的な買い物を心掛け、必要以上の商品を買わないようにしている」と答えた市民の割合は約4割に留まっています。
- ・そのため、消費行動の転換を含めた発生抑制策の強化や食品ロス削減につながるフードドライブの認知度向上、生ごみ堆肥化等の推進が必要となります。

⁸ 食品ロス：

本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のこと。「食べ残し」や使用されずに捨てられた「手つかず食品」、野菜のへたなどを除去する際に大きく切り取られた「過剰除去」がある。

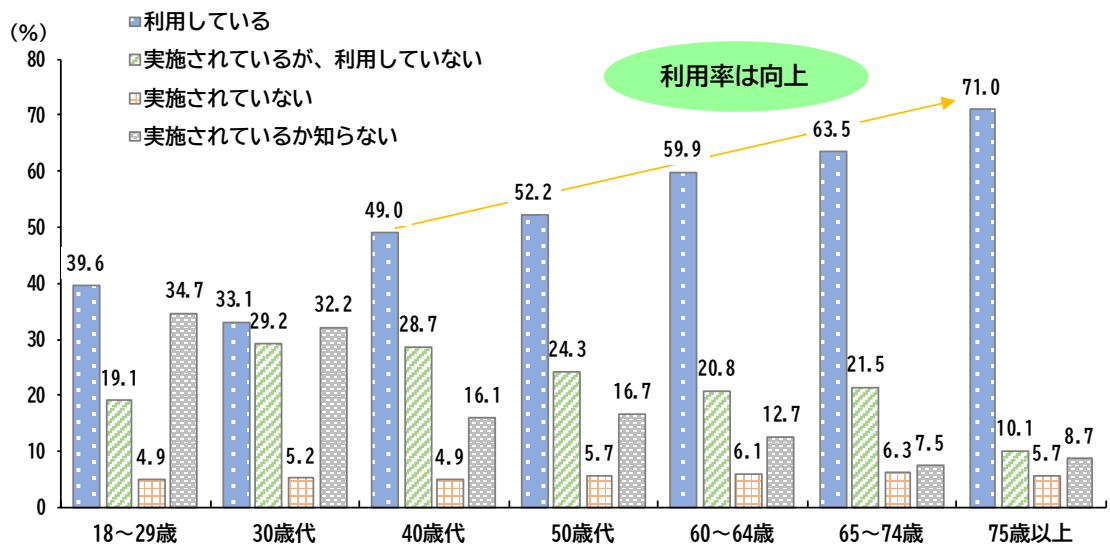
工 地域集団回収等（図表 16、17 参照）

- ・福岡市では地域集団回収による資源物の回収を推進しており、報奨制度の見直し等により実施団体数や実施回数は増加していますが、回収量は新聞の発行部数の減少などにより減少しています。
- ・年齢別の利用状況では年齢が上がるほど利用率が高く、18～29 歳、30 歳代では認知度や利用率が他の世代と比べて低くなっています。
- ・一方で、2018 年度（平成 30 年度）に実施団体に行ったアンケート調査によると、少子高齢化により4分の1の団体が担い手不足と回答しており、若年世代の利用率向上や担い手不足への対応が課題となっています。

■ 図表 16 地域集団回収の実施状況の推移

	2009 年度	2019 年度	増減
実施団体数(団体)	1,480	1,540	+60
実施回数(回)	13,471	14,495	+1,024
回収量(トン)	27,938	16,201	▲11,737

■ 図表 17 地域集団回収の利用状況



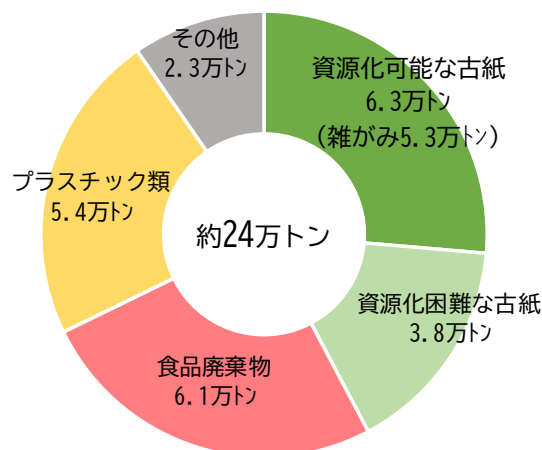
出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」（2019 年度）

② 事業系ごみ

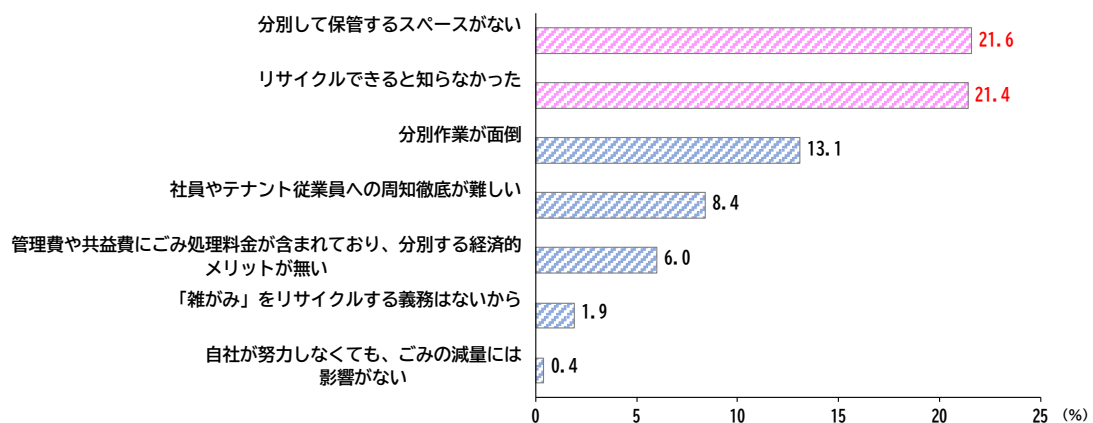
ア 古紙（図表 18～20 参照）

- ・事業系ごみに含まれる資源化可能な古紙は約6.3万トンで、その約8割が雑がみとなっています。
- ・古紙の資源化が進まない理由として、雑がみの認知度が低いことや保管場所の確保が困難なことが挙げられます。
- ・また、福祉業では紙類の約8割が紙おむつであり、超高齢社会の到来により、今後も増加が見込まれます。
- ・保管場所の確保については、2020年（令和2年）10月開始の事業系古紙の分別区分追加に合わせて排出事業者に対する支援を実施していますが、古紙の更なる資源化のためには「雑がみ」回収の認知度向上や紙おむつの資源化に向けた課題の整理が必要です。

■ 図表 18 事業系可燃ごみの組成（2019年度）

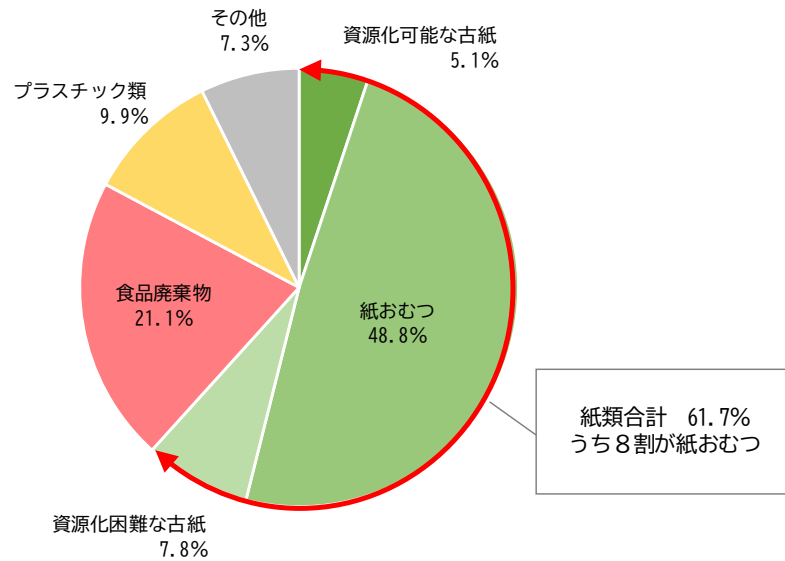


■ 図表 19 雑がみをリサイクルしていない理由



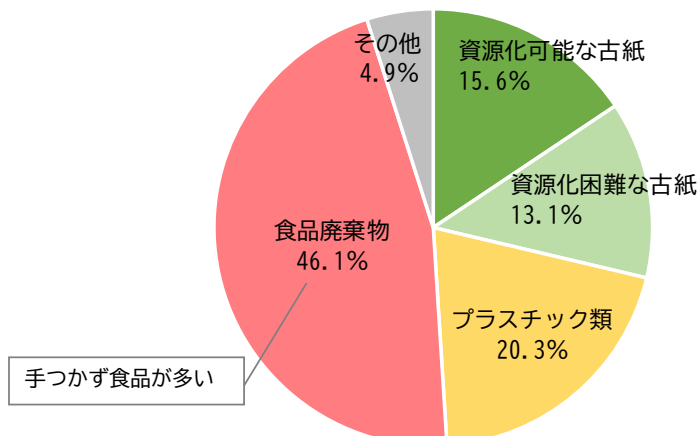
出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する事業所調査」（2019年度）

■ 図表 20 業種別（福祉業）可燃ごみ組成（2019 年度）

イ 食品廃棄物（図表 18、21 参照）

- ・事業系ごみには、食品廃棄物が約6万トン含まれています。このうち、小売店や飲食店での手つかず食品や食べ残しが多くなっており、利用者、事業者ともに、食品ロスを減らしていく意識をもつことが重要となっています。
- ・一方で、排出された食品廃棄物を資源化する施設（飼料化）の市内の処理能力は約1万トンであり、十分ではありません。
- ・福岡市では資源化ルートへの誘導を行い、資源化量は増加していますが、処理コストが高ことから、取り組む事業者は限定的となっています。
- ・業種別の減量・資源化の対策やフードバンクの活用、効率的な収集ルートの構築、新規資源化施設誘致に関する施策が必要になります。

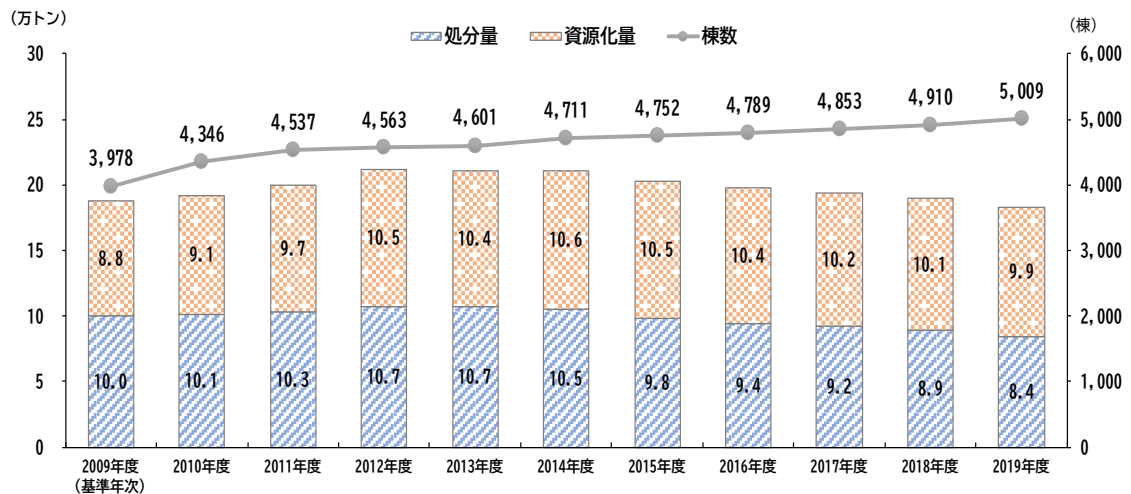
■ 図表 21 業種別（小売業）可燃ごみ組成（2019 年度）



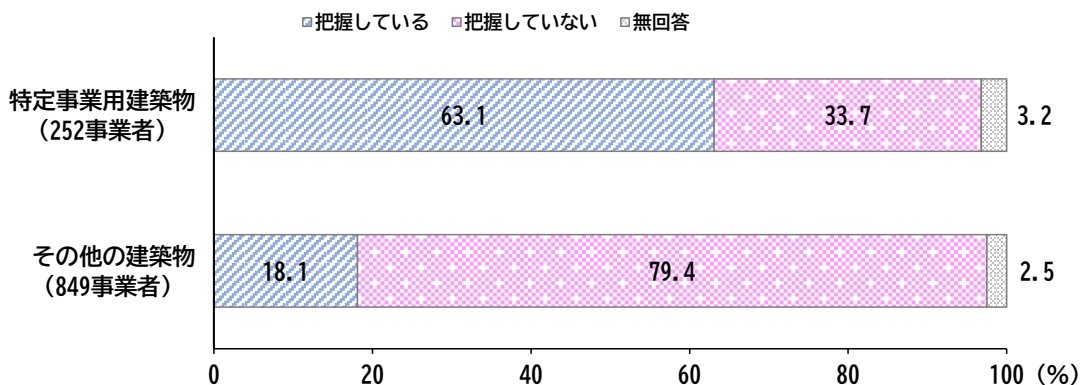
ウ 事業用建築物（図表 22、23 参照）

- ・個別訪問による指導や事業者の意識の向上等により、特定事業用建築物⁹におけるごみの発生量は減少しています。
- ・一方で、特定事業用建築物以外の中小事業者においては、自社のごみ排出量や資源化量が把握できていないという課題があります。
- ・そのため、各事業者への個別訪問による指導を強化するとともに、各事業者が自ら排出しているごみ減量に関する意識の向上が必要です。

■ 図表 22 特定事業用建築物における資源化量・処分量の推移



■ 図表 23 事業者におけるごみや資源物排出量の把握状況



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する事業所調査」（2019年度）

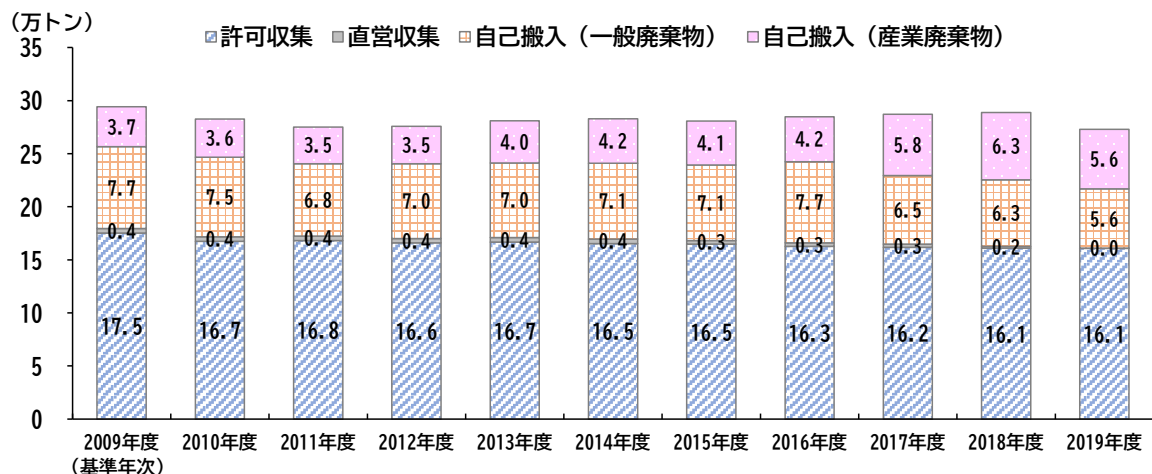
⁹ 特定事業用建築物：

事業の用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物。事業系一般廃棄物の減量を推進するため、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、廃棄物の減量等に関する計画書の提出等が義務付けられている。

工 搬入種別（図表 24 参照）

- ・許可業者による搬入量は事業系ごみの定期収集手数料の減免廃止¹⁰や特定事業用建築物への指導等により減少傾向です。
- ・自己搬入による搬入量は住宅の増改築等による産業廃棄物が増加傾向でしたが、市外に所在する事業者による産業廃棄物の搬入規制や木くずの資源化施設への誘導により、2019年度（令和元年度）は減少しています。
- ・今後も、排出者責任と適正処理に関する指導の強化や民間施設（産業廃棄物・資源物）への誘導強化が必要です。

■ 図表 24 事業系ごみ搬入量の推移（搬入種別）



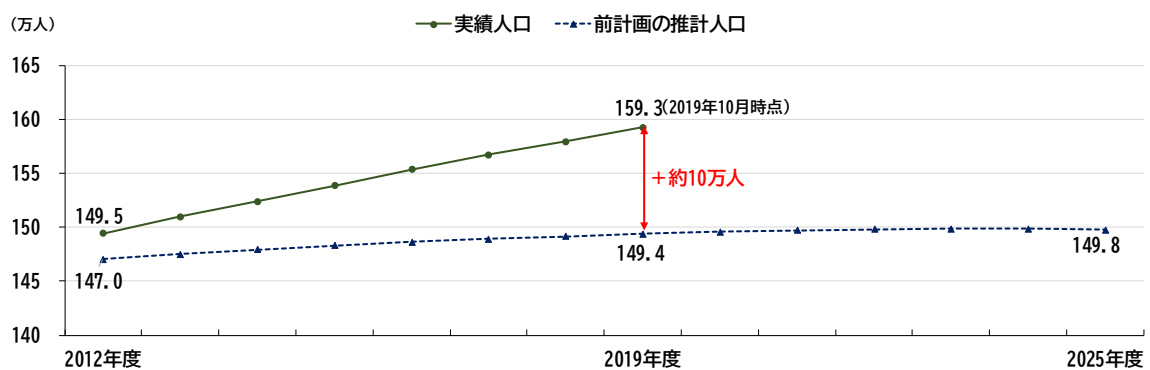
¹⁰ 事業系ごみの定期収集手数料の減免廃止：

排出事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する際のごみ処理手数料については、中小零細事業者の負担軽減の観点から、処分経費を50パーセント減免していたが、排出事業者の自己責任の明確化及びごみ減量・リサイクルを促進するため、2011年度から段階的に廃止した。

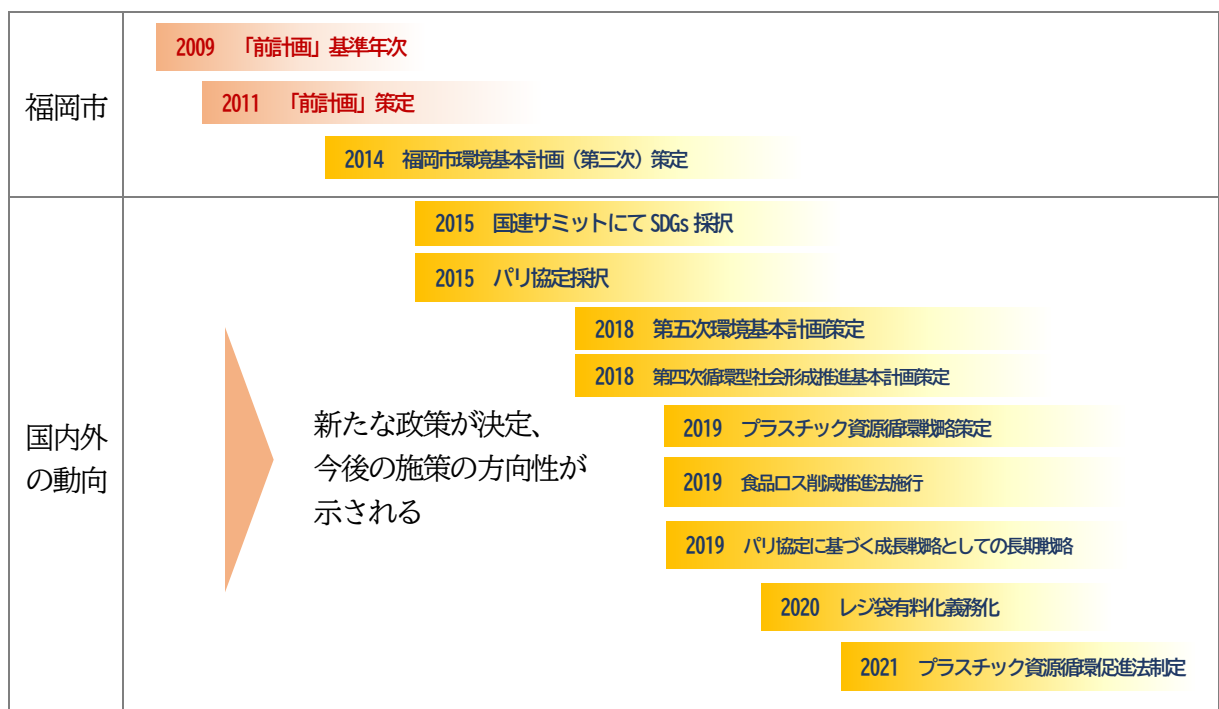
(2) 前計画策定後の状況変化

- ・前計画策定から、約10年が経過する中で、人口の増加や経済状況など、福岡市のごみ減量施策の前提となる社会環境が想定以上に大きく変化しています。
- ・また、2015年（平成27年）の国連サミットにおけるSDGs採択以降、国の第五次環境基本計画の策定、プラスチック資源循環戦略策定や食品ロス削減推進法施行など、国等において、総合的かつ長期的な政策の方向性が決定しました。

■ 図表 25 実績人口と前計画の推計人口



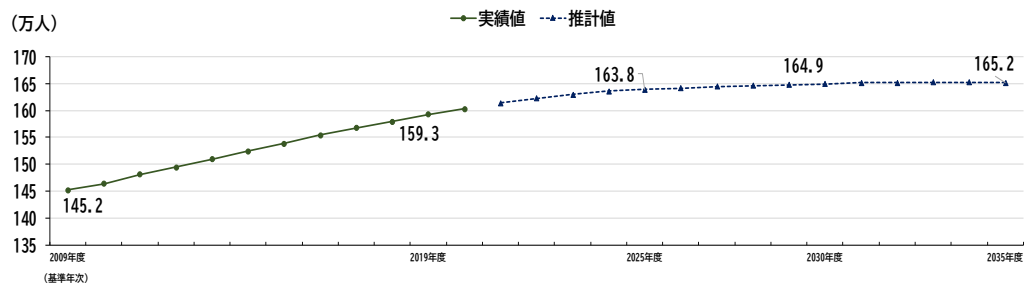
■ 図表 26 前計画策定後の環境政策の動向



(3) 前計画では見込まれていない新たな課題

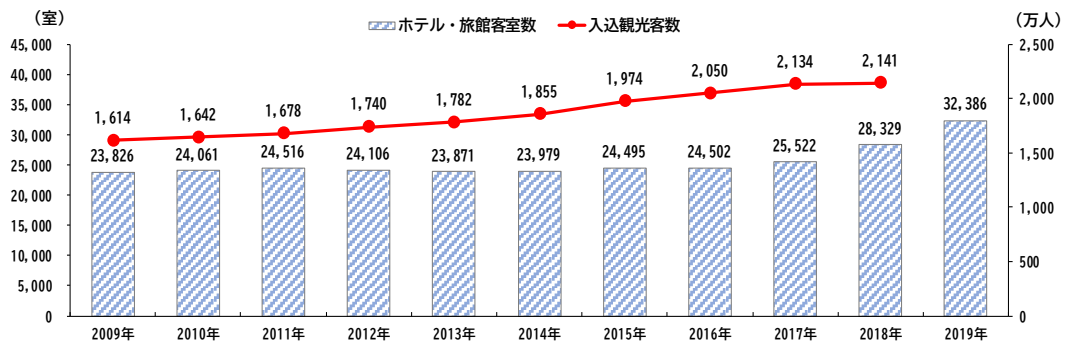
- ・福岡市では、今後も人口は増加が見込まれ、2035年（令和17年）頃に165.2万人のピークを迎える見通しです。
- ・好調な経済状況により、事業所数及び市内総生産額は増加傾向を示しています。
また、観光・MICEによる交流人口も増加し、入込観光客数は7年連続で過去最高を更新しています。
- ・一方、前計画では想定していないプラスチックごみや食品ロスといった新たな課題や、近年では、新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新しい生活様式」にも対応する必要があります。

■ 図表 27 福岡市の人口、将来推計人口



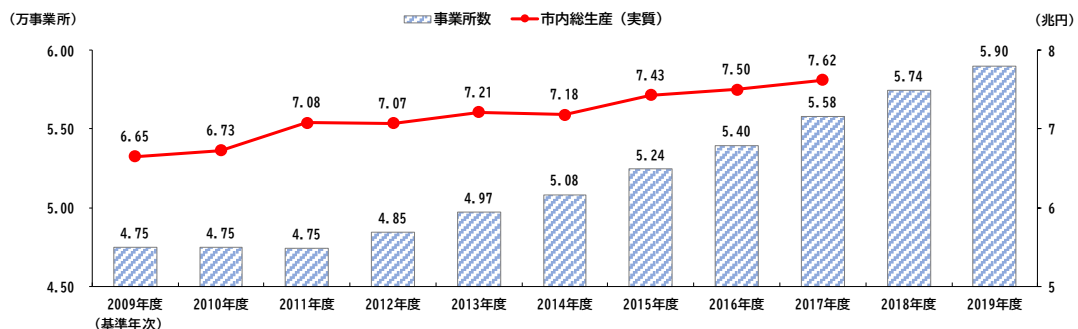
出典：福岡市の推計人口、福岡市将来推計人口（2012年度）に直近の実績値を加味した推計値

■ 図表 28 福岡市における客室数、入込観光客数の推移



出典：「福岡市観光統計」（2020年度）

■ 図表 29 福岡市における事業所数、市内総生産の推移



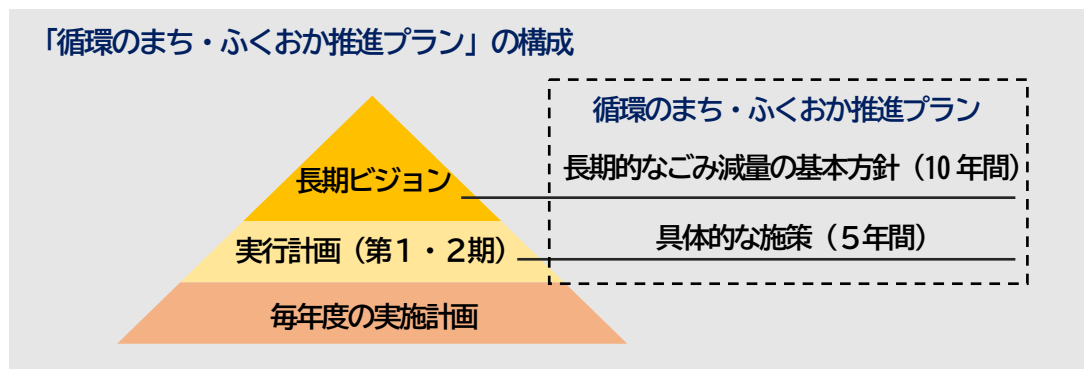
出典：「福岡市市民経済計算」（2020年度）、「福岡市税務統計」（2020年度）

第3章 計画の基本的事項（長期ビジョン）

1 循環のまち・ふくおか推進プランについて

(1) プランの構成

- ・福岡市のごみ減量に関する様々な社会環境が変化中、プラスチックごみの削減や食品ロスの削減など新たな課題にも対応するため、新たなごみ処理基本計画となる「循環のまち・ふくおか推進プラン」を策定します。
- ・引き続き変化が予想される社会環境や2019年（令和元年）に発生した新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響にも柔軟に対応していくため、本計画では、長期的なごみ減量への基本方針を定めた「長期ビジョン」と5年ごとに具体的な施策を定める「実行計画」を策定します。
- ・また、「実行計画」で定める施策については、効果を評価・検証しながら、毎年度の予算・実施計画等に反映し、着実に推進していきます。



(2) 計画期間

- ・各計画期間は以下のとおりとします。（基準年度：2019年度（令和元年度））

循環のまち・ふくおか推進プラン（長期ビジョン） 〈第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画〉	10年間（目標年度：2030年度） 2021～2030年度（令和3～12年度）
第1期 実行計画	5年間（中間目標年度：2025年度） 2021～2025年度（令和3～7年度）
第2期 実行計画	5年間（目標年度：2030年度） 2026～2030年度（令和8～12年度）

■ 図表30 循環のまち・ふくおか推進プランの計画期間

2021年度 (令和3年度)				2025年度 (令和7年度)					2030年度 (令和12年度)
循環のまち・ふくおか推進プラン(第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画)									
長期ビジョン（10年間）									
第1期 実行計画（5年間）					第2期 実行計画（5年間）				
			第1期実行計画 評価・検証	第2期実行計画 策定				長期ビジョン 第2期実行計画 評価・検証	次期計画 策定

2 テーマ・基本方針

(1) テーマ

- ・福岡市環境基本計画（第四次）のめざすまちの姿「人・まち・自然が調和し、心豊かに住み続けられるアジアのモデル都市」の実現に向けた部門別計画として、「福岡式循環型社会システムの構築」を推進します。
- ・また、本計画は、SDGsの理念を踏まえ、今後も成長を続ける福岡市において、これまで市民・事業者の皆様とともに取り組んできた「循環のまち・ふくおか」の取り組みを更に進化させ、将来世代に繋いでいくためのチャレンジであることから、以下のテーマを掲げ、発生抑制と再使用の2Rに重点を置いた3Rの取り組みを推進します。

みんなでつくろう！ 活力ある未来へつなぐ「循環のまち・ふくおか」

■福岡市に関わる**全てのステークホルダー（市民・事業者・NPO 団体等）の参画**を目指します

■**持続可能な社会を実現し、安全・安心な生活環境を将来に受け継ぎます**



■**地域循環共生圏の形成により地域の活力が最大限発揮される循環のまち**を目指します

コラム

わたしたちの合言葉

本計画では「みんなでつくろう！活力ある未来へつなぐ『循環のまち・ふくおか』」をテーマに発生抑制と再使用の2Rに重点を置いた3Rの取り組みを進めていきます。

テーマの実現に向けて、「わたしたちの合言葉」とともに、家庭や職場、地域の場で2Rの実践に取り組ましましょう。

資源を無駄にしないわたしたちの合言葉

“**3S（スリーエス）**”で、
持続可能な未来へ



福岡市の
環境シンボルキャラクター
エコポップ

Simple
必要なものだけ

Slim
ごみを減らす

Share
共有する

(2) 基本方針

- ・テーマの実現に向けて、以下に掲げる4つの基本方針を掲げ、施策を推進します。
- ・また、各方針の実現に向けて、施策の方向性を掲げ、取組みの主体に合わせて施策を分類します。

基本方針 1	都市特性を踏まえた循環型社会づくり
基本方針 2	イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造
基本方針 3	持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換
基本方針 4	適正処理の更なる推進

〔施策の分類〕

- 【共 働】 市民・事業者・NPO・行政などの各主体が協力して取り組む施策
- 【市 民】 市民が主体となって取り組む施策
- 【事業者】 事業者が主体となって取り組む施策
- 【行 政】 福岡市が主体となって取り組む施策

基本方針1 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

循環型社会の実現に向けて、第3次産業中心の「商業都市」として、環境配慮型商品の普及を進めるとともに、「アジアの交流拠点都市」として、福岡市を訪れる人々が自然に3R行動を実践しやすい環境を整備します。

【施策の方向性】



○ 環境配慮型商品の更なる普及・促進【共働】

バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックといった代替素材の普及やグリーン購入を促進します。

○ 交流人口をターゲットとした3Rの推進【共働】

駅、空港、宿泊施設、飲食店といった施設の特性に応じた3R施策を推進します。

○ 単身者・高齢世帯等の多様なライフスタイルに対応した資源循環の推進【共働】

単身者や高齢世帯に対応した資源物回収や外国人居住者向けの多言語での広報など多様なライフスタイルに対応した資源循環施策を推進します。

基本方針2 イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

産学官連携によるイノベーションの創出やNPO等も参加した多様なコミュニティによる取組みによって、地域の活力を最大限に高めます。

【施策の方向性】



○ 設計段階からの環境配慮型商品の開発支援【共働】

環境配慮型商品の普及を目的に設計段階からの開発支援を進めます。

○ AI・ICTを活用したシェアリング¹¹等の2Rビジネス¹²の促進【共働】

AI・ICTを活用した2Rビジネスの普及促進や事業活動における循環経済¹³モデルの導入を進めます。

○ 多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立【共働】

地域コミュニティや事業者、NPOなどの多様な主体による資源循環を推進します。

¹¹ シェアリング：

個人等が保有する活用可能な資産等をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して、他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。サーキュラーエコノミーの類型の1つ。

¹² 2Rビジネス：

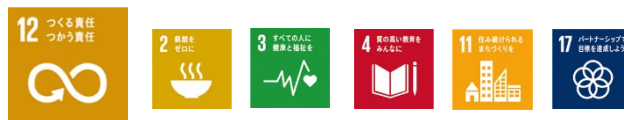
シェアリングやリユース、サービサイジング（製品のサービス化）といった2R（リデュース、リユース）につながるビジネスモデルのこと。

¹³ 循環経済（サーキュラーエコノミー）：

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形な経済活動から製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済のこと。

基本方針3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

持続可能な社会の実現に向けて、3Rを実践するライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進します。



【施策の方向性】

○ 持続可能な消費¹⁴行動への転換 【市民】

環境に配慮した消費行動の周知啓発やマイバッグ・マイボトルの利用などを促進します。

○ 手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減 【市民・事業者】

食品ロスを削減するため、家庭や事業活動における取組みを推進します。

○ 事業系古紙の資源化推進 【事業者】

雑がみの認知度向上や紙おむつの資源化に向けた課題の整理を行います。

○ ESG投資¹⁵の普及・促進 【事業者】

地域金融機関との連携により、ESG投資の普及・促進に取り組みます。

基本方針4 適正処理の更なる推進

平時から事故・災害時まで一貫して安全を確保できる処理体制を構築するとともに、廃棄物処理過程における脱炭素化や陸域でのプラスチック回収による海洋プラスチックごみ対策を推進します。



【施策の方向性】

○ 適正処理に向けた基盤整備の推進 【行政】

一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策として、廃棄物処理事業における業務継続計画の継続的な見直しや感染性廃棄物への対応を行います。

¹⁴ 持続可能な消費：

地域の活性化や雇用なども含む人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）。

¹⁵ ESG投資：

環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を含めて投資先の中長期的な企業価値を考慮する投資。2006年に国連環境計画・金融イニシアティブが責任投資原則（PRI）を提唱したことを機にESG投資が欧米を中心に急速に拡大した。

○ 大規模災害等に対応できる廃棄物処理体制の構築【行政】

災害廃棄物処理体制の検討や大規模災害に対応できる施設整備、広域支援体制の構築を行います。

○ 廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減の推進【行政】

脱炭素社会実現のため、収集運搬及び処分の各工程における温室効果ガス排出量を削減します。

○ 海洋プラスチックごみ対策、不法投棄対策の推進【共働】

自然環境や生活環境を保全するため、海洋プラスチックごみ対策や不法投棄対策を推進します。

(3) 重点3品目

- ・本計画では、ごみ減量・リサイクルを市民・事業者の皆様に分かりやすく、更なる取組みの推進につなげていくため、可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3種類を重点3品目と位置付け、重点的な減量施策を実施します。

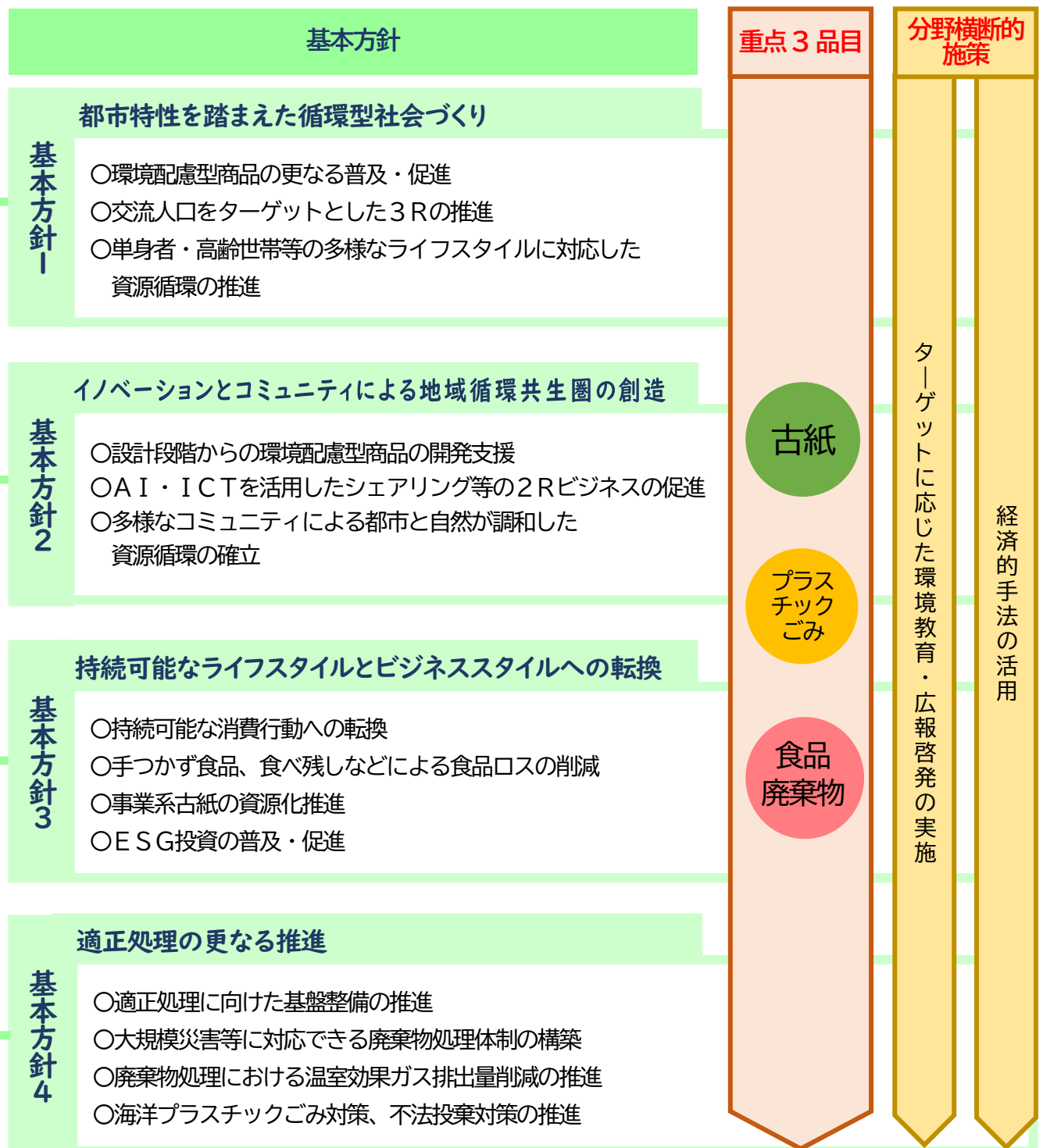
【施策の方向性】

 古紙	・ペーパーレス化の推進 ・再生紙の優先利用の促進 ・雑がみの認知度向上 ・地域特性に応じた地域集団回収の促進策検討 ・事業系古紙の資源化推進
 プラスチックごみ	・業界団体と連携したバイオマスプラスチック等の代替素材の普及・促進 ・産学官連携による環境配慮型商品の開発支援 ・マイバッグ・マイボトルの普及・促進 ・適正分別の周知徹底 ・プラスチックごみ処理のあり方検討 ・事業者の地域清掃活動への参加促進
 食品廃棄物	・駅、空港、宿泊施設等の施設特性に応じた3R推進モデル事業の実施 ・多様な主体との連携による資源化の取組み支援 ・消費期限等の理解促進、フードドライブの推進 ・事業系食品廃棄物の資源化推進

■ 図表31 施策の体系

みんなでつくろう！ 活力ある未来へつなぐ「循環のまち・ふくおか」

- 福岡市に関わる**全てのステークホルダー**（市民・事業者・NPO 団体等）の**参画**を目指します
- **持続可能な社会を実現し、安全・安心な生活環境を将来に受け継ぎます**
- **地域循環共生圏の形成により地域の活力が最大限発揮される循環のまち**を目指します



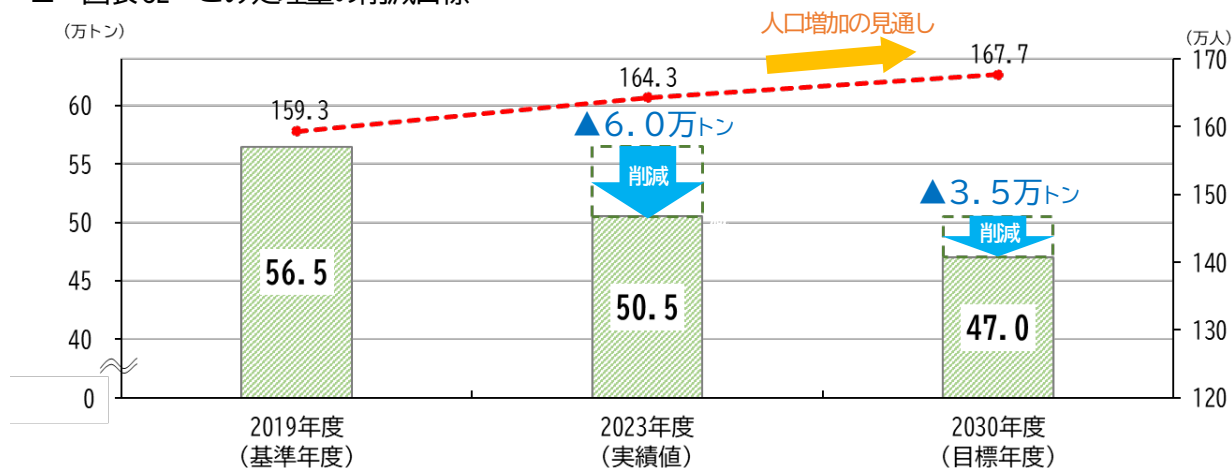
3 数値目標

本計画では長期ビジョンで掲げたテーマを実現するため、次の3つの数値目標を設定します。
第1期実行計画に基づく取組みにより、数値目標を達成したため、見直しを行いました。

(1) ごみ処理量

持続可能な循環型社会の実現に向けて、更なるごみ減量・リサイクルの取組みを推進し、ごみ処理量は基準年度（2019年度：令和元年度）より、2023年度（令和5年度）実績で6万トン削減しており、2030年度（令和12年度）までに、さらに**3.5万トン削減**することを目指します。

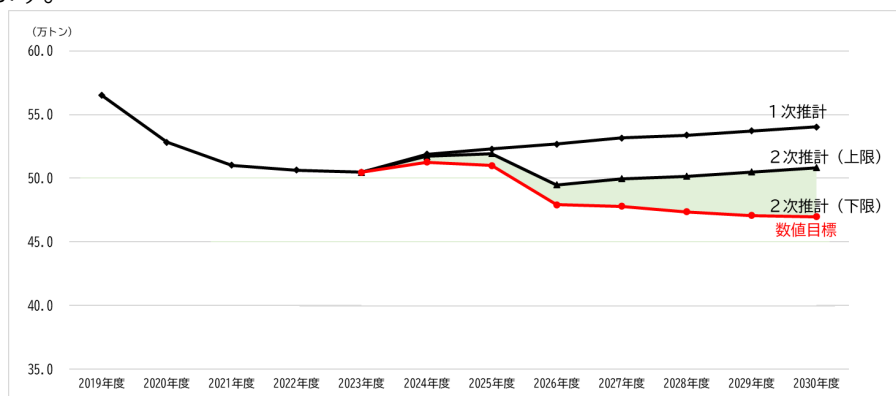
■ 図表 32 ごみ処理量の削減目標



【参考】

将来のごみ処理量については、以下の考え方で推計しています。

- ・ 1次推計：将来人口推計、事業所数の伸びをもとに、現行施策のみを継続した場合の推計
- ・ 2次推計（上限）：既に実施を予定している、プラスチック分別収集及び事業系食品廃棄物資源化施設への誘導による効果を加えた推計
- ・ 2次推計（下限）：第2次実行計画の新規・強化施策を実施した場合の効果を加えた推計
減量施策の効果が最大限発揮された場合のごみ処理量である、2次推計（下限）を数値目標とします。



ごみ処理量の将来推計

(2) 市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量（家庭ごみ原単位）

市民1人ひとりのごみ減量・リサイクルの取組みを着実に進め、市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量を基準年度に比べ、101g削減することを目指します。

2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
501 g/人・日	458 g/人・日 (▲43 g/人・日)	400 g/人・日 (▲101 g/人・日)

(3) 1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量（事業系ごみ原単位）

事業系ごみの減量・リサイクルの取組みを着実に進め、1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量を基準年度に比べ、4kg削減することを目指します。

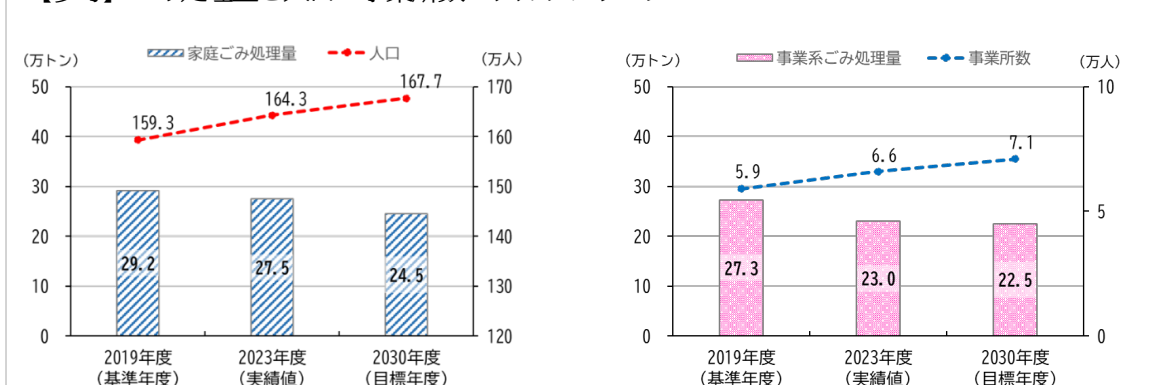
2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
13 kg/所・日	9.6 kg/所・日 (▲3.4 kg/所・日)	9 kg/所・日 (▲4 kg/所・日)

■ 図表33 ごみの発生量の見通し

区分	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
可燃ごみ処理量	51.1 万トン	45.0 万トン	41.2 万トン
不燃ごみ処理量	5.4 万トン	5.5 万トン	5.8 万トン
ごみ処理量	56.5 万トン	50.5 万トン	47.0 万トン
リサイクル量	25.0 万トン	21.9 万トン	26.9 万トン
ごみ発生量※	80.6 万トン	72.2 万トン	73.7 万トン
人口	159.3 万人	164.3 万人	167.7 万人

※リサイクル量のうち、鉄・アルミの資源化量はごみ処理量にも含まれており、ごみ発生量はごみ処理量とリサイクル量の合計値から重複する鉄・アルミの資源化量を差し引いているため、合計は一致しない。

【参考】ごみ処理量と人口・事業所数のデカップリング



4 取組指標

長期ビジョンに掲げる基本方針に基づく施策や重点3品目に関する施策の効果を多面的に把握するため、基本方針ごとに取組指標を設定します。

第1期実行計画に基づく取組みにより、目標を達成している取組指標等については、見直しを行い、未達成の取組指標については、引き続き施策を推進してまいります。

達成した項目： **達成**
未達成の項目： **未達成**

●基本方針Ⅰ：都市特性を踏まえた循環型社会づくり

<指標1：環境配慮型商品を購入する市民の割合の向上> **未達成**

- ・環境配慮型商品の普及を把握するため、商品を購入する市民の割合の向上を取組指標とします。
(把握方法：市政アンケートによる調査)
- ・参考として、環境配慮型商品の普及状況などの実態把握に努めます。
(把握方法：小売業者などに対するヒアリング)

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
詰替品の購入	78.3%	77.0%	90%
再生品の購入	10.9%	9.7%	30%

<指標2：特定事業用建築物における廃棄物発生量の削減>

- ・交流人口をターゲットとした3R施策の進捗状況を把握するため、大規模集客施設等の特定事業用建築物における廃棄物発生量の削減を取組指標とします。
(把握方法：廃棄物の減量等に関する計画書による集計)

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
特定事業用建築物における 廃棄物発生量	36.4トン/棟	32.2トン/棟	2025年度から削減

<指標3：市民のリサイクル実践度の向上> **未達成**

- ・市民の多様なライフスタイルに対応した資源循環の取組みを把握するため、市民のリサイクル実践度の向上を取組指標とします。
(把握方法：市政アンケートによる調査)

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
地域集団回収の利用	64.5%	54.4%	75%
古紙回収ボックスの利用	23.2%	35.1%	35%

●基本方針2：イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

<指標4：リサイクル率の向上>（令和7年度見直し） **未達成**

- ・資源循環の取組みを把握するため、リサイクル率の向上を取組指標とします。

（把握方法：地域集団回収や資源化施設への搬入量等の集計）

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
リサイクル率	31%	30.3%	37%

<指標5：資源化可能な古紙の焼却量の削減>（令和7年度見直し） **達成**

- ・古紙の資源化の状況を把握するため、資源化可能な古紙の焼却量の削減を取組指標とします。

（把握方法：組成調査による推計）

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
資源化可能な古紙の焼却量	10.7万トン	5.3万トン	4.1万トン

<指標6：食品廃棄物の焼却量の削減>（令和7年度見直し） **達成**

- ・食品廃棄物の資源化の状況を把握するため、食品廃棄物の焼却量の削減を取組指標とします。

（把握方法：組成調査による推計）

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
食品廃棄物の焼却量	14.2万トン	12.5万トン	12.1万トン

コラム

生ごみ（食品廃棄物）の削減

●生ごみ削減のポイント

- 1 生ごみを出さない“食べきり・使い切り！”
- 2 生ごみをギュッと絞って減量！
- 3 それでも出てしまった生ごみはリサイクル！



水切りは悪臭を抑える効果もあります。

●生ごみのリサイクル

生ごみは、微生物の働きを活用して発酵・分解させ、堆肥としてリサイクルすることで、ごみの減量につながります。福岡市では、生ごみの削減を推進するため、生ごみを堆肥化する「段ボールコンポストの使い方講座」や堆肥づくりから野菜の収穫を体験する「生ごみ堆肥を使った菜園講座」を実施しています。

●基本方針3:持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

<指標7:持続可能な消費行動の実践度の向上> 未達成

- ・持続可能な消費行動への転換状況を把握するため、消費行動の実践度の向上を取組指標とします。
(把握方法: 市政アンケートによる調査)

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
レジ袋の辞退	79.2%	88.0%	95%
簡易包装の購入	55.8%	49.7%	70%
マイボトルの持参	53.6%	61.9%	70%
計画的な購入	44.3%	40.0%	60%

<指標8:家庭系プラスチックごみの焼却量の削減> (令和7年度見直し) 達成

- ・家庭系のプラスチックごみの削減状況を把握するため、家庭系プラスチックごみの焼却量の削減を取組指標とします。
(把握方法: 組成調査による推計)

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
家庭系プラスチックごみの焼却量	5.8万トン	4.9万トン	1.9万トン

<指標9:食品ロス発生量(手つかず食品)の削減> (令和7年度見直し) 達成

- ・食品ロスの削減状況を把握するため、廃棄される手つかず食品の削減を取組指標とします。
(把握方法: 組成調査による推計)

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
手つかず食品の量	2.3万トン	1.6万トン	1.5万トン

<指標10：資源化可能な事業系古紙の焼却量の削減>（令和7年度見直し） **達成**

- ・事業系古紙の資源化の状況を把握するため、資源化可能な事業系古紙の焼却量の削減を取組指標とします。（把握方法：組成調査による推計）

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
資源化可能な 事業系古紙の焼却量	6.3万トン	2.1万トン	1.1万トン

<参考指標：市内総生産あたりの事業系ごみ処理量の削減>

- ・持続可能なビジネススタイルへの転換状況を把握するため、市内総生産（実質）あたりの事業系ごみ処理量の削減を参考指標として把握します。
（把握方法：市民経済計算により把握しますが、市内総生産額の公表は当該年度の3年後となるため、参考指標とします）

項目	2019年度 (基準年度)	2021年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
市内総生産（実質）あたりの 事業系ごみ処理量	3.51トン／億円	2.90トン／億円	2025年度 から削減

●基本方針4：適正処理の更なる推進

<指標11：廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減>

- ・廃棄物処理における脱炭素化の進捗を把握するため、廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減を取組指標とします。（把握方法：組成調査に基づく集計）

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
廃棄物処理における 温室効果ガス排出量	31.5万トン-CO ₂	30.4万トン-CO ₂ ※1	2025年度 から削減
（参考）廃棄物発電による 温室効果ガス削減量	9.4万トン-CO ₂	11.3万トン-CO ₂	※2

※1：令和5年度から紙くず及び紙おむつの焼却分が追加されるなど、国において算出方法の見直し。

※2：廃棄物発電による温室効果ガス削減量は、年度ごとに公表される九州電力(株)のCO₂排出係数に発電電力量を乗じて算出するため、目標の設定が難しいことから、参考値として、数値の把握にとどめます。

<指標12：不法投棄回収量の削減>

- ・不法投棄対策の進捗を把握するため、不法投棄回収量の削減を取組指標とします。
(把握方法：回収実績)

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
不法投棄回収量	23 トン	14 トン	2025年度 から削減

<指標13：有害廃棄物等の混入量の削減>

- ・有害廃棄物等の適正処理の進捗を把握するため、燃えないごみに混入する有害廃棄物等の削減を取組指標とします。
(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績値)	2030年度 (目標年度)
蛍光管の混入量	51 トン	29 トン	2025年度 から削減
乾電池の混入量	238 トン	272 トン	
スプレー缶(残留物あり) の混入量	36 トン	30 トン	
リチウムイオン電池 の混入量	—	26 個/トン	

コラム リチウムイオン電池

リチウムイオン電池は、携帯電話やスマートフォン、加熱式たばこなど多くの製品に使用されていますが、圧力がかかると発火する恐れがあり、近年、リチウムイオン電池を要因としたごみ収集車両やごみ処理施設等での発火トラブルが増えています。

使い終わったりリチウムイオン電池は、機器から取り外して適正に分別し排出することが重要です。

取り外したリチウムイオン電池は、(一社)JBRCによって回収されており、家電量販店などに設置している回収ボックスに分別・排出することができます。

スマートフォンや電気シェーバー、ワイヤレスイヤホンなどのリチウムイオン電池が取り外せない小型家電は、公共施設に設置された小型電子機器回収ボックスで回収しております。



火災後の燃え殻

(リチウムイオン電池、スプレー缶、カセットボンベなど多数あり)

JBRC リサイクル協力店

検索

小型電子機器回収ボックス



第4章 施策の推進（第1期実行計画）

1 実行計画の概要

(1) 実行計画の策定

- ・長期ビジョンで定めたテーマの実現に向けて、4つの基本方針と各施策の方向性に基づき、具体的な施策を定める実行計画を策定します。
- ・また、古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の重点3品目については、基本方針及び品目の特性に応じた施策を実施します。

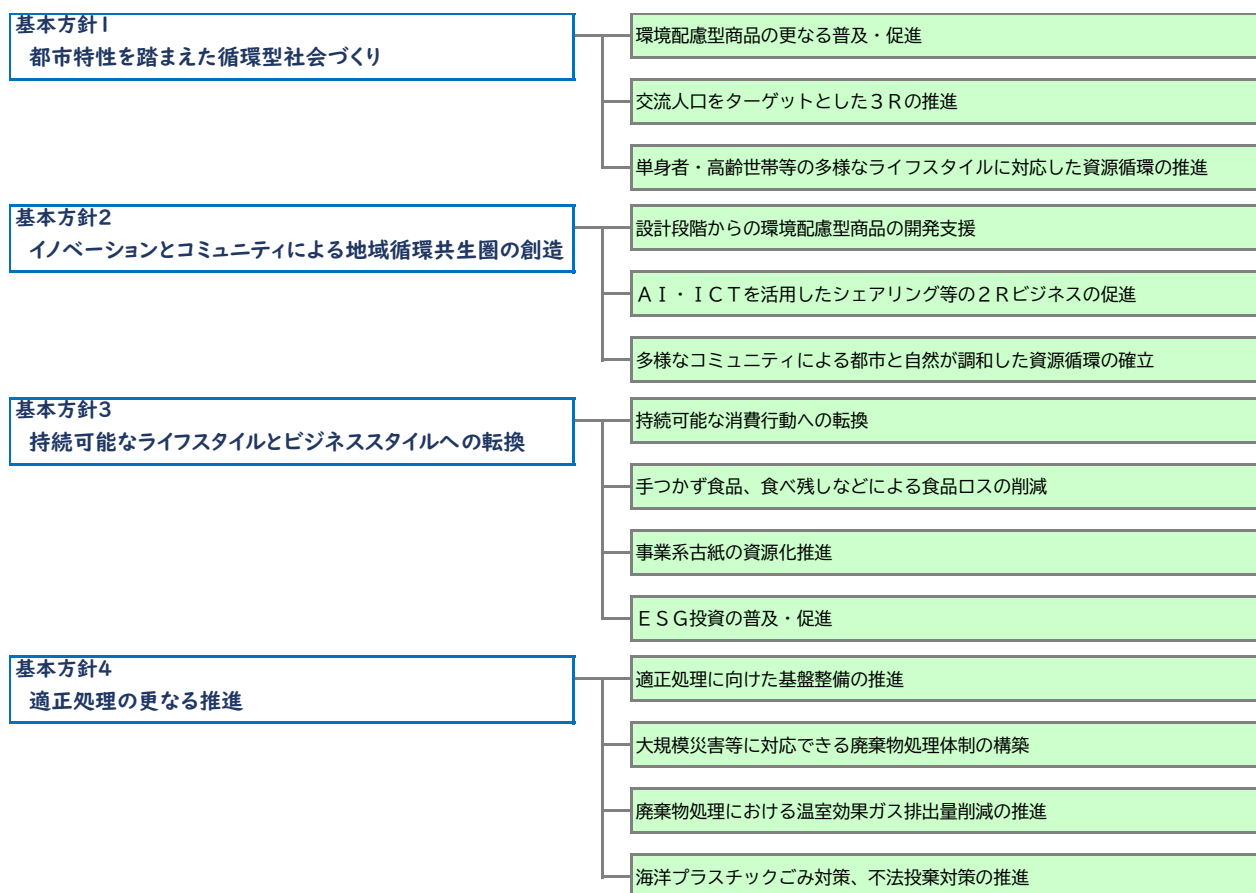
(2) 実行計画の期間

- ・本実行計画の計画期間は以下のとおりとします。

第1期 実行計画	5年間	2021～2025 年度（令和3～7年度）
----------	-----	-----------------------

2 基本方針別施策

■ 図表 34 基本方針別施策の体系



基本方針Ⅰ 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

<主な施策>

○ 環境配慮型商品の更なる普及・促進【共働】

施策・事業	内容
強化 ごみ袋へのバイオマス素材の導入 	ラブアース・クリーンアップなどのボランティア清掃用ごみ袋へバイオマス素材を導入するとともに、家庭ごみ指定袋へのバイオマス素材の導入を検討します。
新規 業界団体と連携した代替素材の普及・促進 	プラスチックごみ削減連絡会や排出事業者への周知啓発を通じて、バイオマスプラスチック等の代替素材への転換を促します。
強化 市民の環境配慮型商品の購入促進	市民に対し、エコマーク認定商品や詰替商品等の環境配慮型商品の購入促進に向けた広報啓発を実施します。
強化 事業者へのグリーン購入の普及・促進	市役所庁内におけるグリーン購入の徹底を図るとともに、事業者のグリーン購入への意欲を喚起するため、「福岡市グリーン購入ガイドライン」の周知をはじめとした広報啓発や企業における取組事例の紹介などを行います。

○ 交流人口をターゲットとした3Rの推進【共働】

施策・事業	内容
福岡エコ運動の推進 	食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食品小売店等を「福岡エコ運動協力店」として登録し、啓発ツールの配布や市ホームページでの広報等の支援を行うとともに、市民向けの広報・啓発を行います。
強化 特定事業用建築物への指導  	特定事業用建築物の所有者等に対して、事業系古紙の分別などの適正排出指導を実施します。 併せて、ペーパーレス化等による古紙の発生抑制やフードバンク活用等の食品ロス削減及び資源化への誘導を行います。
新規 施設特性に応じた3R推進モデル事業  	大規模集客施設等における施設特性に応じた3R推進施策を検討、実施します。
新規 イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進 	イベントにおけるリユース食器や代替素材の普及促進のため、市が主催するイベントでの実践やイベント主催者による取組みを促します。

○ 単身者・高齢者世帯等の多様なライフスタイルに対応した資源循環の推進【共働】

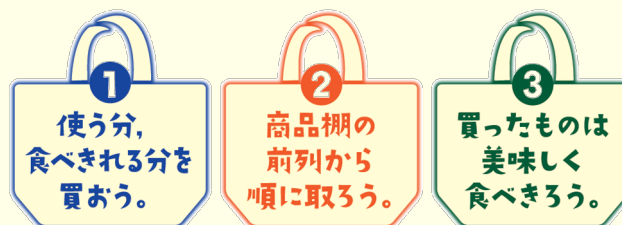
施策・事業	内容
新規 学生や新社会人に対する 教育・啓発	企業や大学と連携し、新たに福岡市に転入した学生、新社会人向けにSNSなどのツールを活用した啓発を実施します。
新規 「新しい生活様式」に対応した 資源回収促進の検討 古紙	「新しい生活様式」による通販利用により増加が見込まれる段ボールについて、通販会社や配達業者などを活用した回収ルートの構築を検討します。
新規 高齢者向けの資源循環推進の 検討 古紙	地域集団回収等において資源物の持ち出しが困難な高齢者について、地域による共助を補完する支援策を検討します。
家庭ごみ指定袋サイズの検討	市民の排出動向に合わせて、家庭ごみ指定袋のサイズの見直しを検討します。
外国人居住者に対する 多言語でのごみ出しルールの 情報提供	外国人居住者に対して、ごみ出しルールを分かりやすく周知するため、QRコードを活用した多言語での情報提供のほか、ルールブックの配付や不動産業者、大学、日本語学校を通じた周知を実施します。

わたしたちにできること

- 日々の買い物や外食で「福岡エコ3項目」を実践し、食品ロスを減らしましょう
(おにぎりを1個廃棄すると約100gの食品ロスとなります)

★ 世の中に、
ちょっといいこと。

<買い物する時は>



<外食する時は>



基本方針2 イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

<主な施策>

○ 設計段階からの環境配慮型商品の開発支援【共働】

施策・事業	内容
新規 産学官連携による 環境配慮型商品の 開発支援 プラ	製造事業者等に対して、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業を活用して、環境配慮型商品の開発を支援します。

○ AI・ICTを活用したシェアリング等の2Rビジネスの促進【共働】

施策・事業	内容
AI・ICTを活用した 食品ロス削減 食品	フードシェアリングアプリやAIを用いた需要予測システムの活用など、食品関連事業者の食品ロス削減に向けた取組みを支援します。
新規 2Rビジネスの普及・促進	シェアリングなどの2Rビジネスモデルの構築を希望する事業者に対して、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業を活用し、事業構築を支援します。

コラム

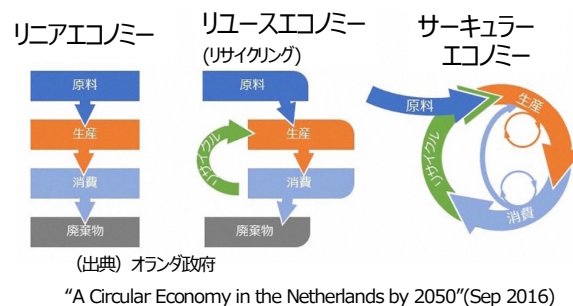
サーキュラーエコノミーと地域循環共生圏

●サーキュラーエコノミー

大量生産・大量消費・大量廃棄する経済活動では、ごみの増加や地球温暖化などの環境問題が深刻となっています。

今までは捨てられていたものを再び資源として利用し、ごみをできるかぎり出さない循環型の経済活動のことをサーキュラーエコノミー（循環経済）といいます。

フリーマーケットアプリによる物の売買やシェアリングサービスなども循環経済を後押しするビジネスモデルとされています。



●地域循環共生圏

各地域が地域資源を活用する自立・分散型の社会を形成しつつ、地域間においてそれぞれの地域特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、資源の循環、生物多様性の確保、地域の活性化等を目指すという考え方。

○ 多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立【共働】

施策・事業	内容
強化 地域集団回収等報奨制度 古紙	地域集団回収等報奨制度を継続するとともに、雑がみの認知度向上による資源化の推進や集団回収空白地帯や担い手不足の団体への支援、超高齢社会に対応した地域集団回収の促進策を検討します。
強化 事業系食品廃棄物の資源化推進 食品	新規資源化施設の誘致や排出事業者に対する資源化誘導策を実施します。
新規 プラスチックリサイクルのあり方検討 プラ	プラスチック資源循環促進法を踏まえ、環境負荷やコスト等の観点からプラスチックリサイクルの方向性と課題の整理を行います。
新規 小売店との連携強化、 新たなペットボトルリサイクルの仕組み検討 プラ	プラスチックごみ削減連絡会と連携し、事業者による店頭回収の取組みを拡大します。 また、地域や小売事業者等と連携しながら、新たなペットボトルリサイクルの仕組みについて検討を行います。
強化 生ごみリサイクル促進事業 食品	家庭から発生する生ごみを資源化するため、段ボールコンポストの普及に取り組むとともに、菜園講座や一人一花運動との連携により、堆肥の活用方法の普及に努めます。

コラム

資源循環とコミュニティの連携

福岡市内では、NPOと社会福祉協議会が連携し、高齢者のいる世帯にコンポストを設置し、生ごみのリサイクルに取り組んでいます。

スタッフがコンポストの手入れのために定期的に巡回することで、コミュニケーションが生まれ、日頃困っていることの把握が可能となるなど、高齢者の見守りも兼ねたりサイクルが進められており、超高齢社会への対応にもつながっています。



スタッフによるコンポストの手入れ
(NPO法人 循環生活研究所提供)

わたしたちにできること

- 雑がみをリサイクルして、燃えるごみを減らしましょう
(ティッシュの空き箱1箱で約30gの減量につながります)



- 傘や自転車などのシェアリングサービスやリユース品を上手に活用しましょう

基本方針3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

<主な施策>

○ 持続可能な消費行動への転換【市民】

施策・事業	内容
強化 マイバッグ、マイボトル等の普及促進 プラ	マイバッグ持参に関する啓発に取り組むとともに、マイボトルの利用促進のため、マイボトル協力店制度や公共施設の給水スポットの活用、福岡市オリジナルマイボトルを活用した啓発を行います。
リフューズの推進 プラ	不要なものを断る「リフューズ」の理解と実践を促進するため、出前講座や環境学習などで啓発を行うとともに、市民・事業者と一体となって実践行動を促す啓発キャンペーンを実施します。
新規 （再掲） イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進 プラ	イベントにおけるリユース食器や代替素材の普及促進のため、市が主催するイベントでの実践やイベント主催者による取組みを促します。

○ 手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減【市民・事業者】

施策・事業	内容
強化 家庭での食品ロス削減 食品	食品ロスの削減に関する出前講座や環境学習のほか、食育や防災分野と連携した啓発を実施するとともに、フードドライブ活動の普及による未利用食品の有効活用を進めます。  フードドライブの様子
（再掲） 福岡エコ運動の推進 食品	食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食品小売店等を「福岡エコ運動協力店」として登録し、啓発ツールの配布や市ホームページでの広報等の支援を行うとともに、市民向けの広報・啓発を行います。
（再掲） AI・ICTを活用した食品ロス削減 食品	フードシェアリングアプリやAIを用いた需要予測システムの活用など、食品関連事業者の食品ロス削減に向けた取組みを支援します。
フードバンク活動推進事業 食品	フードバンク活動を推進・支援し、食品ロスの削減を図ります。

○ 事業系古紙の資源化推進【事業者】

施策・事業	内容
強化 事業系古紙資源化推進事業 古紙	2020年（令和2年）10月に開始した事業系古紙の分別区分追加について、排出事業者に対する適正排出指導等により制度の定着を図るとともに、雑がみの認知度向上により古紙の資源化を促進します。
紙おむつの資源化検討 古紙	国における検討や民間事業者の研究等を踏まえ、環境負荷、コスト等の観点からリサイクル手法の検討を行い、紙おむつの資源化に関する方向性と課題の整理を行います。

○ ESG投資の普及・促進【事業者】

施策・事業	内容
新規 地域金融機関と連携したESG投資の普及・促進	環境・社会・企業統治のESG要素、特に環境分野に取り組む事業者の資金調達が進むよう地域金融機関等と連携し、ESG投資の普及に向けた取組みを進めます。
事業系ごみ資源化推進ファンドによる施設整備・技術研究支援	事業系ごみ資源化推進ファンドを活用し、民間事業者による資源化施設の整備や産学による実証研究等に対する支援を行います。

わたしたちにできること

- マイバッグやマイボトルを利用して、不要なレジ袋やペットボトルなどのワンウェイプラスチックを減らしましょう
（レジ袋1枚7～10g、500ml ペットボトル1本約20gの減量につながります）
- 職場で雑がみを分別して、燃えるごみを減らしましょう



モッテコちゃん
（マイバッグキャンペーンキャラクター）

基本方針4 適正処理の更なる推進

<主な施策>

○ 適正処理に向けた基盤整備の推進【行政】

施策・事業	内容
強化 自己搬入ごみの 適正化推進	ごみ処理施設への自己搬入について、排出事業者の事前登録制度の導入によりごみ減量意識の向上を図るとともに、排出事業者ごとの搬入量を正確に把握でき、よりきめ細やかな搬入指導が可能となることにより、適正排出を促進します。
強化 小型家電の回収強化	携帯電話等の使用済小型電子機器に含まれる金属を資源化するため、回収ボックスによる拠点回収や粗大ごみ等からのピックアップ回収を実施します。
強化 スプレー缶等の 適正分別の推進	ごみ処理中の火災予防のため、スプレー缶の使い切りの徹底やリチウムイオン電池等の拠点回収を強化するなど、燃えないごみへの危険物混入を防止するとともに、効果的な回収方法を検討します。
蛍光管・乾電池等の 拠点回収	家庭から排出される蛍光管・乾電池を家電量販店やホームセンター等に設置したボックスにて回収し、資源化します。 水銀式の体温計などを公共施設や市内の薬局等で回収します。
拡大生産者責任の 履行に向けた提言	市のごみ処理施設では処理できない廃棄物について、拡大生産者責任を踏まえ、製造・販売事業者による回収体制の整備など適正処理に向けた環境整備を国等の関係機関に提言します。
新規 市が行う産業廃棄物 処理のあり方検討	市が行う産業廃棄物処理について、中小企業振興や排出事業者責任、ごみ減量の観点から課題の整理と今後の方向性を検討します。
新規 新型コロナウイルス 感染症対策	医療機関と連携して、適正処理の徹底を図るとともに、感染症に係る廃棄物の処理方法の検討や業務継続計画の整備を通じて、新型コロナウイルス感染症流行時においても安定的な廃棄物処理体制を確保します。

○ 大規模災害等に対応できる廃棄物処理体制の構築【行政】

施策・事業	内容
災害廃棄物 処理体制の検討	災害時の廃棄物処理の基本方針を定めた「福岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理体制の検討や職員の研修・訓練を実施します。 また、九州市長会や北九州市、熊本市との相互支援協定、福岡都市圏自治体との協定を活用し、平時から広域連携の強化に努めるとともに、発災時には協定に基づき支援・受援を行います。
大規模災害に対応した 施設整備	大規模災害に対応した施設の強靱化や災害廃棄物の処理を想定した施設整備を行います。また、処理施設の業務継続計画を策定し、大規模災害時においても安定的な施設稼働に努めます。

○ 廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減の推進【行政】

施策・事業	内容
新規 収集運搬における温室効果ガス排出量削減の推進	収集ルート効率化など、収集運搬時の温室効果ガス排出量削減策を検討します。
ごみ焼却熱の有効利用、熱回収の高効率化	効率的な施設運用と節電対策を行うことで、発電電力量と送電電力量の確保に努めるとともに、清掃工場で発電した電力について、自己託送や小売電気事業者仲介による市有施設等への供給を検討します。
強化 （再掲） ごみ袋へのバイオマス素材の導入 プラ	ラブアース・クリーンアップなどのボランティア清掃用ごみ袋へバイオマス素材を導入するとともに、指定袋へのバイオマス素材の導入を検討します。
（再掲） 業界団体と連携した代替素材の普及・促進 プラ	プラスチックごみ削減連絡会や排出事業者への周知啓発を通じて、バイオマスプラスチック等の代替素材への転換を促します。

コラム

「脱炭素」とは

脱炭素とは、省エネの取組みや太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量をできるかぎり減らし、最終的な排出量と森林などによる吸収量を等しくして、プラスマイナスゼロ（実質ゼロ）にすることです。実質ゼロに向けては、新たな技術によって、より多くの温室効果ガスを削減することも必要とされており、その研究や開発が積極的に行われています。

近年、台風や豪雨など気象災害が頻発し、多くの被害が発生しています。これらの気象災害は地球温暖化が一因とされ、今後、地球温暖化の進行に伴い、気候変動による熱中症や豪雨などへの影響が懸念されています。

ごみ処理の分野においても、ごみ収集車両の排気ガスや焼却処理施設から発生する温室効果ガスの排出抑制に向けた取組みの推進が必要となっています。

私たちにできることとして、食べ物を残さないようにして食品ロスを減らしたり、不要なレジ袋はもらわないようにすることや、事業者においては、生産工程の最適化による生産ロスの削減や需要に応じた供給など、ごみ減量の取組みがごみ焼却量の削減となり、脱炭素社会の実現につながります。



○ 海洋プラスチックごみ対策、不法投棄対策の推進【共働】

施策・事業	内容
強化 地域清掃活動の推進 プラ	地域ぐるみ清掃やラブアース・クリーンアップ等のボランティア清掃において袋の配付や収集の支援を継続し、清掃活動を促進します。
地域等と連携した不法投棄対策 プラ	パトロール等による監視、地域団体への支援、市民啓発、関係機関との連携により不法投棄対策を実施します。

コラム

海洋プラスチックごみ

海洋プラスチックごみの増加は、世界共通の課題となっており、2016年世界経済フォーラム（ダボス会議）では、このまま対策をとらなければ、「2050年には海洋中のプラスチックの重量が魚の重量を超える」との試算が報告されました。

また、2019年6月に開催された主要20カ国・地域首脳会議（G20大阪サミット）では、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、海洋プラスチックごみの削減は国際的な連携のもとで取り組みが始まっています。

海洋プラスチックごみを削減するためには、国や企業側での製品の製造過程で代替品の開発やエコデザインを進めるとともに、私達一人ひとりが、プラスチックごみ問題の深刻さについて考え、レジ袋だけでなく使い捨てプラスチック製品をできるだけ使用しないライフスタイルを身に付ける必要があります。

福岡市は、「クリーン・ザ・ビーチ」の名称で福岡市近郊の海岸清掃を行ったことを原点に1992年から始められた「ラブアース・クリーンアップ」発祥の地であり、毎年6月の環境月間に海岸や河川、公園などの一斉清掃を実施するとともに、プラスチックごみ削減の啓発にも取り組んでいます。また、博多湾では、漁業者と連携し、海底ごみの清掃活動を行い、マイクロプラスチックの原因となるペットボトル、ビニール袋などを回収しており、海洋環境の保全につながっています。



漁網にからまったウミガメ

（出典：環境省平成29年度漂着ごみ対策総合検討業務）

ラブアース・クリーンアップの様子
（志賀島）

わたしたちにできること

- スプレー缶は使い切ってから、燃えないごみに出しましょう
- 小型家電は公共施設の回収ボックスに出しましょう



3 重点3品目に関する施策

- ・本実行計画では、ごみ減量・リサイクルを市民・事業者の皆様に分かりやすく、更なる取組みの推進につなげていくため、可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3種類を重点3品目と位置付け、重点的な減量施策を実施します。

古紙

に関する施策

① 再生紙の優先利用

- ・再生紙の優先利用を促すため、市役所庁内におけるグリーン購入の徹底を図るとともに、民間事業者に対して、再生紙の優先利用に関する啓発を行います。

② 発生抑制、リサイクルの推進

- ・ペーパーレス化などによる発生抑制を進めるとともに、雑がみ回収の認知度向上や地域集団回収のあり方の検討、事業系古紙の資源化の取組みを進めます。

<主な施策>

施策・事業	
強化	特定事業用建築物への指導（再掲）
新規	施設特性に応じた3R推進モデル事業（再掲）
強化	地域集団回収等報奨制度（再掲）
強化	事業系古紙資源化推進事業（再掲）
新規	「新しい生活様式」に対応した資源回収促進の検討（再掲）
新規	高齢者向けの資源循環推進の検討（再掲）
	紙おむつの資源化検討（再掲）



プラスチックごみに関する施策

① 発生抑制・代替素材への転換

- ・プラスチック資源循環戦略では、ワンウェイプラスチック削減の徹底、再生材・バイオプラスチックの利用促進、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、海洋プラスチックごみ対策などが重点戦略として掲げられています。
- ・一方、新型コロナウイルス感染症の影響により食品容器などに使用されたプラスチックごみの排出が増加しています。
- ・これらの状況や商業都市という都市特性を踏まえて、リフューズの推進による発生抑制を徹底するとともに、使用せざるを得ないプラスチックについては、小売店との連携や環境配慮型商品の開発支援等を通じて、代替素材への転換を進めます。

② リサイクルのあり方検討

- ・リサイクルについては、リサイクル手法ごとの環境負荷やコスト、市民に分かりやすく効率的な分別、収集運搬方法、リサイクル施設の立地などの観点から福岡市に適したリサイクルシステムを検討します。

③ 海洋プラスチックごみ対策

- ・海洋プラスチックごみ対策については、市民・事業者や流域圏の自治体と連携した清掃活動や啓発に取り組めます。

<主な施策>

施策・事業	
強化	マイバッグ、マイボトル等の普及促進（再掲）
	リフューズの推進（再掲）
新規	業界団体と連携した代替素材の普及・促進（再掲）
新規	イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進（再掲）
新規	産学官連携による環境配慮型商品の開発支援（再掲）
新規	小売店との連携強化、新たなペットボトルリサイクルの仕組み検討（再掲）
強化	ごみ袋へのバイオマス素材の導入（再掲）
新規	プラスチックリサイクルのあり方検討（再掲）
強化	地域清掃活動の推進（再掲）
	地域等と連携した不法投棄対策（再掲）

コラム

プラスチックごみ

プラスチックごみの削減には、「リデュース」の中でも、いらないものはもらわない「リフューズ」の行動がカギとなります。

国のプラスチック資源循環戦略においても、「リデュース、リユース」を徹底することとしており、今後もプラスチックごみの削減に取り組む必要があります。

また、家庭から出るプラスチックごみについて、新たに「プラスチック資源」の分別区分を設けて自治体が一括回収することや、プラスチック製品の製造事業者による自主回収を促進するための広域処理を制度化する「プラスチック資源循環促進法」が新たに制定されました。

プラスチックごみのリサイクルについては、資源化施設の能力や設置場所、リサイクル手法や収集運搬に係るコストなどを総合的に勘案したうえで、中長期的な視点から最適な方法を検討していく必要があります。

3
R

Reduce (リデュース)

Reuse (リユース)

Recycle (リサイクル)

Refuse (リフューズ)
…いらないものはもらわないことマイバッグキャンペーン
キャラクター
「モチちゃん」

わたしたちにできること

●「へらし10(テン)」のプラスチックごみ削減アクションに取り組みましょう



へらし10(テン)とは

世界的な問題となっている「プラスチックごみ」と「フードロス(食品ロス)」の問題を解決するために福岡市が推奨する「10のアクション」です。

＜プラスチック資源循環促進法について＞

プラスチック資源循環促進法が新たに制定されました。

福岡市では、プラスチック資源循環戦略やプラスチック資源循環促進法を踏まえて、プラスチックごみの削減を進めるため、プラスチック資源循環戦略やプラスチック資源循環促進法に示されている施策の方向性に基き施策を推進します。

○ 施策の関係性

国における施策の方向性	福岡市の施策・事業
発生抑制、使用の合理化	リフューズの推進（再掲）
	イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進（再掲）
環境配慮型商品の普及・促進	産学官連携による環境配慮型商品の開発支援（再掲）
	事業者へのグリーン購入の普及・促進（再掲）
代替素材の普及促進	業界団体と連携した代替素材の普及・促進（再掲）
	ごみ袋へのバイオマス素材の導入（再掲）
再資源化	プラスチックリサイクルのあり方検討（再掲）
製造・販売業者による 自主回収・再資源化	小売店との連携強化、新たなペットボトルリサイクルの仕組み検討（再掲）
排出事業者による 排出抑制・再資源化	特定事業用建築物への指導（再掲）
海洋プラスチックごみ対策	地域清掃活動の推進（再掲）
	地域等と連携した不法投棄対策（再掲）

食品
廃棄物

に関する施策

① 食品ロスの削減

- ・福岡市の都市特性を踏まえ、環境局が中心となり、関連部局と連携の上、食品ロスの削減に取り組めます。
- ・福岡市では家庭系可燃ごみの約5%が手つかず食品となっており、人口が増加する中、市民一人ひとりの取組みが重要となります。
- ・また、市内事業所に占める卸売業・小売業（約30%）や宿泊業・飲食サービス業（約15%）の割合が高く、小売店や飲食店における食品ロス削減の取組みも重要となります。

<主な施策>

施策・事業	
強化	家庭での食品ロス削減（再掲）
	福岡エコ運動の推進（再掲）
	A I ・ I C Tを活用した食品ロス削減（再掲）
	食品ロス削減の取組みに対する表彰
	組成調査の実施（食品ロス発生量の把握）
	フードバンク活動推進事業（再掲）

② 発生抑制、食品リサイクルの推進

- ・食品廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するため、次の施策に取り組めます。

<主な施策>

施策・事業	
新規	施設特性に応じた3R推進モデル事業（再掲）
強化	生ごみリサイクル促進事業（再掲）
強化	事業系食品廃棄物の資源化推進（再掲）
強化	特定事業用建築物への指導（再掲）

コラム

食品ロスの削減

●食品ロスの現状

日本の食品ロス量は年間約612万トン(2017年度)と推計され、国民1人あたり毎日お茶碗約1杯分(約132g)の食べものが捨てられており、福岡市の調査でも、調査したごみ袋のうち約4割の袋に食品ロスが含まれていました。



燃えるごみに入っていた食品

●フードドライブ

フードドライブとは、ご家庭で使い切れない未利用の食品を集め、福祉施設など必要としている団体に提供する活動のことです。

福岡市では、3Rステーションでフードドライブを実施しています。フードドライブを利用して、食品ロスを減らしましょう。

- 家での食品ロスを防ぐチェックリスト
- ✓ 買い物前に冷蔵庫を確認
 - ✓ 買い物リストを作る
 - ✓ 料理を作り過ぎない
 - ✓ 残さず食べる
 - ✓ 生ごみは捨てる前に水切り

わたしたちにできること

●「へらし10(テン)」のフードロス削減アクションに取り組みましょう



へらし10(テン)とは

世界的な問題となっている「プラスチックごみ」と「フードロス(食品ロス)」の問題を解決するために福岡市が推奨する「10のアクション」です。

<福岡市食品ロス削減推進計画>

食品ロス削減推進法第13条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本方針」といいます。）を踏まえて、本計画を福岡市食品ロス削減推進計画として、位置づけ、施策を推進します。

※基本方針については、令和7年3月25日変更。第2次基本方針は令和7年～令和11年を対象。第2期実行計画においても、第2次基本方針を踏まえて施策を推進します。

I 基本的施策

・次の施策を基本方針における基本的施策とします。

基本的施策	福岡市の施策・事業
教育及び学習の振興、普及啓発等	出前講座や環境学習の推進
	福岡エコ運動の推進（再掲）
食品関連事業者の取組みに対する支援	A I ・ I C Tを活用した食品ロス削減（再掲）
	福岡エコ運動の推進（再掲）
	交流人口をターゲットとした3Rの推進（再掲）
表彰	食品ロス削減の取組みに対する表彰
実態調査及び調査・研究の推進	組成調査の実施（食品ロス発生量の把握）
情報の収集及び提供	食品ロス削減につながる具体的な取組事例の紹介
	福岡エコ運動の推進（再掲）
未利用食品を提供するための活動の支援等	フードバンク活動推進事業（再掲）
	フードドライブスポットの設置

II 推進体制

・福岡市による食品ロス削減の取組みは、環境局が中心となり、関係部局と連携の上、推進します。

III 都市特性を踏まえた施策の実施

- ・今後も人口の増加が見込まれること、第3次産業を中心とした商業都市であり、交流人口が多いという都市特性を踏まえた施策を実施します。
- ・ごみ処理量に占める事業系ごみの割合が約5割であることから、事業系ごみの組成を踏まえた施策を実施します。

IV 食品廃棄物の再資源化

- ・食品ロスを含む食品廃棄物については、家庭系はコンポストによる堆肥化、事業系は飼料化施設（許可施設）にて再資源化するとともに、新規資源化施設の誘致に取り組みます。

V 数値目標

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
手つかず食品の量	2.3万トン	2.1万トン	1.8万トン

4 分野横断的施策

本計画では基本方針に共通する施策として、「ターゲットに応じた環境教育・広報啓発の実施」と「経済的手法の活用」の分野横断的施策を実施します。

(1) ターゲットに応じた環境教育・広報啓発の実施

- ・前計画では、施策の柱の1つとして、「人づくり」を掲げ、ごみ減量・リサイクルに取り組む市民・事業者のリーダーなど、人材の育成に向けた環境教育・学習機会の提供や実践につながる情報発信を行ってきました。
- ・一方で、アンケート結果などからは、「ごみ減量・リサイクルへの関心が実践につながっていない」「性別・年齢でごみ減量・リサイクルの実践行動は異なる」といった課題が明らかになりました。
- ・そこで本計画ではこれまでの取組みを踏まえながら、年代やライフスタイルといったターゲットに応じた市民の実践行動につながる環境教育・広報啓発に取り組めます。

<主な施策>

施策・事業	内容
強化 環境教育・学習の更なる推進	小学校4年生を対象とした環境学習を継続するとともに、委員会活動や中学生を対象とした学習機会の拡充や環境関連施設親子見学ツアーの実施など、体験を通じた環境意識の醸成に取り組みます。
LINE を活用した ごみ出し日の通知サービス	福岡市LINE公式アカウントにて、ごみ出し日やごみの分別に関する情報を分かりやすく案内します。
新規 多様な主体をつなぐ マッチング支援 (大学、企業、地域、環境団体等)	3Rステーションを拠点として各種団体と連携した事業を展開するとともに、多様な主体がワンストップで情報を入手できるポータルサイトを開設し、団体同士の情報共有や連携を促進します。
新規 SNS や動画など 親しみやすいコンテンツによる 情報発信	啓発動画の配信や環境局のSNSアカウントの機能充実などにより、市民が気軽に環境に関する情報に触れる機会を拡大するとともに、動画を活用した出前講座・環境学習の実施やWeb講座を開催します。
福岡市環境行動賞	ごみ減量・リサイクルや地球温暖化防止などに積極的に取り組むなど、環境保全に顕著な功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰し、市民の関心を高めるとともに、環境保全活動を全市に広げていきます。
強化 未来へつなげる環境活動 支援事業	市民団体等が主体的に行う環境活動や気軽に楽しく参加できる環境イベント等を対象に、補助金による財政支援や市ホームページ等を活用した広報支援を行います。

施策・事業	内容
環境フェスティバル	市民団体・事業者等との共働により、身近な環境情報について体験を通じて楽しみながら学べる啓発イベントを開催します。
出前講座	小学校や公民館など幅広い市民を対象に、ごみ減量・リサイクルや地球温暖化対策など様々なテーマで出前講座を実施し、身近な環境への気づきや理解を深める機会を提供します。

<啓発・学習施設>

福岡市では、環境教育、広報啓発の拠点として、次の啓発・学習施設を設置しています。

施設名	所在地
西部3Rステーション（西部リサイクルプラザ）	福岡市西区今宿青木 1043 番地の2
臨海3Rステーション（臨海リサイクルプラザ）	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目 13 番 42 号
まもる一む福岡（保健環境学習室）	福岡市中央区地行浜二丁目 1 番 34 号

コラム

新型コロナウイルス感染症の影響

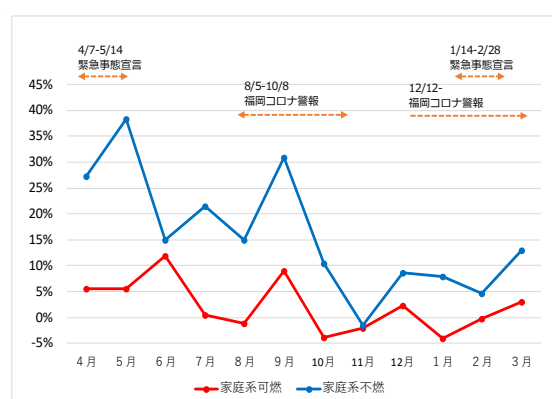
新型コロナウイルス感染症の影響で、自宅で過ごす時間が増え、家庭ごみが増加しています。

背景には、デリバリーやテイクアウト、通販の増加があるものと思われ、食品廃棄物やプラスチック、飲料缶などが増加しています。

新しい生活様式において、感染予防の観点から使い捨て容器などの価値が見直される中、持続可能な社会の実現に向けて、感染症に対応しつつ、マイボトルやマイバッグを使うなど、ごみをできるだけ出さない「Refuse（リフューズ）」の行動への転換が重要です。

また、感染防止対策を徹底してごみを収集する作業員のために、激励と感謝のメッセージも寄せられ、ごみの処理は市民生活に欠かせない重要なものであると改めて認識されています。

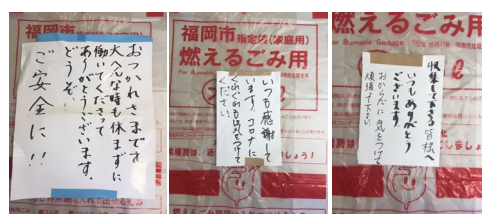
作業員への感染リスク軽減のためには、使用済みマスクの捨て方やごみ袋はしっかり縛るなどごみの出し方に気を付けることが、ごみの円滑・安心な収集を行う上で大切な行動です。



2020年度家庭ごみの増減率（2019年度比）

●ごみ出しで気をつけること

- ・ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう。
- ・ごみ袋の空気を抜いて出しましょう。
- ・生ごみは水切りをしましょう。
- ・普段からごみの減量を心がけましょう。
- ・分別・収集ルールを確認しましょう。



ごみ袋に貼られた感謝のメッセージ

(2) 経済的手法の活用

- ・ごみ処理に係る市民・事業者の負担の公平性の確保を図るとともに、更なるごみ減量・リサイクルを推進するため、ごみ処理手数料やファンドなどの経済的手法を活用します。

<主な施策>

施策・事業	内容
環境市民ファンド	持続可能なライフスタイルへの転換に向けて、市民による環境保全活動を経済的に支援します。 (対象事業) ・3Rの推進（地域集団回収等報奨制度等） ・自然環境の保護（ラブアース・クリーンアップ事業等） ・複合的な活動（未来へつなげる環境活動支援事業補助金等） など
事業系ごみ資源化推進ファンド	持続可能なビジネススタイルへの転換に向けて、事業系ごみの減量・リサイクルに繋がる取組みを経済的に支援します。 (対象事業) ・リサイクル情報ネットワークの構築 ・リサイクルに取り組む排出事業者への支援 ・リサイクル事業者への事業化の支援 ・事業系ごみのリサイクルに関する研究への支援 など
家庭ごみの有料制	循環型社会の構築に向けて、市民一人ひとりがごみ減量とリサイクルを実践するライフスタイルへの変革やごみの排出者としての責任の明確化と負担の公平性を確保するため、家庭ごみの有料制を継続します。
事業系ごみの処理手数料制度	排出事業者の処理責任の原則と負担の公平性の観点を踏まえ、引き続きごみ処理原価に基づく適正な料金水準が保たれるよう、事業系ごみ処理手数料料制度を継続します。

コラム

手数料とファンドの有効活用

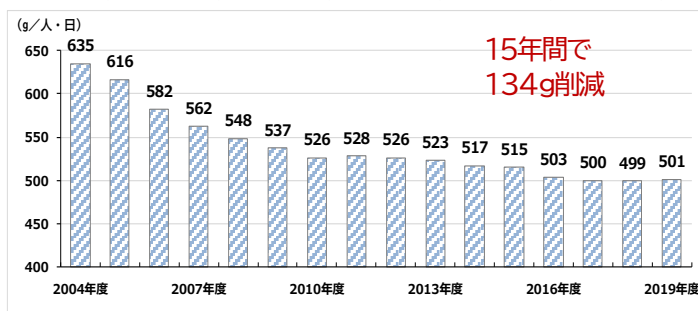
●家庭ごみ有料化と環境市民ファンド

家庭ごみの有料化は、①ごみ排出者として責任を持つこと②負担の公平性を確保すること③ごみ減量・リサイクルの行動のきっかけを作ることを目的に2005年10月に導入し、ごみ減量すればするほど負担が少なくなることが市民に分かりやすいように、1ℓ1円に設定しています。

有料化を機に市民のごみ減量の取組みが進み、市民1人1日あたりのごみ処理量は、着実に減少しています。

また、有料化を契機に市民によるごみ減量・リサイクル等の環境保全活動を資金面で支援するために「環境市民ファンド」が創設され、地域集団回収等報奨制度

に活用されるなど、市民の主体的な環境保全活動を下支えする貴重な財源となっています。



家庭ごみ原単位の推移

●事業系ごみ処理手数料と事業系ごみ資源化推進ファンド

事業系ごみについては、事業者の自己処理責任が原則となっており、事業系ごみの処理手数料は、収集運搬料金と市の施設での処分料金となっています。

また、事業者の自主的な資源化への取組みを推進するため、事業系ごみ処理手数料収入の一部を原資とした

「事業系ごみ資源化推進ファンド」を2011年10月に創設し、資源化に向けた施設整備や研究への支援、リサイクルに関する情報発信など事業者が意欲を持って資源化に取り組める仕組みづくりに活用しています。

収集運搬経費	処分経費
収集運搬業者へ	市の処理施設へ
50ℓまでごとに 150円	1kgまでごとに 14円

事業系ごみ処理手数料

5 ごみ減量・リサイクルに関する調査・検討

更なる資源循環や超高齢社会への対応、脱炭素社会の実現などに向けて、ごみ減量・リサイクルに関するテーマについて、調査・検討を行います。

(1) 資源循環に関するテーマ

- ・焼却灰の再資源化や焼却灰に含まれる資源の回収
- ・食品廃棄物の物質循環を進める仕組み

(2) 超高齢社会等に関するテーマ

- ・高齢者や障がい者など持ち出しに困難を抱える方に対するごみ・資源物の持出し・収集システム

(3) 脱炭素社会に関するテーマ

- ・焼却処理施設から排出される二酸化炭素の分離回収・活用システム

6 その他の取組み

(1) 広域連携

- ・近隣市町との相互協力・連携の観点から、災害時相互協力協定等により、福岡市のごみ処理に支障を及ぼさない範囲でごみ処理を受託します。
- ・また、福岡都市圏17市町で構成する福岡都市圏環境行政推進協議会において、相互連携を図り、効率的・効果的な環境行政を進めるとともに、周辺市町とともに循環型社会の形成に貢献します。

(2) 国際貢献

- ・福岡大学との共同開発による廃棄物埋立技術である福岡方式（準好気性埋立構造）を軸に、独立行政法人国際協力機構（JICA）や国連ハビタット、大学・研究機関等との連携による技術協力を展開します。

(3) 技術の継承

- ・廃棄物処理における技術水準の維持・向上を図るため、OJTを中心とした技術継承に取り組みます。

(4) 産業廃棄物対策

- ・産業廃棄物の再利用・再資源化の推進を図るとともに、排出事業者及び処理事業者への立入指導を継続的に行い、適正処理の徹底を図ります。

第4章の2 施策の推進（第2期実行計画）

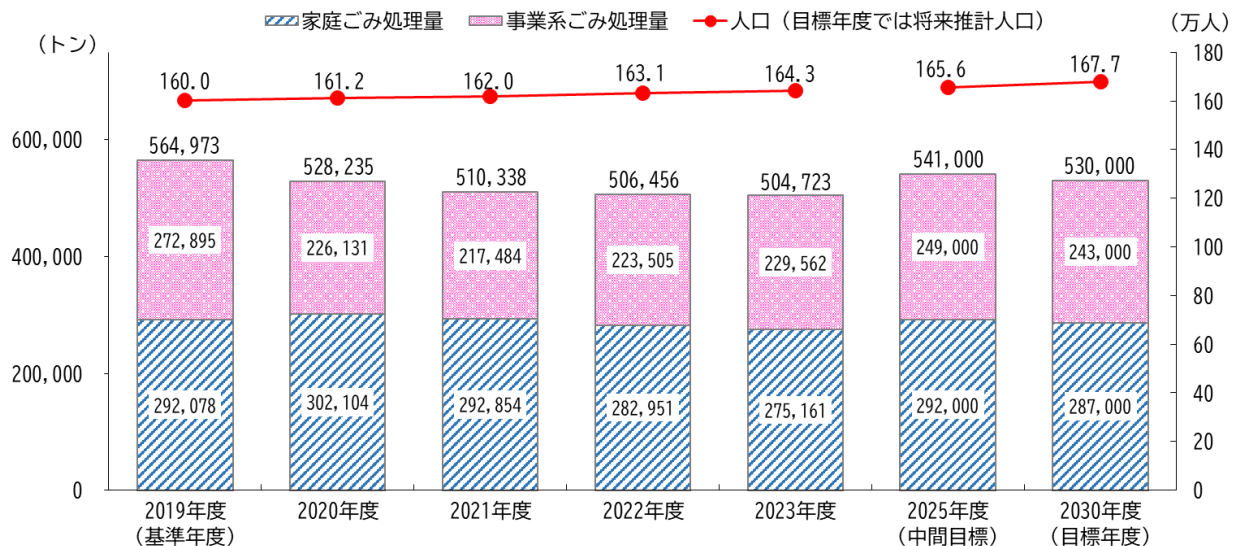
1 第1期実行計画の振り返り

(1) 第1期実行計画期間中の成果

① ごみ処理量（数値目標①）

- ・ごみ処理量は、ごみ減量施策の取組みや、コロナ禍以降のライフスタイルの変化、ペーパーレス化の進展等により減少し、2023年度（令和5年度）は50万5千トンで、2030年度（令和12年度目標）の53.0万トンを**前倒しで達成**しています。
- ・家庭ごみ処理量は、基準年度と比べ、約1万7千トン減少し、約27万5千トンとなっています。
- ・事業系ごみ処理量は、基準年度と比べ、約4万3千トン減少し、約23万トンとなっています。

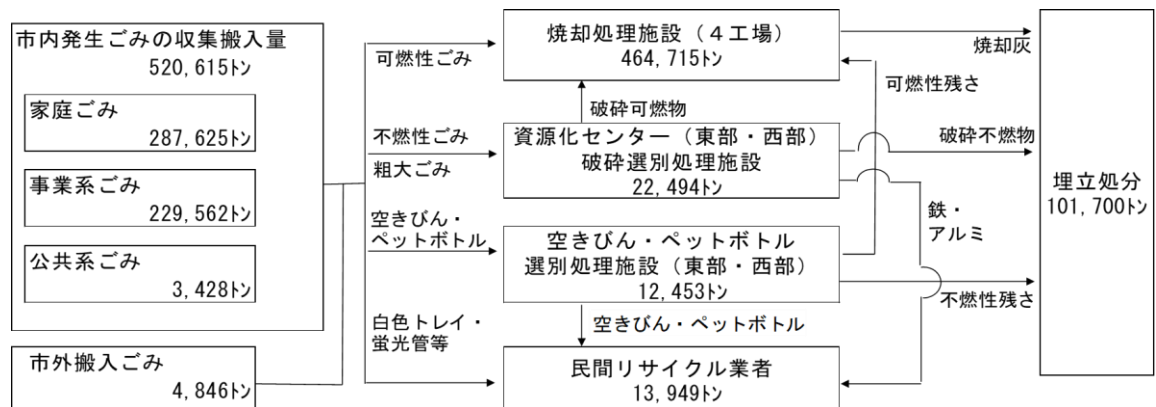
■ 図表35 ごみ処理量と人口の推移



【参考】ごみ処理のフロー

福岡市におけるごみ処理の流れは図表3のとおりです。

■ 図表36 福岡市におけるごみ処理のフロー

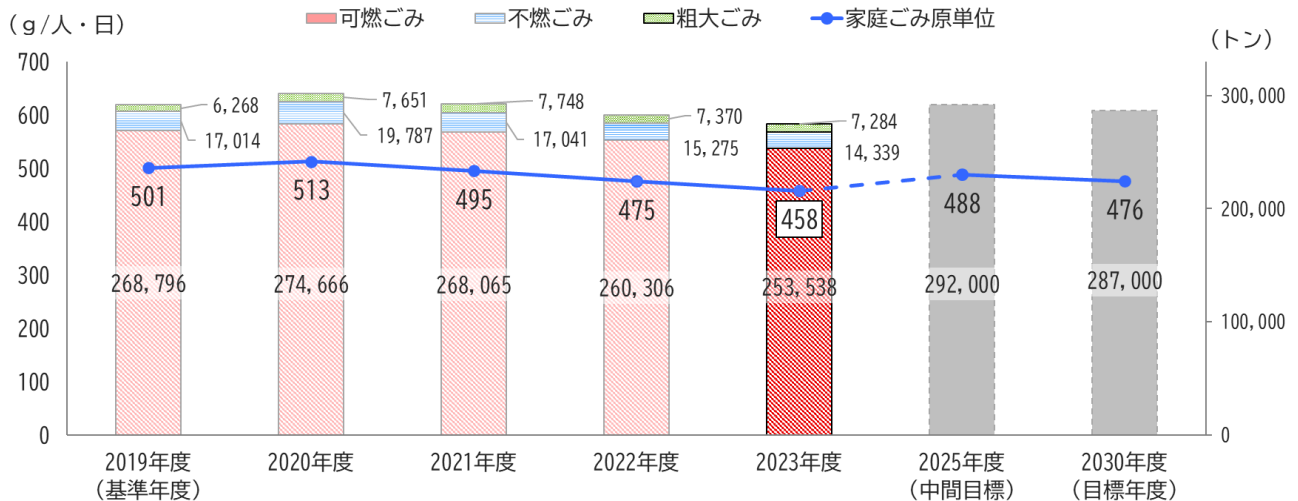


※ 数値：2023年度（令和5年度）実績

② 市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量（数値目標②）

- ・ペーパーレス化や2022年（令和4年）のプラスチック資源循環促進法の施行による発生抑制の取り組みなどにより減少し、人口増加のなか、2023年度（令和5年度）は458gで、2030年度（令和12年度）目標の476gを**前倒しで達成**しています。

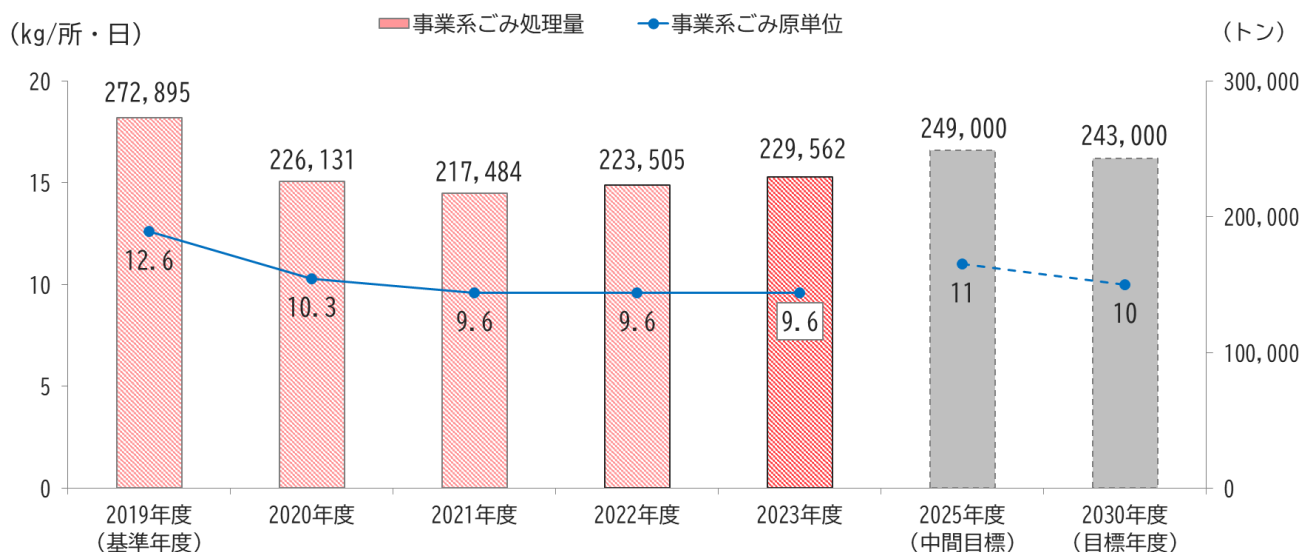
■ 図表37 家庭ごみ原単位の推移



④ 1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量（数値目標③）

- ・2020年（令和2年）10月からの事業系古紙分別の義務化により、大幅に減少したほか、食品廃棄物の減量も進み、2023年度（令和5年度）は9.6kgで、2030年度（令和12年度）目標の10kgを**前倒しで達成**しています。

■ 図表38 事業系ごみ原単位の推移

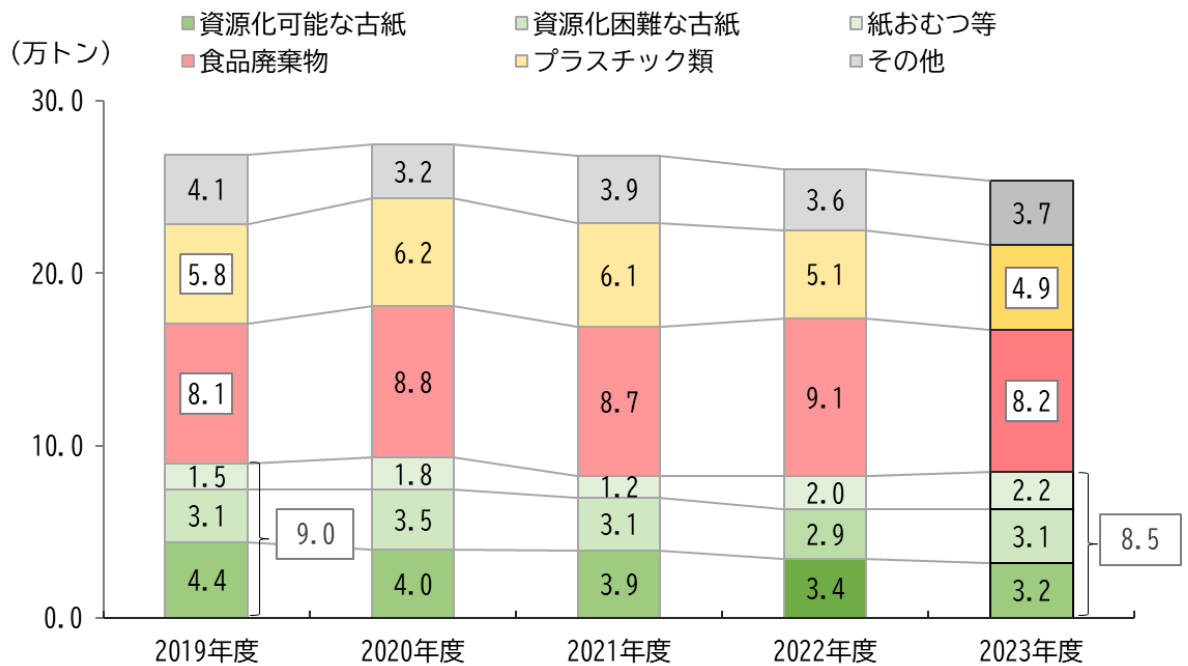


(2) 第1期実行計画の検証・課題

① 家庭ごみ

- ・古紙は、基準年度に比べ、約5千トン減少し、約8万5千トンとなっています。
- ・プラスチックごみは、基準年度に比べ、約8千トン減少し、約4万9千トンとなっています。
- ・食品廃棄物は、基準年度に比べ、約1千トン増加し、約8万2千トンとなっています。

■ 図表 39 家庭系可燃ごみの内訳の推移

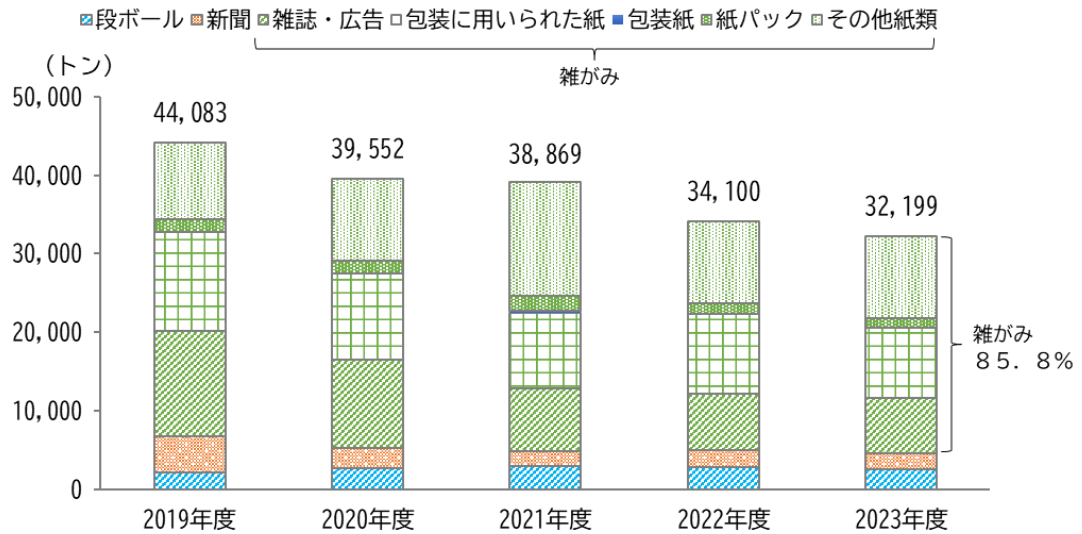


ア 古紙

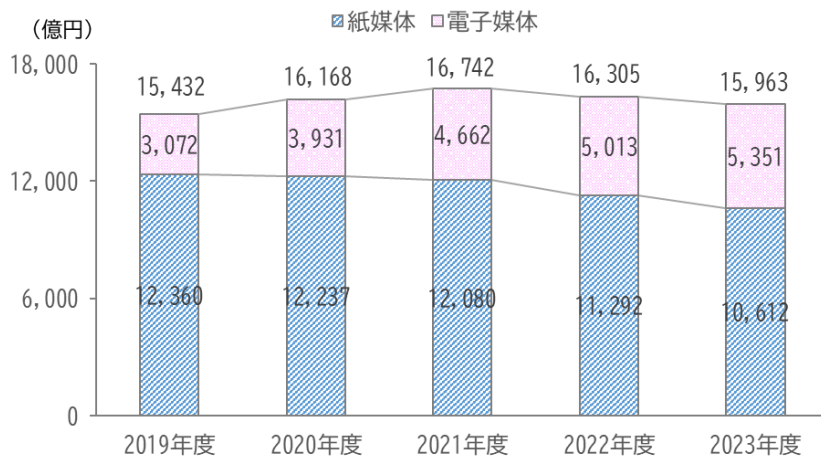
(ア) 資源化可能な古紙（図表 40～43 参照）

- ・資源化可能な古紙は、基準年度に比べ、約1万2千トン減少し、約3万2千トンとなっています。
- ・出版物のペーパーレス化の進展などにより発生抑制が進んでいる一方で、依然として雑がみが約9割を占めており、引き続き、雑がみがリサイクルできることの周知と実践行動につなげる取組が必要です。
- ・地域集団回収については、古紙の発生量減少の影響はあるものの、担い手不足などによる回収団体数の減少とともに回収量も減少しているため、誰もが出しやすい回収方法の検討が必要です。

■ 図表40 資源化可能な古紙の推移

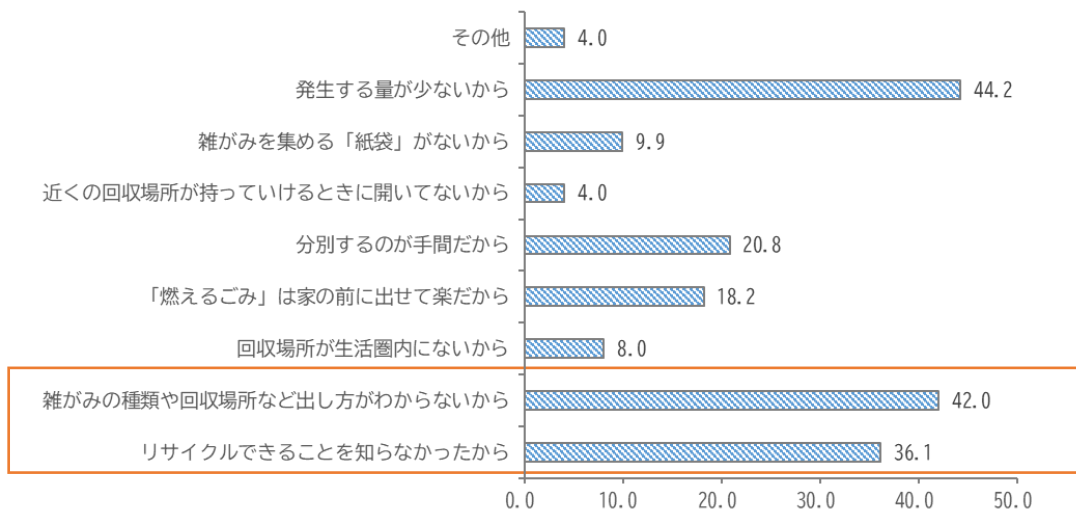


■ 図表41 出版市場（推定販売金額）の推移



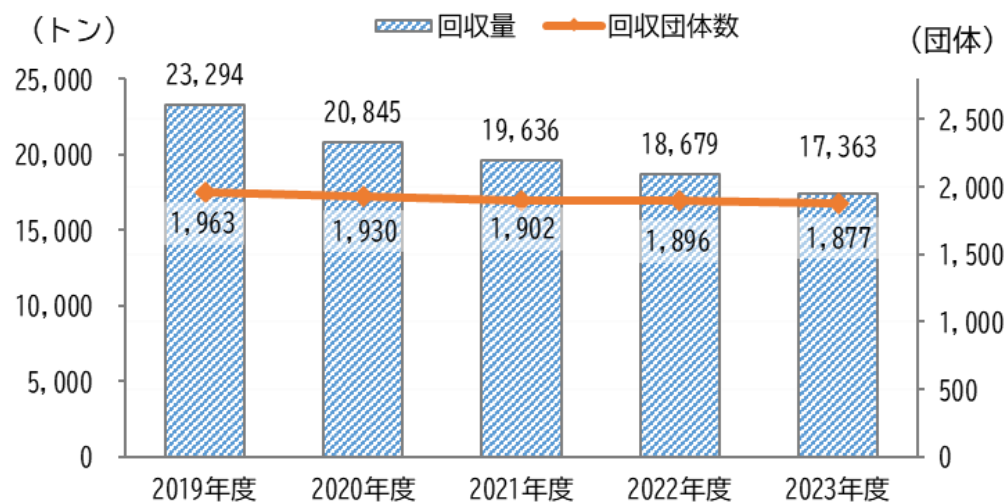
出典：(公社) 全国出版協会・出版科学研究所

■ 図表42 雑がみを「燃えるごみ」に出す理由



出典：令和5年度市政アンケート

■ 図表43 地域集団回収等※の回収量及び団体数の推移

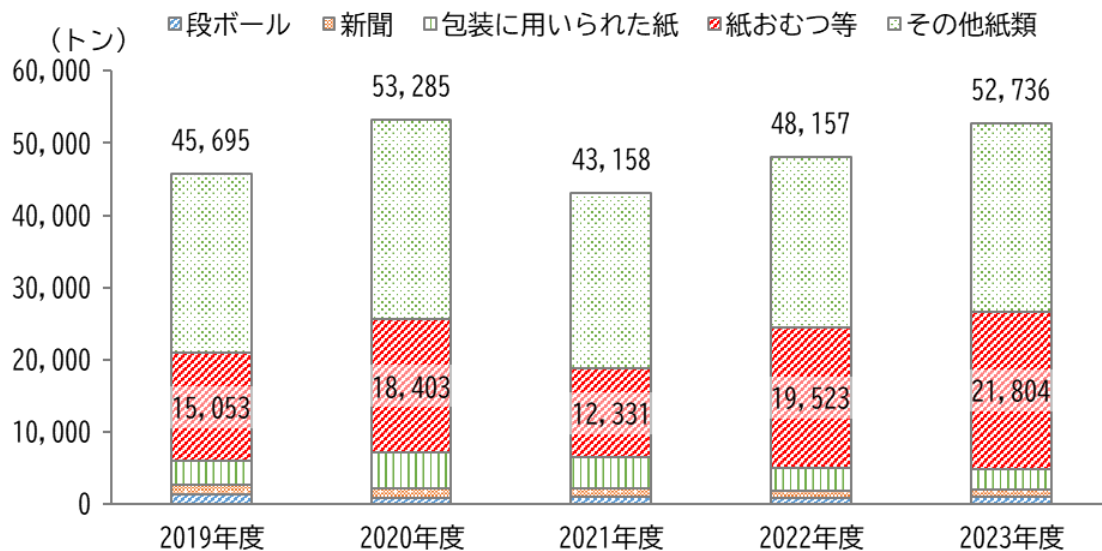


※：地域集団回収、紙リサイクルボックス、校区紙リサイクルステーションの合計

(イ)資源化困難な古紙（図表44 参照）

- ・資源化困難な古紙は、基準年度に比べ、約7千トン増加し、約5万3千トンとなっています。
- ・そのうち紙おむつ等が約7千トン増加し、約2万2千トンとなっており、紙おむつの再生利用等について、国の動向等を踏まえ、対策を検討していく必要があります。

■ 図表44 資源化困難な古紙の推移

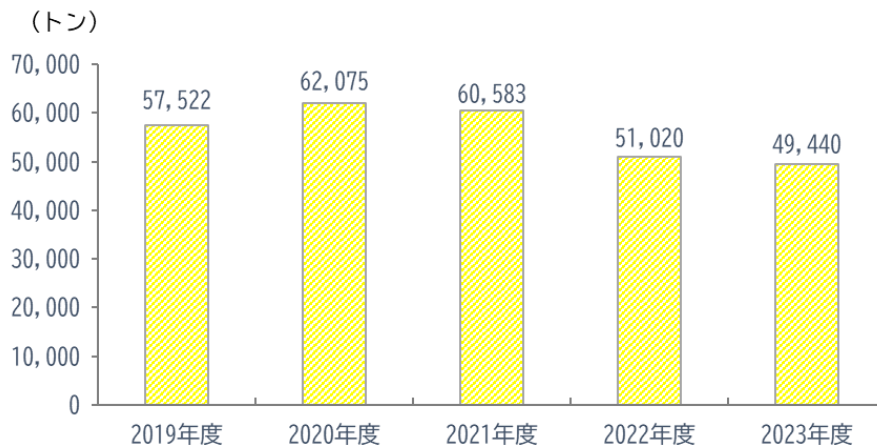


※その他紙類：封筒、ノート、値札シート（紙製）、型紙、書籍、教科書、コピー用紙、流通用段ボール・紙袋等 など（汚れがひどいもの等）

イ プラスチックごみ（図表 45 参照）

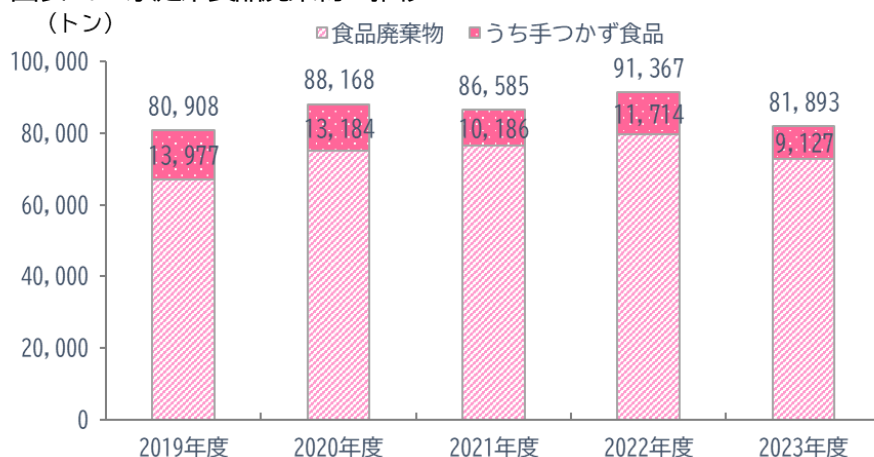
- ・プラスチックごみについては、基準年度に比べ、約8千トン減少し、約4万9千トンとなっています。
- ・プラスチック資源循環促進法の施行などにより、プラスチックごみは着実に減少しています。
- ・今後は、引き続きワンウェイプラスチック等の発生抑制に取り組むとともに、2027年（令和9年）2月の分別収集導入に向け、分別の定着・協力率の向上に向けた取組みを進めていく必要があります。

■ 図表 45 家庭系プラスチックごみの推移

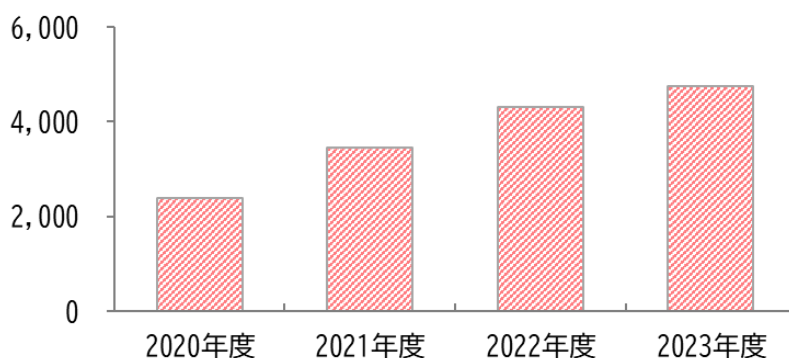
ウ 食品廃棄物（図表 46～47 参照）

- ・食品廃棄物は、基準年度に比べ、約1千トン増加し、約8万2千トンとなっており、ほぼ横ばいで推移しています。
- ・そのうち、手つかず食品については、基準年度に比べ、約5千トン減少し、約9千トンとなっています。
- ・食品廃棄物の資源化に向け、引き続き、生ごみの堆肥化推進、未利用食品の有効活用や廃食用油の回収拠点の増設、SNS の活用も含めたあらゆる機会を通じた広報啓発などを実施していく必要があります。

■ 図表 46 家庭系食品廃棄物の推移



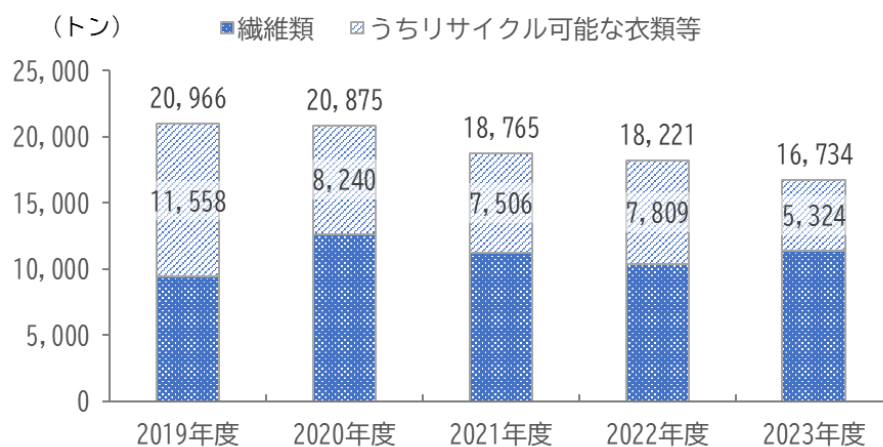
■ 図表 47 市有施設における常設フードドライブの回収実績
(個)



エ その他（衣類）（図48 参照）

- ・重点3品目以外には、リサイクル可能な衣類が一定量排出されており、引き続き資源化に向けた取組みの検討が必要です。

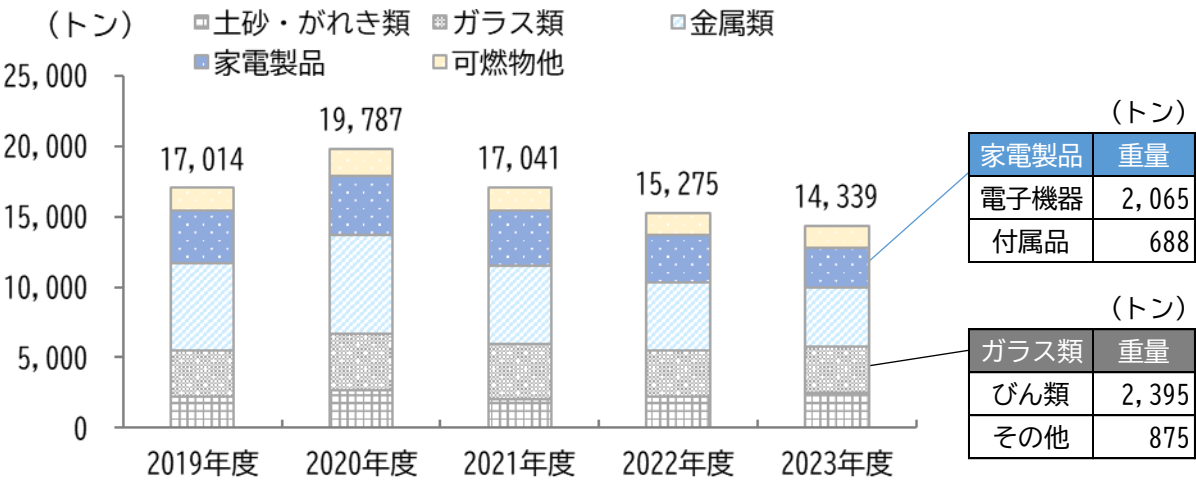
■ 図表 48 家庭系繊維類の推移



オ 不燃ごみ（図表49参照）

- ・不燃ごみの処理量は、基準年度と比べ、約3千トン減少し、約1万4千トンとなっています。
- ・不燃ごみに含まれる家電製品には、電子機器が約2千トンあり、このうち約7割が小型家電回収ボックスで回収可能な製品です。引き続き、小型家電や蛍光管等資源物の回収に取り組んでいく必要があります。
- ・リサイクル可能なびん類も約2千トン含まれていることから、「空きびん・ペットボトル」の区分で適正に排出されるよう周知啓発に取り組んでいく必要があります。

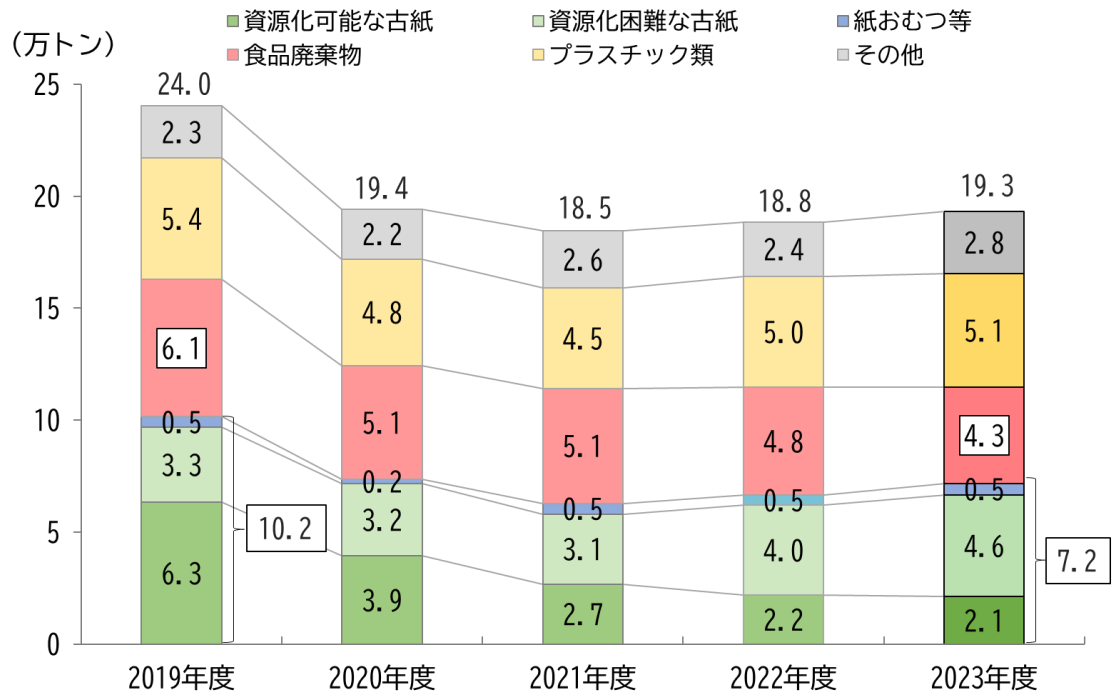
■ 図表49 家庭系不燃ごみの推移



② 事業系ごみ

- ・古紙は、基準年度に比べ、約3万トン減少し、約7万2千トンとなっています。
- ・食品廃棄物は、基準年度に比べ、約1万8千トン減少し、約4万3千トンとなっています。

■ 図50 事業系可燃ごみの内訳の推移

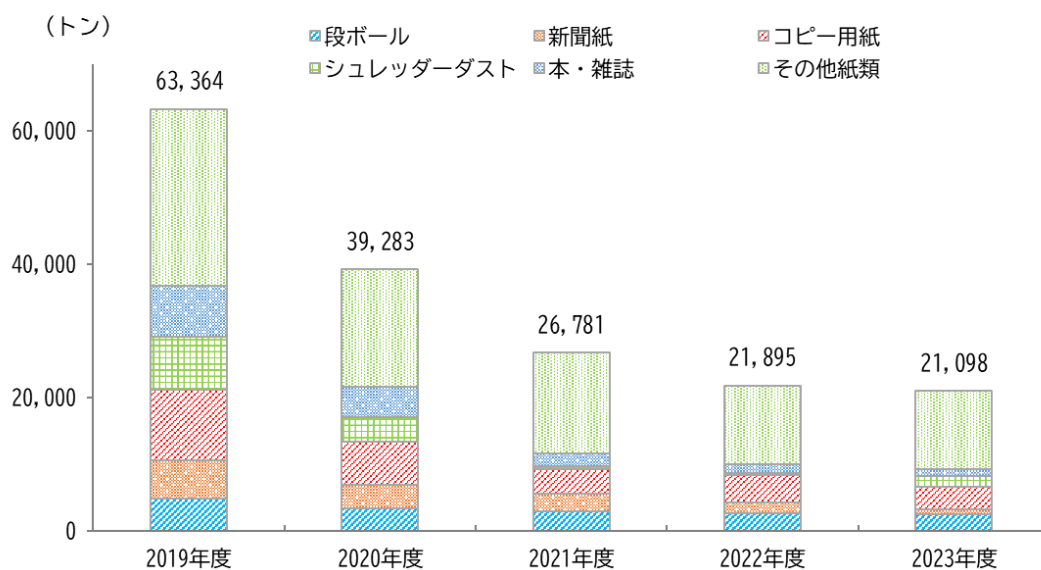


ア 古紙

(ア) 資源化可能な古紙（図表51 参照）

- ・資源化可能な古紙は、基準年度に比べ、約4万2千トン減少し、約2万1千トンとなっています。
- ・2020年（令和2年）10月から開始した事業系古紙分別の義務化により、大幅に減少していますが、依然として資源化可能な古紙が混入しているため、分別の徹底に向けた取組みが必要です。

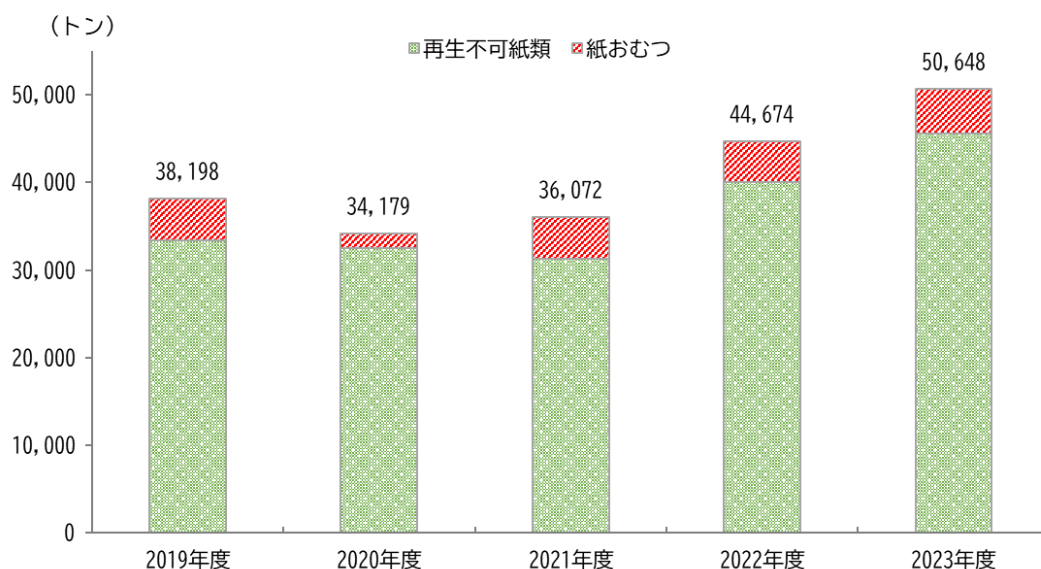
■ 図表 51 資源化可能な古紙の推移



(1) 資源化困難な古紙（図表 52 参照）

- ・資源化困難な古紙は、基準年度に比べ、約1万2千トン増加し、約5万1千トンとなっており、要因として、紙製容器包装やペーパータオルの使用量の増加などが考えられます。
- ・紙おむつについて、国における検討や民間事業者の研究等を踏まえ、引き続き資源化を検討していく必要があります。

■ 図表 52 資源化困難な古紙の推移



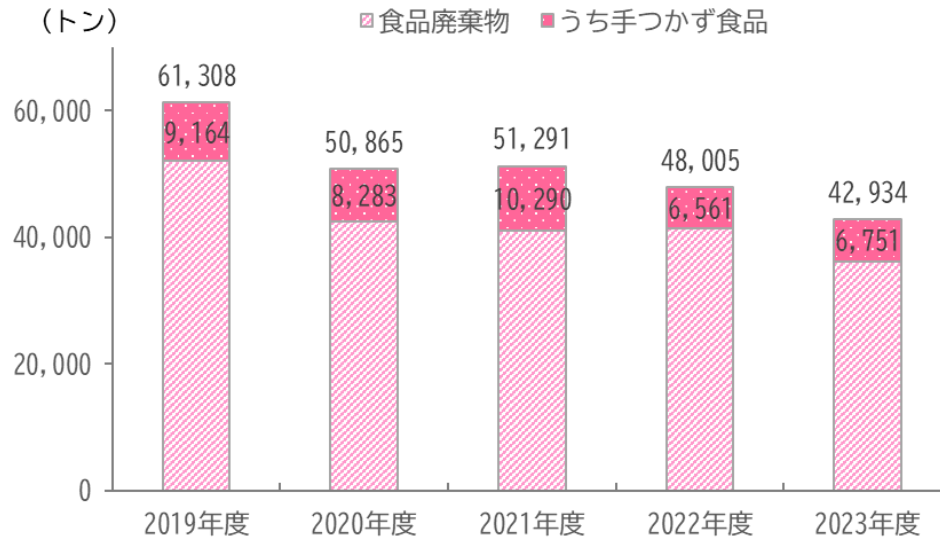
※再生不可紙類

プラスチック等が貼り合わせているもの、紙コップ、レシート等の表面加工がされているもの、
汚れがひどい紙ウエス、圧着はがき、紙ナプキン、ティッシュ等

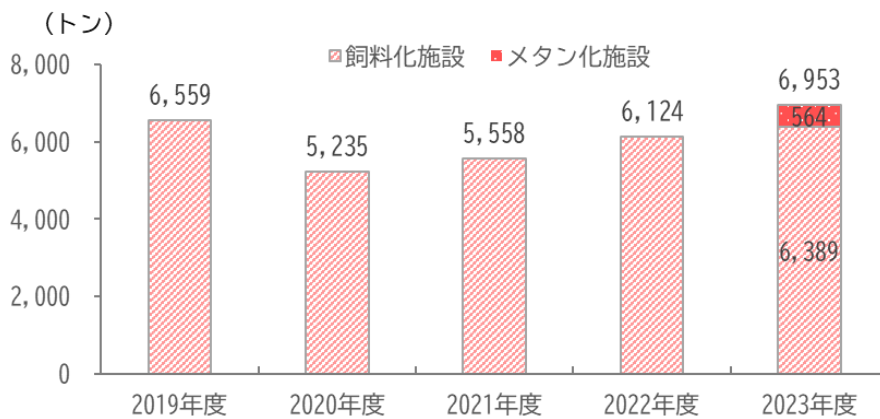
イ 食品廃棄物（図表53～55参照）

- ・食品廃棄物は、手つかず食品も含め、着実に減少しています。
- ・今後は更なる減量に向け、食品廃棄物資源化施設への誘導やエコ運動協力店の増加による事業者の取組みの推進などが必要です。

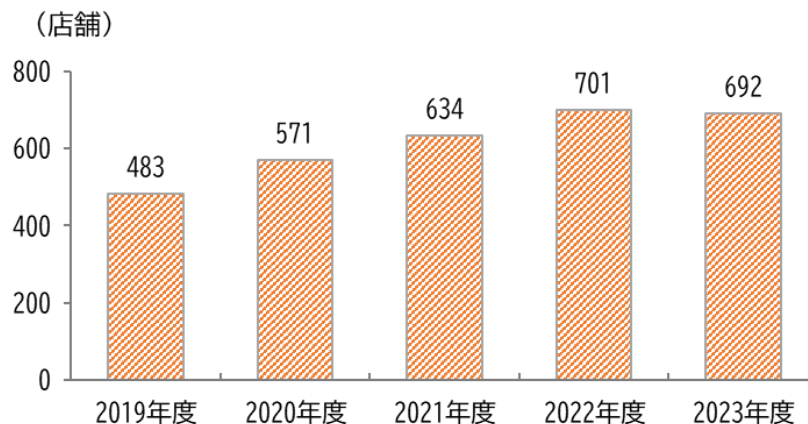
■ 図表53 食品廃棄物の推移



■ 図表54 食品廃棄物資源化施設の入受量



■ 図表55 福岡エコ運動協力店の店舗数



ウ 事業系ごみの搬入種別（図表 56、57 参照）

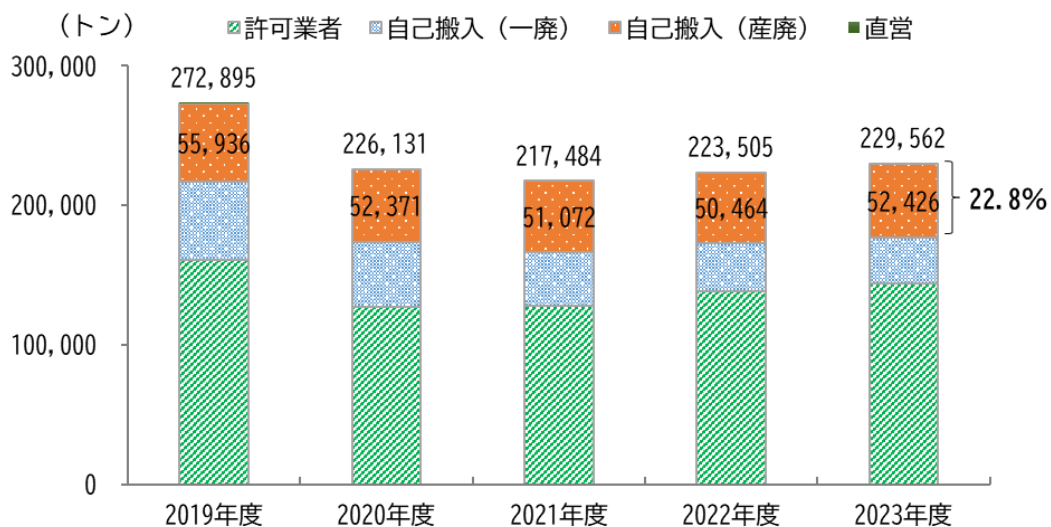
- ・事業系ごみのうち、産業廃棄物※が約2割を占めています。
- ・また、事業系ごみの搬入方法には、主に許可業者への委託と事業者自ら搬入する自己搬入がありますが、産業廃棄物の埋立場への自己搬入が増加傾向にあり、最終処分場の延命化の観点などから、受入品目等についての検討が必要です。

※産業廃棄物は、事業者による自己処理が原則ですが、市町村が必要であると認める場合は、一般廃棄物の処理に支障がない範囲で、一般廃棄物とあわせて処理することができます。

本市では、中小企業者が排出する以下の産業廃棄物について、市の施設で受け入れ、処分を行っています。

市で受け入れる産業廃棄物	
燃え殻	紙くず
汚泥	繊維くず
廃プラスチック	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
がれき類	

■ 図表 56 搬入種別ごとの事業系ごみ処理量



■ 図表 57 自己搬入のうち、埋立場への直接搬入量

(トン)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
一般廃棄物	9,827	9,100	7,078	9,401	5,478
産業廃棄物	14,141	16,998	19,558	21,184	22,692
合計	23,968	26,099	26,636	30,585	28,171

(3) 取組指標

① 取組指標の推移

○指標1：環境配慮型商品を購入する市民の割合の向上

基準年度に比べ、微減となっており、より市民の実践につながるような広報・啓発の取組みが必要です。

	2019年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
詰替品の購入	78.3%	77.3%	73.5%	78.0%	77.0%	85%	90%
再生品の購入	10.9%	9.3%	8.9%	10.4%	9.7%	15%	30%

○指標2：特定事業用建築物における廃棄物発生量の削減

基準年度に比べ、減少しており、中間目標を達成しております。

	2019年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
特定事業用建築物における 廃棄物発生量	36.4トン/棟	31.1トン/棟	31.1トン/棟	31.7トン/棟	32.2トン/棟	令和元年度 から削減	令和7年度 から削減

○指標3：市民のリサイクル実践度の向上

地域集団回収の利用は基準年度に比べ、減少しており、誰もが出しやすい回収方法の検討が必要です。

古紙回収ボックス(区役所等)の利用は最終目標を達成しており、コロナ下に集団回収から移行し、定着したものと考えられます。

	2019年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
地域集団回収の利用	64.5%	64.2%	61.9%	60.0%	54.4%	70%	75%
古紙回収ボックスの利用	23.2%	24.7%	27.7%	27.1%	35.1%	30%	35%

○指標4：リサイクル率の向上

基準年度に比べ減少しており、これはリサイクル量の大部分を占める事業系古紙の発生量の減少が主な要因となっています。

引き続き、事業系古紙分別の徹底や食品廃棄物資源化施設への誘導を行うとともに、家庭系プラスチックにより向上をめざす必要があります。

	2019年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
リサイクル率	31.0%	30.3%	32.2%	30.5%	30.3%	34%	35%

○指標5：資源化可能な古紙の焼却量の削減

基準年度に比べ、大幅に減少しており、最終目標を達成しています。

	2019年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
資源化可能な古紙の焼却量	10.7万トン	7.9万トン	6.6万トン	5.6万トン	5.3万トン	8.2万トン	7.7万トン

○指標6：食品廃棄物の焼却量の削減

基準年度に比べ、減少しており、最終目標を達成しています。

	2019年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
食品廃棄物の焼却量	14.2万トン	13.9万トン	13.8万トン	13.9万トン	12.5万トン	13.9万トン	13.2万トン

○指標7：持続可能な消費行動の実践度の向上

目標に達していないため、様々な機会を通じたごみ減量の広報啓発が必要です。

	2019年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
レジ袋の辞退	79.2%	91.9%	89.4%	88.2%	88.0%	93%	95%
簡易包装の購入	55.8%	60.7%	58.3%	44.9%	49.7%	65%	70%
マイボトルの持参	53.6%	52.6%	59.1%	56.5%	61.9%	60%	70%
計画的な購入	44.3%	45.3%	43.8%	44.4%	40.0%	50%	60%

○指標8：家庭系プラスチックごみの焼却量の削減

基準年度に比べ、減少しており、最終目標を達成しています。

今後は、家庭系プラスチックの分別も見据えた目標設定が必要です。

	2019年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
家庭系プラスチックごみの焼却量	5.8万トン	6.2万トン	6.1万トン	5.1万トン	4.9万トン	5.7万トン	5.5万トン

○指標9：食品ロス発生量（手つかず食品）の削減

基準年度に比べ、大幅に減少しており、最終目標を達成しています。

	2019年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
手つかず食品の量	2.3万トン	2.1万トン	2.0万トン	1.8万トン	1.6万トン	2.1万トン	1.8万トン

○指標10：資源化可能な事業系古紙の焼却量の削減

基準年度に比べ、大幅に減少しており、最終目標を達成しています。

	2019年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
資源化可能な事業系古紙の 焼却量	6.3万トン	3.9万トン	2.7万トン	2.2万トン	2.1万トン	3.9万トン	3.6万トン

○指標11：廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減

基準年度に比べ、減少しており、中間目標を達成しています。

	2019年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
廃棄物処理における 温室効果ガス排出量	31.5万トン -CO2	28.6万トン -CO2	27.6万トン -CO2	27.5万トン -CO2	30.4万トン -CO2 (※)	令和元年度 から削減	令和7年度 から削減
(参考) 廃棄物発電による 温室効果ガス削減量	9.4万トン -CO2	9.4万トン -CO2	11.9万トン -CO2	9.7万トン -CO2	11.3万トン -CO2	—	—

※令和5年度から紙くず及び紙おむつの焼却分が追加されるなど、国において、算出方法の見直し。

○指標12：不法投棄回収量の削減

基準年度に比べ、減少しており、中間目標を達成しています。

	2019年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
不法投棄回収量	23 t	21 t	27 t	23 t	14 t	令和元年度 から削減	令和7年度 から削減

○指標13：有害廃棄物等の混入量の削減

蛍光管の混入量は基準年度に比べ減少している一方で、乾電池の混入量は増加しており、乾電池等回収ボックスの周知等が必要です。

火災の原因となるリチウムイオン電池の混入量は令和5年度に減少しましたが、製品の使用量とともに増加傾向であり、引き続き、啓発を行っていくとともに、国の動向等も踏まえながら、回収方法の検討など、対策を行っていく必要があります。

	2019年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
蛍光管の混入量	51 t	—	85 t	46 t	29 t	令和元年度 から削減	令和7年度 から削減
乾電池の混入量	238 t	336 t	272 t	274 t	272 t	令和元年度 から削減	令和7年度 から削減
スプレー缶（残留物あり）の混入量	36 t	29 t	32 t	43 t	30 t	令和元年度 から削減	令和7年度 から削減
リチウムイオン電池の混入量	—	11 個/ t	23 個/ t	30 個/ t	26 個/ t	令和2年度 から削減	令和7年度 から削減

② 取組指標の達成状況

- ・焼却量等、ごみ処理量に係る指標については、全て令和12年度目標を達成しています。
- ・詰替品の購入やレジ袋の辞退率等、市政アンケート調査による指標については、ほとんどが未達成であり、引き続き、年代に合わせた広報啓発等、効果的な対策が必要です。

(4) 総括

① 振り返り

- ▶ごみ処理量に係る数値目標（ごみ処理量、家庭ごみ原単位、事業系ごみ原単位）については、いずれも、2023年度（令和12年度）目標を前倒しで達成しています。
- ▶新型コロナウイルスの発生によるライフスタイルの変化や物価高騰による消費動向の変化等、外的要因による影響はありますが、ごみ減量施策の取組みにより、着実にごみ量は減少しています。

【主な取組み】

- ・「福岡市 LINE 公式アカウント」を活用した案内、多言語ごみ出し案内サービス
- ・地域集団回収、資源物回収拠点整備、回収品目拡充
- ・プラスチック回収モデル事業
- ・福岡エコ運動
- ・事業系古紙の分別義務化（2020年〔令和2年〕10月～）
- ・自己搬入ごみの事前登録制度（2021年〔令和3年〕11月～）
- ・食品廃棄物のメタン化施設稼働（2024年〔令和6年〕1月～）など

- ▶取組指標についても、ごみ処理量に係る指標については、全て2030年度（令和12年度）目標を達成しています。

② 課題

可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3品目について、引き続き重点的な減量施策が必要です。

【古紙】

- 単身世帯の増加や少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した資源回収方法の検討が必要です。
- 雑がみ認知度及び実践行動のさらなる向上につながる取組みが必要です。
- 事業系可燃ごみに含まれる資源化可能な古紙の分別徹底に向けた取組みが必要です。
- 紙おむつの資源化に向けた検討が必要です。

【プラスチック】

- プラスチックの分別収集導入に向けた、効率的な収集・リサイクル体制の構築が必要です。
- 分別収集開始期からの分別の定着・協力率の向上に向けた取組みが必要です。
(分別意義の理解や実践行動を促す広報・啓発等)

【食品廃棄物】

- 家庭から出る食品廃棄物(約8万トン、うち手つかず食品1万トン)の削減が必要です。
- 事業系食品廃棄物の資源化施設への誘導策の検討が必要です。

2 実行計画の概要

(1) 実行計画の策定

- ・長期ビジョンで定めたテーマの実現に向けて、4つの基本方針と各施策の方向性に基づき、具体的な施策を定める実行計画を策定します。
- ・第1期実行計画（令和3年～7年度）では、古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の重点3品目について、基本方針及び品目の特性に応じた施策を実施しました。
- ・第2期実行計画では、第1期実行計画の振り返りを踏まえ、より効果的な施策を実施します。

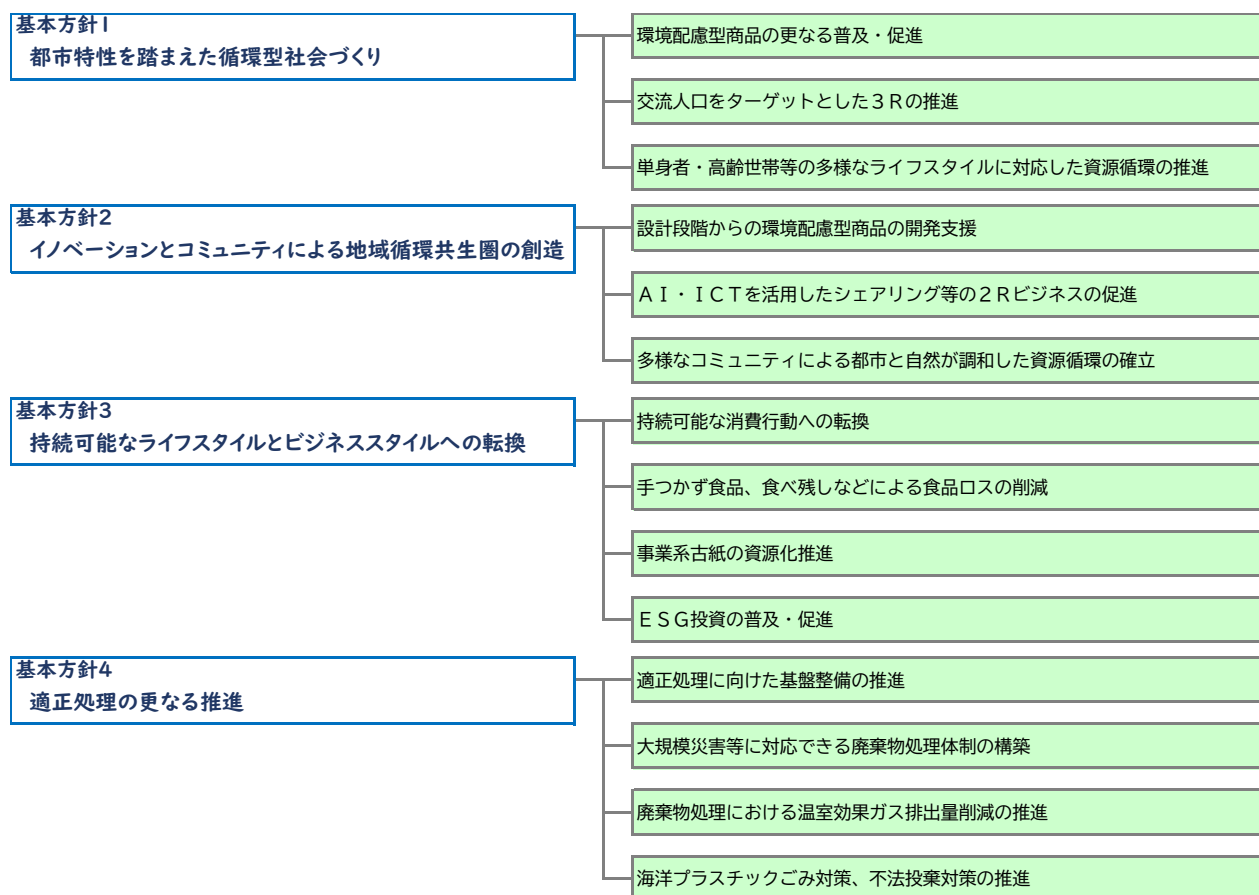
(2) 実行計画の期間

- ・本実行計画の計画期間は以下のとおりとします。

第2期 実行計画	5年間	2026～2030 年度（令和8～12 年度）
----------	-----	-------------------------

3 基本方針別施策

■ 図表 34 基本方針別施策の体系



基本方針Ⅰ 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

<主な施策>

○ 環境配慮型商品の更なる普及・促進【共働】

★ ごみ量の削減に
直接つながる取組み

施策・事業	内容
ごみ袋へのバイオマスプラスチック等の導入 プラ	家庭ごみ指定袋や「ラブアース・クリーンアップ」などのボランティア清掃用ごみ袋について、市場の動向等を踏まえながら、バイオマスプラスチック等の導入の拡大を検討します。
	目指す効果 廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減
	関連する取組指標 11
事業者と連携した代替素材等の普及・促進 プラ	製品の自主回収に取り組む事業者と連携した取組みや、民間事業者と連携した共同啓発などを通じて、代替素材等への転換を促します。
	対象 プラスチック製品製造事業者
	目指す効果 家庭系プラスチックごみの削減
	関連する取組指標 1,11
市民の環境配慮型商品の購入促進	市民に対し、エコラベル商品や詰替商品等の環境配慮型商品の購入促進に向けた広報啓発を実施します。
	対象 市民
	目指す効果 3R行動の実践・環境配慮型商品の購入
	関連する取組指標 1
事業者へのグリーン購入の普及・促進	市役所庁内におけるグリーン購入の徹底を図るとともに、事業者のグリーン購入への意欲を喚起するため、「福岡市グリーン購入ガイドライン」の周知をはじめとした広報啓発や企業における取組事例の紹介などを行います。
	対象 市役所、事業者
	目指す効果 3R行動の実践・環境配慮型商品の購入
	関連する取組指標 1

○ 交流人口をターゲットとした3Rの推進【共働】

施策・事業	内容						
強化 事業者の食品ロス削減 ★ 食品	食品ロス削減に取り組む事業者を「福岡エコ運動協力店」として登録し、特設サイトやSNSを活用した広報支援、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の周知啓発を行うなど、事業者と連携した食品ロス削減の取組みを推進します。 <table> <tr> <td>対象</td><td>事業者（食品小売店、飲食店、宿泊施設）</td></tr> <tr> <td>目指す効果</td><td>食品廃棄物の減量、資源化</td></tr> <tr> <td>関連する取組目標</td><td>2,4,6,9</td></tr> </table>	対象	事業者（食品小売店、飲食店、宿泊施設）	目指す効果	食品廃棄物の減量、資源化	関連する取組目標	2,4,6,9
対象	事業者（食品小売店、飲食店、宿泊施設）						
目指す効果	食品廃棄物の減量、資源化						
関連する取組目標	2,4,6,9						
強化 特定事業用建築物等における3Rの推進 ★ 古紙 食品	特定事業用建築物の所有者等に対する古紙分別の徹底などの適正排出指導や、食品廃棄物資源化施設への誘導など、建物・施設の特성에応じた3R施策を推進します。あわせて、都市部における開発への環境配慮誘導策について、検討を行います。 <table> <tr> <td>対象</td><td>大規模事業者</td></tr> <tr> <td>目指す効果</td><td>リサイクル率の増加、古紙・食品廃棄物の排出量削減、資源化</td></tr> <tr> <td>関連する取組目標</td><td>2,4,5,6,9,10</td></tr> </table>	対象	大規模事業者	目指す効果	リサイクル率の増加、古紙・食品廃棄物の排出量削減、資源化	関連する取組目標	2,4,5,6,9,10
対象	大規模事業者						
目指す効果	リサイクル率の増加、古紙・食品廃棄物の排出量削減、資源化						
関連する取組目標	2,4,5,6,9,10						
イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進 プラ	イベント等におけるリユース食器や代替素材の普及促進のため、市が主催するイベントでの実践やイベント主催者による取組みを促します。 <table> <tr> <td>対象</td><td>市役所、イベント主催者</td></tr> <tr> <td>目指す効果</td><td>プラスチックごみの排出量削減</td></tr> <tr> <td>関連する取組目標</td><td>1,2,4,11</td></tr> </table>	対象	市役所、イベント主催者	目指す効果	プラスチックごみの排出量削減	関連する取組目標	1,2,4,11
対象	市役所、イベント主催者						
目指す効果	プラスチックごみの排出量削減						
関連する取組目標	1,2,4,11						

コラム

3R+リニューアブル

3Rとは、「Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）」の頭文字を取った3つの行動の総称です。「Reduce（リデュース）」はごみの発生や資源の消費自体を減らすこと、「Reuse（リユース）」はごみにせず繰り返し使うこと、「Recycle（リサイクル）」はごみにせず再資源化することです。近年では、これらの3Rに加えて、「リニューアブル」（再生可能な資源に替える）という考え方が重要視されており、「3R+リニューアブル」として取り組みが進められています。



出典：環境省 ecojin ホームページ

○ 単身者・高齢者世帯等の多様なライフスタイルに対応した資源循環の推進【共働】

施策・事業	内容
強化 学生や新社会人に対する教育・啓発	企業や大学と連携し、新たに福岡市に転入した学生や新社会人向けにSNSなどのツールを活用するなど、年代に応じた広報啓発を実施します。
	対象 市民（若年層）
	目指す効果 適正分別、資源物回収の実施、3R行動の実践
	関連する取組目標 1,3,4,5,6,7,8,9,13
新規 誰もが出しやすい資源回収方策  	地域集団回収等において、高齢化の進展や担い手不足などの課題に対応するため、地域や回収事業者と連携した古紙回収の仕組みづくりに取り組みます。
	対象 市民（地域住民）
	目指す効果 地域集団回収等における資源物回収量の増加
	関連する取組目標 3,4,5
家庭ごみ指定袋のあり方検討	プラスチックの分別収集導入後の排出動向などを踏まえ、今後の指定袋のあり方について検討します。
外国人居住者に対する多言語でのごみ出しルールの情報提供	外国人居住者に対して、ごみ出しルールを分かりやすく周知するため、QRコードを活用した多言語での情報提供のほか、ルールブックの配付や不動産業者、大学、日本語学校を通じた周知を実施します。
	対象 市民（外国人）
	目指す効果 適正分別、資源物回収の実施、3R行動の実践
	関連する取組目標 1,3,4,5,6,7,8,9,13

コラム

雑がみをリサイクルしよう

雑がみ（雑誌や菓子箱など）は新聞紙や段ボールと同じ、リサイクル可能な紙資源です。資源物として回収すれば、リサイクルされ、新しい紙製品に生まれ変わることができます。しかし、福岡市の家庭から出る燃えるごみ（令和5年度）には約3万トンもの「リサイクル可能な燃えるごみ」が入っており、その中の約9割が雑がみでした。地域の紙リサイクルボックス、校区紙リサイクルステーション、区役所・市民センター等にある回収拠点で回収にご協力ください



雑がみ

基本方針2 イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

<主な施策>

★ ごみ量の削減に
直接つながる取組み

○ 設計段階からの環境配慮型商品の開発支援【共働】

施策・事業	内容
産学官連携による 環境配慮型商品等の 開発支援	製造事業者等に対して、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業を活用して、環境配慮型商品等の開発を支援します。
	対象 製造事業者
	目指す効果 環境配慮型商品の種類拡大、普及

○ OAI・ICTを活用したシェアリング等の2Rビジネスの促進【共働】

施策・事業	内容
強化 AI・ICTを活用した 食品ロス削減 食品	市民の食品ロス削減に資する活動に対し、アプリを通じてポイントを付与するなど、ICTを活用した取組を行います。
	対象 市民
	目指す効果 食品ロス発生量削減
	関連する取組指標 4,6,9
2Rビジネスの普及・促進	シェアリングなどの2Rビジネスモデルの構築を希望する事業者に対して、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業を活用し、事業構築を支援します。
	対象 事業者
	目指す効果 特定事業用建築物における廃棄物発生量削減、リサイクル率の向上、資源化可能な古紙の焼却量削減、食品廃棄物削減、廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減
	関連する取組指標 2,4,5,6,9,10

コラム

動静脈連携

動静脈連携とは、製造業・小売業等を担う事業者（いわゆる動脈産業）と廃棄物処理・リサイクル業等を担う事業者（いわゆる静脈産業）との連携（動静脈連携）を通じて、資源の有効活用や環境負荷の低減に貢献し、市場に新たな価値を生み出すことです。資源効率や環境対応が国際競争力の重要な要素となっている現代において、動静脈連携による効率化やイノベーションは、国際市場での優位性を高める手段となります。



○ 多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立【共働】

施策・事業	内容	
地域集団回収等による 家庭系古紙の資源化推進 ● 古紙	地域集団回収等報奨制度を継続するとともに、雑がみの認知度向上に向けた取組みなどにより、家庭から出される古紙の資源化を推進します。	
	対象	市民（地域住民）
	目指す効果	地域集団回収等における古紙回収量の増加
	関連する取組指標	3,4,5
新規 プラスチックリサイクルの推進 ★ プラ	プラスチックを分別収集し、再商品化するとともに、リサイクルの「見える化」を図るなど、市民の分別定着に向けた広報・啓発を実施します。	
	対象	市民
	目指す効果	プラスチックごみ焼却量の削減、温室効果ガス排出量削減、分別協力率の向上
	関連する取組指標	1,2,4,7,8,11
強化 ペットボトル水平リサイクルの推進、事業者との連携強化 プラ	資源が繰り返し循環する <u>ペットボトルの水平リサイクル</u> を推進するとともに、資源循環の重要性を周知する取組みを行います。また、製品の自主回収に取り組む事業者と連携した取組みを行います。	
	対象	市役所、プラスチック製品製造事業者
	目指す効果	プラスチックごみ焼却量の削減、温室効果ガス排出量削減
	関連する取組指標	4,8

コラム

プラスチックの資源循環について

プラスチックは軽くて丈夫、加工しやすいという特性から、急速に普及し、今や私たちの生活に欠かせない素材です。しかし、その一方で、使い捨てによる大量廃棄や海洋汚染が深刻な問題となっています。こうした課題に対応するため、2022年に「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。

この法律は、製品の設計段階から、排出・回収・再資源化まで、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を講じています。

過剰包装や使い捨ての習慣を見直すとともに、分別によってプラスチックが資源に生まれ変わることを一人ひとりが意識し、行動に移すことが大切です。こうした日々の小さな取り組みが、循環型社会の実現につながり、持続可能な未来を築く原動力となります。



出典：環境省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ

施策・事業	内容
強化 事業系食品廃棄物の 資源化推進 ★ 食品	新規資源化施設が稼働開始したことなどを踏まえ、 <u>排出事業者に対する資源化誘導策を実施</u> します。
	対象 食品廃棄物排出事業者（小売店、飲食店等）
	目指す効果 食品廃棄物資源化施設での受入量の増加
	関連する取組目標 4,6,9
強化 生ごみリサイクル 促進事業 ★ 食品	家庭から発生する生ごみの減量と資源化を推進するため、 <u>生ごみ堆肥化容器等の購入補助や講座の実施により、コンポストの普及促進に取り組むとともに</u> 、家庭で使いきれない堆肥を回収し、花や緑づくりの団体等へ配布します。
	対象 市民
	目指す効果 食品廃棄物の排出量削減、コンポストの普及
	関連する取組目標 4,6,9
新規 生ごみ堆肥を活用した コミュニティガーデンの 推進 食品	事業者や地域住民が商業施設等のオープンスペースで生ごみ堆肥を活用して野菜や花を育てる「コミュニティガーデン」開設への支援や、拡大に向けた専門人材の育成に取り組みます。
	対象 事業者（小売業、宿泊業、飲食サービス業等）
	目指す効果 食品廃棄物の排出量削減、コミュニティガーデンの普及
	関連する取組目標 4,6,9
強化 廃食用油の有効活用 食品	家庭から出る廃食用油を回収し、 <u>カーボンニュートラルに資するバイオ燃料への有効活用</u> などを行います。
	対象 市民
	目指す効果 食品廃棄物の排出量削減、温室効果ガス排出量の削減
	関連する取組目標 4,6
新規 サステナブルファッションの推進 ★	事業者と連携し、家庭から排出される制服など、衣類の資源化に取り組みます。
	対象 市民
	目指す効果 3R行動の実践
	関連する取組目標 1,3,4,7

コラム

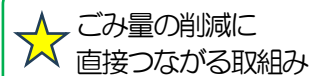
食品廃棄物メタン化施設

令和6年春、食品廃棄物のメタン化施設が本格稼働を開始しました。ここでは、事業所から排出される食品廃棄物を受け入れ、発酵させることで発生するメタンガスを燃料にして再生可能エネルギーとして発電・供給を行っています。



基本方針3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

<主な施策>



○ 持続可能な消費行動への転換【市民】

施策・事業	内容		
マイバッグ、マイボトル等の普及促進  	マイバッグ持参に関する啓発に取り組むとともに、ごみ出しに使えるレジ袋「ふくレジ」の利用促進に取り組みます。また、マイボトル協力店制度や公共施設の給水スポット等を活用したマイボトルの啓発を行います。		
	対象	市民	
	目指す効果	3 R行動の実践（プラスチックごみの発生抑制）	
	関連する取組指標	7,8	
リフューズの推進  	不要なものを断る「リフューズ」の理解と実践を促進するため、出前講座や環境学習、啓発キャンペーンなど、機会を捉えた啓発を実施します。		
	対象	市民	
	目指す効果	3 R行動の実践（プラスチックごみの発生抑制）	
	関連する取組指標	7	
(再掲) イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進 	イベントにおけるリユース食器や代替素材の普及促進のため、市が主催するイベントでの実践やイベント主催者による取組みを促します。		
	対象	市役所、イベント主催者	
	目指す効果	プラスチックごみの排出量削減	
	関連する取組指標	1,2,4,11	
新規 リユースの推進	リユースを気軽に体験できるイベントの開催などを通じて、市民一人ひとりのリユースの実践を促します。		
	対象	市民	
	目指す効果	3 R行動の実践	
	関連する取組指標	1,7	

○ 手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減【市民・事業者】

施策・事業	内容						
強化 家庭での食品ロス削減 ★ 食品	食品ロスの削減に関する出前講座のほか、<u>ショート動画等</u>を活用した啓発を実施するとともに、フードドライブ活動の普及による未利用食品の有効活用を進めます。 <table> <tr> <td>対象</td><td>市民</td></tr> <tr> <td>目指す効果</td><td>食品ロス発生量の削減、手つかず食品の削減</td></tr> <tr> <td>関連する取組目標</td><td>4,6,9</td></tr> </table>	対象	市民	目指す効果	食品ロス発生量の削減、手つかず食品の削減	関連する取組目標	4,6,9
対象	市民						
目指す効果	食品ロス発生量の削減、手つかず食品の削減						
関連する取組目標	4,6,9						
(再掲) 事業者の食品ロス削減 ★ 食品	食品ロス削減に取り組む事業者を「福岡エコ運動協力店」として登録し、特設サイトやSNSを活用した広報支援、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の周知啓発を行うなど、事業者と連携した食品ロス削減の取組みを推進します。 <table> <tr> <td>対象</td><td>事業者（食品小売店、飲食店、宿泊施設）</td></tr> <tr> <td>目指す効果</td><td>食品廃棄物の減量、資源化</td></tr> <tr> <td>関連する取組目標</td><td>2,4,6,9</td></tr> </table>	対象	事業者（食品小売店、飲食店、宿泊施設）	目指す効果	食品廃棄物の減量、資源化	関連する取組目標	2,4,6,9
対象	事業者（食品小売店、飲食店、宿泊施設）						
目指す効果	食品廃棄物の減量、資源化						
関連する取組目標	2,4,6,9						
小学校における 食の資源循環の推進 食品	小学校において食品ロスの削減や生ごみの堆肥化等に取り組み、子どもたちが食の資源循環を学び、実践する場を提供します。 <table> <tr> <td>対象</td><td>市民（小学生）、小学校</td></tr> <tr> <td>目指す効果</td><td>食品廃棄物の排出量削減、3R行動の実践</td></tr> <tr> <td>関連する取組目標</td><td>4,6,9</td></tr> </table>	対象	市民（小学生）、小学校	目指す効果	食品廃棄物の排出量削減、3R行動の実践	関連する取組目標	4,6,9
対象	市民（小学生）、小学校						
目指す効果	食品廃棄物の排出量削減、3R行動の実践						
関連する取組目標	4,6,9						
(再掲) 生ごみリサイクル推進事業 ★ 食品	家庭から発生する生ごみの減量と資源化を推進するため、生ごみ堆肥化容器等の購入補助や講座の実施により、コンポストの普及促進に取り組むとともに、家庭で使いきれない堆肥を回収し、花や緑づくりの団体等へ配布します。 <table> <tr> <td>対象</td><td>市民</td></tr> <tr> <td>目指す効果</td><td>食品廃棄物の排出量削減、コンポストの普及</td></tr> <tr> <td>関連する取組目標</td><td>4,6,9</td></tr> </table>	対象	市民	目指す効果	食品廃棄物の排出量削減、コンポストの普及	関連する取組目標	4,6,9
対象	市民						
目指す効果	食品廃棄物の排出量削減、コンポストの普及						
関連する取組目標	4,6,9						
フードバンク活動推進事業 ★ 食品	フードバンク活動を推進・支援し、食品ロスの削減を図ります。 <table> <tr> <td>対象</td><td>食品事業者（小売業、製造業）</td></tr> <tr> <td>目指す効果</td><td>食品ロス発生量の削減</td></tr> <tr> <td>関連する取組目標</td><td>4,6,9</td></tr> </table>	対象	食品事業者（小売業、製造業）	目指す効果	食品ロス発生量の削減	関連する取組目標	4,6,9
対象	食品事業者（小売業、製造業）						
目指す効果	食品ロス発生量の削減						
関連する取組目標	4,6,9						

○ 事業系古紙の資源化推進【事業者】

施策・事業	内容	
事業系古紙資源化推進  	事業系古紙について、排出事業者に対する適正排出指導等により分別の徹底を図るとともに、雑がみの認知度向上により古紙の資源化を促進します。	
	対象	古紙排出事業者
	目指す効果	資源化可能な古紙の排出量削減
	関連する取組目標	4,5,10
紙おむつの資源化検討 	国における検討や民間事業者の研究等を踏まえ、環境負荷、コスト等の観点からリサイクル手法も含め、紙おむつの資源化に関する方策の検討を行います。	

○ E S G投資の普及・促進【事業者】

施策・事業	内容	
地域金融機関と連携した E S G投資の普及・促進	環境・社会・企業統治のE S G要素、特に環境分野に取り組む事業者の資金調達が進むよう地域金融機関等と連携し、E S G投資の普及に向けた取組みを進めます。	
	対象	事業者
	目指す効果	環境事業の成長拡大、循環経済の推進
事業系ごみ資源化推進 ファンドによる施設整備・ 技術研究支援	事業系ごみ資源化推進ファンドを活用し、民間事業者による資源化施設の整備や産学による実証研究等に対する支援を行います。	
	対象	事業者、大学、研究機関
	目指す効果	事業系ごみの資源化にかかる環境整備

基本方針4 適正処理の更なる推進

<主な施策>

★ ごみ量の削減に
直接つながる取組み

○ 適正処理に向けた基盤整備の推進【行政】

施策・事業	内容						
自己搬入ごみの 適正化推進 ★	ごみ処理施設への自己搬入について、排出事業者の事前登録制度により、ごみ減量意識の向上を図るとともに、排出事業者ごとの搬入量を正確に把握し、よりきめ細かな搬入指導を行うことにより、適正排出を促進します。 <table> <tr> <td>対象</td><td>事業者</td></tr> <tr> <td>目指す効果</td><td>多量搬入者の適正排出の推進</td></tr> <tr> <td>関連する取組指標</td><td>2,5,6,10</td></tr> </table>	対象	事業者	目指す効果	多量搬入者の適正排出の推進	関連する取組指標	2,5,6,10
対象	事業者						
目指す効果	多量搬入者の適正排出の推進						
関連する取組指標	2,5,6,10						
小型家電の回収強化 ★	携帯電話等の使用済小型電子機器に含まれる金属を資源化するため、回収ボックスによる拠点回収や粗大ごみ等からのピックアップ回収を実施します。 <table> <tr> <td>対象</td><td>市民</td></tr> <tr> <td>目指す効果</td><td>小型家電の回収量の増加、レアメタル等の資源化</td></tr> <tr> <td>関連する取組指標</td><td>13</td></tr> </table>	対象	市民	目指す効果	小型家電の回収量の増加、レアメタル等の資源化	関連する取組指標	13
対象	市民						
目指す効果	小型家電の回収量の増加、レアメタル等の資源化						
関連する取組指標	13						
強化 リチウムイオン電池等 発火危険物の適正分別 の推進	ごみ処理中の火災予防のため、<u>リチウムイオン電池等の適正排出の周知徹底</u>を行うなど、燃えないごみへの危険物混入を防止するとともに、効果的な回収方法やごみ処理施設内での除去方法などを検討します。 <table> <tr> <td>対象</td><td>市民</td></tr> <tr> <td>目指す効果</td><td>有害廃棄物混入量の削減</td></tr> <tr> <td>関連する取組指標</td><td>13</td></tr> </table>	対象	市民	目指す効果	有害廃棄物混入量の削減	関連する取組指標	13
対象	市民						
目指す効果	有害廃棄物混入量の削減						
関連する取組指標	13						
強化 蛍光管・乾電池等の 拠点回収 ★	家庭から排出される蛍光管・乾電池を家電量販店やホームセンター等に設置したボックスにて回収するとともに、<u>電池の回収品目の拡大などにより、資源化を推進</u>します。水銀式の体温計などを公共施設や市内の薬局等で回収します。 <table> <tr> <td>対象</td><td>市民</td></tr> <tr> <td>目指す効果</td><td>有害廃棄物混入量の削減</td></tr> <tr> <td>関連する取組指標</td><td>13</td></tr> </table>	対象	市民	目指す効果	有害廃棄物混入量の削減	関連する取組指標	13
対象	市民						
目指す効果	有害廃棄物混入量の削減						
関連する取組指標	13						

施策・事業	内容
強化 資源物持ち去り防止対策	市民の安全・安心なごみ出し環境を確保するため、啓発活動やパトロールの実施等により、資源物の持ち去り行為の防止に取り組みます。 目指す効果 安全・安心なごみ出し環境の確保 関連する取組指標 4
拡大生産者責任の履行に向けた提言	市のごみ処理施設では処理できない廃棄物について、拡大生産者責任を踏まえ、製造・販売事業者による回収体制の整備など適正処理に向けた環境整備を国等の関係機関に提言します。 目指す効果 リチウムイオン電池やスプレー缶（残留物あり）の回収体制の整備
市が行う産業廃棄物処理のあり方検討	市が行う産業廃棄物処理について、中小企業振興や排出事業者責任、ごみ減量・埋立場延命化等の観点から課題の整理と今後の方向性を検討します。
新規 焼却灰の資源化検討	清掃工場で発生する焼却灰について、埋立場延命化の観点から、セメント原料化など灰のリサイクルに係るコストや受入先の受入可能量等を調査し、資源化方策の検討を行います。

○ 大規模災害等に対応できる廃棄物処理体制の構築【行政】

施策・事業	内容
災害廃棄物処理体制の検討	災害時の廃棄物処理の基本方針を定めた「福岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理体制の検討や職員の研修・訓練を実施します。また、九州市長会や北九州市、熊本市との相互支援協定、福岡都市圏自治体との協定を活用し、平時から広域連携の強化に努めるとともに、発災時には協定に基づき支援・受援を行います。
大規模災害に対応した施設整備	大規模災害に対応した施設の強靱化や災害廃棄物の処理を想定した施設整備を行います。また、処理施設の業務継続計画を策定し、大規模災害時においても安定的な施設稼働に努めます。

○ 廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減の推進【行政】

施策・事業	内容
収集運搬における温室効果ガス排出量削減の推進	現在導入しているFCごみ収集車の走行性能の検証結果を踏まえ、廃棄物の収集運搬における温室効果ガス排出量削減に取り組みます。 目指す効果 収集運搬における温室効果ガス排出量削減 関連する取組指標 11

施策・事業	内容
ごみ焼却熱の有効利用、 熱回収の高効率化	清掃工場で発電した電力について、自己託送による市有施設への供給を引き続き実施するとともに、電力の地産地消に向け、民間施設への供給も含め、電力の活用を検討します。
	対象 市有施設、民間施設
	目指す効果 温室効果ガス排出量削減
	関連する取組目標 11
(再掲) ごみ袋への バイオマスプラスチック等の導入 	家庭ごみ指定袋や「ラブアース・クリーンアップ」などのボランティア清掃用ごみ袋について、市場の動向等を踏まえながら、バイオマスプラスチック等の導入を検討します。
	目指す効果 廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減
	関連する取組目標 11
(再掲) プラスチックリサイクルの 推進  	プラスチックを分別収集し、再商品化するとともに、リサイクルの「見える化」を図るなど、市民の分別定着に向けた広報・啓発を実施します。
	対象 市民
	目指す効果 プラスチックごみ焼却量の削減、温室効果ガス排出量削減、分別協力率の向上
	関連する取組目標 1,4,7,8,11

○ 海洋プラスチックごみ対策、不法投棄対策の推進【共働】

施策・事業	内容
地域清掃活動の推進 	地域ぐるみ清掃や「ラブアース・クリーンアップ」等のボランティア清掃において袋の配付や収集の支援を継続するとともに、イベント等を通じた海洋プラスチックごみ問題の啓発を行い、清掃活動を促進します。
	対象 市民
	目指す効果 美化活動の促進、プラスチックごみの排出抑制
	関連する取組目標 7,12
不法投棄対策の推進	監視パトロールや監視カメラの増設を行うとともに、地域住民の活動を支援するなど、不法投棄の未然防止に取り組みます。
	対象 市民（地域住民）
	目指す効果 不法投棄回収量の削減
	関連する取組目標 12

4 重点3品目に関する施策

- ・第2期実行計画においても、引き続き古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の重点3品目について、重点的な減量施策を実施します。

古紙

に関する施策

① 再生紙の優先利用

- ・再生紙の優先利用を促すため、市役所庁内におけるグリーン購入の徹底を図るとともに、民間事業者に対して、再生紙の優先利用に関する啓発を行います。

② 発生抑制、リサイクルの推進

- ・ペーパーレス化などによる発生抑制を進めるとともに、雑がみ回収の認知度向上や、誰もが出しやすい資源回収方策の検討、事業系古紙の分別徹底など資源化の取組みを進めます。

<主な施策>

施策・事業	
強化	特定事業用建築物等における3Rの推進
新規	誰もが出しやすい資源回収方策
強化	地域集団回収等による家庭系古紙の資源化推進
強化	事業系古紙の資源化推進
	紙おむつの資源化検討

プラス
チック
ごみ

に関する施策

令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」の基本的方向性に示される、3R+Renewableの原則にのっとり、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまで資源循環が促進されるよう、取組みを進めます。

① 発生抑制・代替素材への転換

- ・リフューズの推進による発生抑制を徹底するとともに、使用せざるを得ないプラスチックについては、バイオマスプラスチックの導入や、小売店との連携や環境配慮型商品の開発支援等を通じて、代替素材への転換を進めます。

② リサイクル

- ・家庭から排出されるプラスチックを分別収集し、再資源化に取り組みます。また、「空きびん・ペットボトル」で排出されたペットボトルを水平リサイクルし、資源として繰り返し循環する取り組みを行います。

③ 海洋プラスチックごみ対策

- ・海洋プラスチックごみ対策については、市民・事業者や流域圏の自治体と連携した清掃活動や啓発に取り組みます。

<主な施策>

施策・事業	
	ごみ袋へのバイオマスプラスチック等の導入
	事業者と連携した代替素材等の普及・促進
	イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進
新規	プラスチックリサイクルの推進
強化	ペットボトル水平リサイクルの推進、事業者との連携強化
	マイバッグ、マイボトル等の普及促進
	リフューズの推進
	地域清掃活動の推進

食品
廃棄物

に関する施策

① 食品ロスの削減

- ・福岡市の都市特性を踏まえ、環境局が中心となり、関連部局と連携の上、食品ロスの削減に取り組みます。
- ・家庭系可燃ごみに含まれる手つかず食品は約9千トン（令和5年度実績）で減少傾向にあるものの、今後も人口が増加する見込みであることから、引き続き市民一人ひとりの取組みが重要となります。
- ・また、市内事業所に占める卸売業・小売業（約26%）や宿泊業・飲食サービス業（約13%）の割合が高く、小売店や飲食店における食品ロス削減の取組みも重要となります。

<主な施策>

施策・事業	
強化	事業者の食品ロス削減
強化	A I ・ I C Tを活用した食品ロス削減
強化	家庭での食品ロス削減
	小学校における食の資源循環の推進
	フードバンク活動推進事業
	食品ロス削減の取組みに対する表彰
	組成調査の実施（食品ロス発生量の把握）

② 発生抑制、食品リサイクルの推進

- ・食品廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するため、次の施策に取り組みます。

<主な施策>

施策・事業	
強化	特定事業用建築物等における3Rの推進
強化	事業系食品廃棄物の資源化推進
強化	生ごみリサイクル促進事業
新規	ごみ堆肥を活用したコミュニティガーデンの推進
強化	廃食用油の有効活用
	小学校における食の資源循環の推進

<福岡市食品ロス削減推進計画>

食品ロス削減推進法第13条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定、令和7年3月25日変更。以下「基本方針」といいます。）を踏まえて、本計画を福岡市食品ロス削減推進計画として位置づけ、施策を推進します。

I 基本的施策

- ・次の施策を基本方針における基本的施策とします。

基本的施策	福岡市の施策・事業
教育及び学習の振興、普及啓発等	出前講座や環境学習の推進
	小学校における食の資源循環の推進（再掲）
食品関連事業者等の取組に対する支援	A I ・ I C Tを活用した食品ロス削減（再掲）
	事業者の食品ロス削減（再掲）
	交流人口をターゲットとした3Rの推進（再掲）
表彰	食品ロス削減の取組みに対する表彰
実態調査及び調査・研究の推進	組成調査の実施（食品ロス発生量の把握）
情報の収集及び提供	食品ロス削減につながる具体的な取組事例の紹介
	事業者の食品ロス削減（再掲）
未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等	フードバンク活動推進事業（再掲）
	フードドライブの推進

II 推進体制

- ・福岡市による食品ロス削減の取組みは、環境局が中心となり、関係部局と連携の上、推進します。

III 都市特性を踏まえた施策の実施

- ・今後も人口の増加が見込まれること、第3次産業を中心とした商業都市であり、交流人口が多いという都市特性を踏まえた施策を実施します。
- ・ごみ処理量に占める事業系ごみの割合が約5割であることから、事業系ごみの組成を踏まえた施策を実施します。

IV 食品廃棄物の再資源化

- ・食品ロスを含む食品廃棄物については、家庭系はコンポストによる堆肥化、事業系は飼料化施設及びメタン化施設（いずれも許可施設）にて再資源化に取り組みます。

V 数値目標

項目	2019年度 (基準年度)	2023年度 (実績)	2030年度 (目標年度)
手つかず食品の量	2.3万トン	1.6万トン	1.5万トン

5 分野横断的施策

本計画では基本方針に共通する施策として、「ターゲットに応じた環境教育・広報啓発の実施」と「経済的手法の活用」の分野横断的施策を実施します。

(1) ターゲットに応じた環境教育・広報啓発の実施

- ・SNSやショート動画などのコンテンツを取り入れ、年代やライフスタイルといったターゲットに応じた市民の実践行動につながる環境教育・広報啓発に取り組みます。

<主な施策>

施策・事業	内容	
環境教育・学習の更なる推進	小学校4年生を対象とした環境学習を行うとともに、小学校において食の資源循環を学び実践する場の提供、中学生を対象とした学習機会の拡充など、体験を通じた環境意識の醸成に取り組みます。	
	対象	市民（小学生、中学生）
	目指す効果	3R行動の実践
	関連する取組目標	1,3,4,5,6,7,8,9,13
LINEを活用した ごみの分別情報発信	福岡市LINE公式アカウントにて、ごみ出し日やごみの分別などを分かりやすく案内することにより、資源化を促進します。	
	対象	市民
	目指す効果	適正排出の実施
	関連する取組目標	4,5,6,8,9,13
あらゆる主体・世代との 連携・ネットワークの構築	3Rステーションにおいて、環境活動における交流の場となるよう、環境教育・学習拠点としての充実を図るとともに、市民団体・事業者・教育機関等と連携・協働し、環境人材の育成・活用や環境保全活動のネットワークづくりを推進します。	
	対象	市民団体、事業者、教育機関
	目指す効果	環境活動に取り組む市民団体の活性化
	関連する取組目標	1,3,4,5,6,7,8,9,13
強化 SNSやショート動画など 親しみやすいコンテンツに よる情報発信	ショート動画や記事をSNS等で発信し、市民が気軽に環境に関する情報に触れる機会を拡大することにより、行動変容を促します。	
	対象	市民
	目指す効果	3R行動の実践
	関連する取組目標	1,3,4,5,6,7,8,9,13

施策・事業	内容	
福岡市環境行動賞	ごみ減量・リサイクルや地球温暖化防止などに積極的に取り組むなど、環境保全に顕著な功績のあった個人・団体・学校を表彰し、市民の関心を高めるとともに、環境保全活動を全市に広げていきます。	
	対象	市民（個人、団体）、教育機関
	目指す効果	環境活動に取り組む市民団体等の活性化
	関連する取組目標	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,13
未来へつなげる環境活動支援事業	市民団体等が主体的に行う環境活動や気軽に楽しく参加できる環境イベント等を対象に、補助金による財政支援や市の広報媒体への掲載などの広報支援を行います。	
	対象	市民団体、NPO 法人
	目指す効果	環境活動に取り組む市民団体等の活性化
	関連する取組目標	1,3,4,5,6,7,8,9,13
環境フェスティバル	市民団体・事業者等との共働により、環境について体験を通じて楽しみながら学べる啓発イベントを開催します。	
	対象	市民団体、事業者、教育機関
	目指す効果	3 R行動の実践
	関連する取組目標	1,3,4,5,6,7,8,9,13
出前講座	小学校や公民館などにおいて、幅広い市民を対象に、ごみ減量・リサイクルや脱炭素社会の実現など、様々なテーマで出前講座を実施し、身近な環境への気づきや理解を深める機会を提供します。	
	対象	市民、教育機関、事業所
	目指す効果	3 R行動の実践
	関連する取組目標	1,3,4,5,6,7,8,9,13

<啓発・学習施設>

福岡市では、環境教育、広報啓発の拠点として、次の啓発・学習施設を設置しています。

施設名	所在地
西部3 Rステーション（西部リサイクルプラザ）	福岡市西区今宿青木 1043 番地の2
臨海3 Rステーション（臨海リサイクルプラザ）	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目 13 番 42 号
まもる一む福岡（保健環境学習室）	福岡市中央区地行浜二丁目 1 番 34 号

コラム

ウェルビーイング（Well-being）

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態であることをいい、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。

経済先進諸国においては、GDP（国内総生産）に代表される経済的な豊かさだけでなく、このウェルビーイングの考え方が重視されてきています。現在、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の目標年の2030年を前に、「ポストSDGs」に向けた議論が開始されていますが、ウェルビーイングが重要なポイントになると言われています。

国が「第六次環境基本計画」でウェルビーイングを最上位の目的に位置づけたように、ウェルビーイングの向上には、環境の保全が欠かせません。世界の国の状況については、少し遠い、大きすぎる問題に感じられるかもしれませんが、一人ひとりが地球環境問題について関心を持って、自分たちにできる身近なことから行動していくことが大切です。（「地球規模で考え、地域で行動する」"Think Globally. Act Locally."）

(2) 経済的手法の活用

- ・ごみ処理に係る市民・事業者の負担の公平性の確保を図るとともに、更なるごみ減量・リサイクルを推進するため、ごみ処理手数料やファンドなどの経済的手法を活用します。

<主な施策>

施策・事業	内容
環境市民ファンド	持続可能なライフスタイルへの転換に向けて、市民による環境保全活動を経済的に支援します。 (対象事業) ・ 3 Rの推進（地域集団回収等報奨制度等） ・ 自然環境の保護（ラブアース・クリーンアップ事業等） ・ 複合的な活動（未来へつなげる環境活動支援事業等） など
関連する取組目標	1,3,4,5,6,7,8,9,13
事業系ごみ資源化推進ファンド	持続可能なビジネススタイルへの転換に向けて、事業系ごみの減量・リサイクルに繋がる取組みを経済的に支援します。 (対象事業) ・ リサイクル情報ネットワークの構築 ・ リサイクルに取り組む排出事業者への支援 ・ リサイクル事業者への事業化の支援 ・ 事業系ごみのリサイクルに関する研究への支援 など
関連する取組目標	2,4,5,6,9,10
家庭ごみの有料制	循環型社会の構築に向けて、市民一人ひとりがごみ減量とリサイクルを実践するライフスタイルへの変革やごみの排出者としての責任の明確化と負担の公平性を確保するため、家庭ごみの有料制を継続します。
関連する取組目標	3,4,5,6,8,9
事業系ごみの処理手数料制度	排出事業者の処理責任の原則と負担の公平性の観点を踏まえ、引き続きごみ処理原価に基づく適正な料金水準が保たれるよう、事業系ごみ処理手数料制度を継続します。

6 ごみ減量・リサイクルに関する調査・検討

更なる資源循環や超高齢社会への対応、脱炭素社会の実現などに向けて、ごみ減量・リサイクルに関するテーマについて、調査・検討を行います。

(1) 資源循環に関するテーマ

- ・焼却灰の再資源化や焼却灰に含まれる資源の回収
- ・食品廃棄物の物質循環を進める仕組み

(2) 超高齢社会等に関するテーマ

- ・高齢者や障がい者など持ち出しに困難を抱える方に対するごみ・資源物の持出し・収集システム

(3) 脱炭素社会に関するテーマ

- ・焼却処理施設から排出される二酸化炭素の分離回収・活用システム

7 その他の取組み

(1) 広域連携

- ・近隣市町との相互協力・連携の観点から、災害時相互協力協定等により、福岡市のごみ処理に支障を及ぼさない範囲でごみ処理を受託します。
- ・また、福岡都市圏17市町で構成する福岡都市圏環境行政推進協議会において、相互連携を図り、効率的・効果的な環境行政を進めるとともに、周辺市町とともに循環型社会の形成に貢献します。

(2) 国際貢献

- ・福岡大学との共同開発による廃棄物埋立技術である福岡方式（準好気性埋立構造）を軸に、独立行政法人国際協力機構（JICA）や国連ハビタット、大学・研究機関等との連携による技術協力を展開します。

(3) 技術の継承

- ・廃棄物処理における技術水準の維持・向上を図るため、OJTを中心とした技術継承に取り組みます。

(4) 産業廃棄物対策

- ・産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対する監視・指導や適切な情報提供等を継続的に実施するなど、産業廃棄物の発生抑制・再資源化の促進と適正処理の徹底を図ります。

第5章 ごみ処理体制

1 ごみ処理に関する基本的事項

(1) 分別収集・資源物回収

① 戸別収集

- ・ごみの分別収集については、ごみを夜間に戸別収集していることを踏まえ、市民に分かりやすく、取り組みやすい分別とするため、以下の表に定める、家庭ごみについては5分別により収集した後、資源化センターで「燃えないごみ」から鉄・アルミを選別するとともに、「空きびん・ペットボトル」は選別処理施設でペットボトルと空きびん(無色・茶色・その他)の4種類に選別し、最終的に10の区分で処理します。
- ・事業系ごみについては3分別により収集するものとします。
- ・分別区分は、国の動向を踏まえながら、コストや環境負荷、再生技術の確立、再生品の需要や市場性、資源物回収ルートや施設の整備状況、減量効果などを総合的に勘案して決定することとします。

■ 図表 35 ごみの分別区分

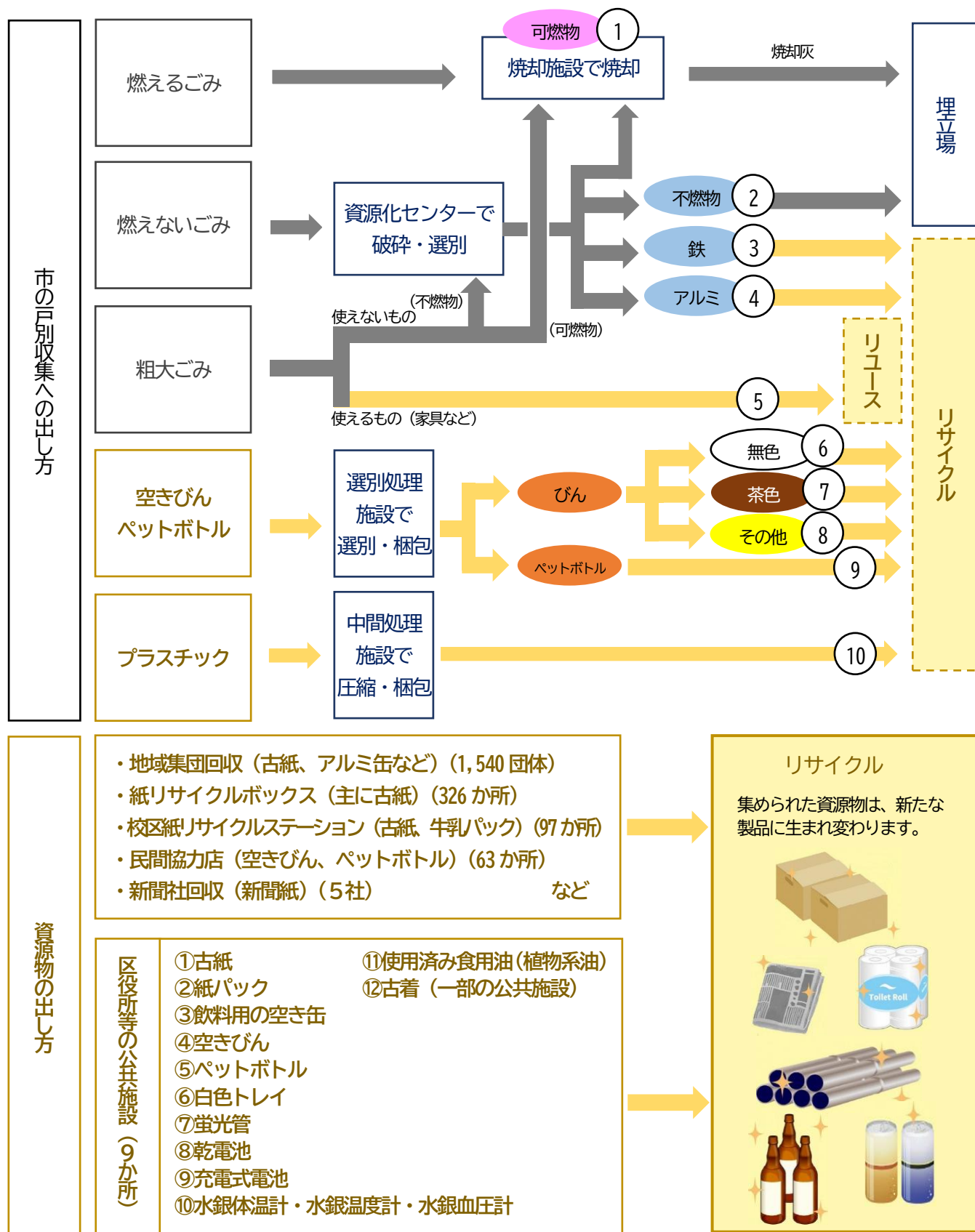
区 分		内 容
家庭ごみ	燃えるごみ	家庭から排出される台所ごみ、ゴム類、皮革類などのごみ
	燃えないごみ	家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ
	粗大ごみ	家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ (ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く)
	空きびん・ペットボトル	家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル
	プラスチック	家庭から排出されるお菓子の袋、食品トレイなどのプラスチック製容器包装と風呂・洗面用具、収納用品などのプラスチック製品
事業系ごみ	燃えるごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ
	燃えないごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ
	古紙	会社・商店などの事業所から出される再生可能な古紙
公共系ごみ	燃えるごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ
	燃えないごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ

※プラスチックの分別収集は2027年(令和9年)2月に開始予定。

② 資源物回収・拠点回収

- ・地域集団回収や地域の回収拠点、スーパーマーケットなどの民間協力店において資源物を回収し、リサイクルを促進します。
- ・民間事業者と連携して使用済小型電子機器の回収に取り組み、レアメタルなどの資源循環を促進します。
- ・区役所等9か所の公共施設において、資源物を回収します。

■ 図表 36 家庭から排出されるごみ・資源物の出し方と処理の流れ



※地域集団回収の実施団体数等は 2019 年度 (令和元年度) 時点のもの。

③ 収集運搬計画

- ・福岡市が整備する収集運搬の区分と体制は図表 37 のとおりとします。
- ・収集運搬業者への指導や作業体制・器材の見直しなどにより、効率的な収集運搬体制を確保します。

■ 図表 37 収集運搬の区分と体制

種類		処理主体	排出方法	収集回数	収集方法
家庭 ごみ	燃えるごみ	市 (委託)	指定袋	週2回	市の委託による 戸別収集 又は 自己搬入
	燃えないごみ			月1回	
	粗大ごみ		粗大ごみ処理券 を添付又は 市長が指示する 方法	申込みの 都度	
	空きびん・ ペットボトル		指定袋	月1回	
	プラスチック			週1回	
事業系 ごみ	燃えるごみ	許可業者又は 排出者	中身が見える袋	—	排出者が 自ら運搬する 又は 許可業者による 戸別収集
	燃えないごみ				排出者が 自ら運搬する、 許可業者による 戸別収集 又は 収集運搬業者が 指定する方法
	古紙	許可業者、 排出者又は 古紙回収業者	許可業者又は 収集運搬業者が 指定する方法		
公共系 ごみ	燃えるごみ	市 (委託)	—	必要に 応じて	市の委託
	燃えないごみ				

※上記において、「許可業者」とは、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物収集運搬業許可業者、「古紙回収業者」とは廃棄物処理法第7条第1項ただし書きに定める専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（専ら物）として、古紙のみの収集又は運搬を業として行う者をいう。

※プラスチックの分別収集は2027年（令和9年）2月に開始予定。

コラム

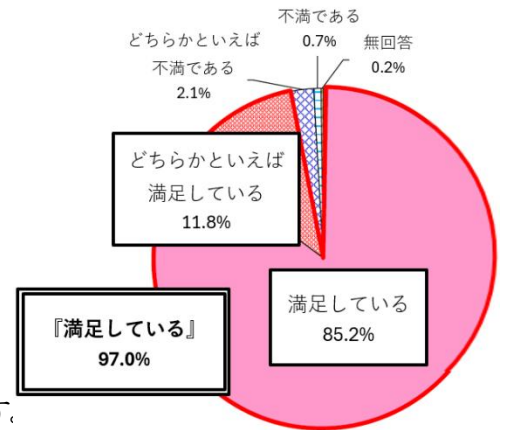
夜間収集とごみの分別

●夜間収集の歴史

福岡市のごみの収集は、明治から昭和の初期にかけては、肥料や家畜の飼料に利用するため、農業従事者などが行っていました。このときの、農作業等の本業にとりかかる前の早朝にごみ収集を行ったことが夜間収集の前身となっています。

夜間収集への本格的な移行は、モータリゼーションの幕開けといわれた昭和32年頃からで、それ以前にごみ収集に使用されていた馬車から三輪車に代わったことで、年々深刻化する交通渋滞を避け、交通量の少ない深夜に作業することが可能となりました。

令和元年度の市政アンケート調査では、家庭ごみの夜間収集について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した方の合計は97.0%となっています。



2023年度市政アンケート結果

●夜間収集の効果

全国的にも珍しい福岡市の夜間収集は、日中の交通量が多い時間帯を避け、効率的であるだけでなく、カラス等の小動物によるごみ散乱も回避でき、都市美観の確保に効果があります。

さらに、収集時における不審者や火災等目撃情報の即時通報など、夜間の防犯対策にも貢献しています。

●ごみの分別

福岡市では、家庭ごみは5分別で排出されていますが、これは、ごみ処理やりサイクルに係るコストや環境負荷を考慮するとともに、市民の転入者が多いという福岡市の都市特性を踏まえ、夜間収集を円滑に行うために、分かりやすく、かつ、取り組みやすい分別としているものです。

また、収集された燃えないごみや粗大ごみは、市の資源化センターで鉄・アルミを選別回収し、空きびんとペットボトルは、選別処理施設でびんを色ごとに無色・茶色・その他の3つに選別しており、最終的には10区分に分けられています。

(2) 中間処理

① 中間処理の基本方針

- ・福岡市の各施設においては、ごみを安定的・計画的・経済的に処理するため、十分な保守点検期間の確保など処理能力を維持する対策を講じ、適切に運転・管理します。
- ・古紙や食品廃棄物などの資源化可能なごみについては、民間施設も活用し、再生利用を促進します。

② 中間処理の体制

- ・収集効率を考慮するとともに、事故や故障、風水害等の災害による緊急事態にも対応できる安定的な中間処理体制を確保することを基本とします。

■ 図表 38 中間処理施設（2025 年度（令和7年度）時点）

【焼却処理施設】

施設名	所在地	型 式	施設規模	発電能力
西部工場 (クリーンパーク・西部)	福岡市西区 大字拾六町 1191番地	連続運転 ストーカ式焼却炉	750トン/日	10,000kW
臨海工場 (クリーンパーク・臨海)	福岡市東区 箱崎ふ頭 四丁目13番42号	連続運転 ストーカ式焼却炉	900トン/日	25,000kW
玄界島焼却場	福岡市西区 大字玄界島 タテバサキ310-2	間欠運転 ストーカ式焼却炉	1トン/8h	—
東部工場 (クリーンパーク・東部)	福岡市東区 蒲田 五丁目11番2号	連続運転 ストーカ式焼却炉	900トン/日	29,200kW
福岡都市圏南部工場 (クリーン・エネ・パーク南部)	春日市 大字下白水 104番地の5	連続運転 ストーカ式焼却炉	510トン/日	16,700kW

※東部工場の建設・運営は株式会社福岡クリーンエナジーで実施

※福岡都市圏南部工場の建設・運営は福岡都市圏南部環境事業組合¹⁶で実施

【生ごみ処理施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
小呂島生ごみ 処理場	福岡市西区 大字小呂島 字神の下63番1号	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	30kg/日
	福岡市西区 大字小呂島 306-2番地	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	20kg/日

¹⁶ 福岡都市圏南部環境事業組合：

福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市の5市で構成する一部事務組合。

【破碎選別処理施設】

施設名	所在地	型 式	処理能力
東部資源化センター (クリーンパーク・東部)	福岡市東区 蒲田 五丁目11番1号	回転式破碎機	175トン/5h

【空きびん・ペットボトル選別等処理施設】

施設名	所在地	処理能力
東部空きびん・ペットボトル選別等処理施設	古賀市 薬王寺 1719番地の1	38トン/7h
西部空きびん・ペットボトル選別等処理施設	福岡市西区 大字太郎丸 801番地の1	38トン/8h

【中継保管施設】

施設名	所在地	保管容量	面積
空きびん・ペットボトル中継保管施設	福岡市東区 蒲田 五丁目14番2号	341m ³	—
ストックヤード 廃家電、廃蛍光管 及び 廃白色トレイ保管施設	福岡市東区 蒲田 五丁目11番1号	—	540m ²

③ 中間処理の方法

ア 市による再生処理

- ・燃えないごみ・粗大ごみについては、資源化センターにおいて、可燃物、不燃物、鉄及びアルミの4種類に破碎選別後、可燃物は焼却処理、不燃物は埋立処分し、鉄、アルミ及びその他の有価物については再資源化業者への売却を行います。
- ・空きびん・ペットボトルについては、市が委託した民間施設において、ペットボトル、無色びん、茶色びん及びその他のびんの4種類に選別し、それぞれ再生利用を図ります。
- ・再使用可能な粗大ごみについては、臨海3Rステーションにて市民に提供します。

イ 民間施設を活用した再生処理

- ・古紙、食品廃棄物、木くず等について、民間施設を活用し、再生利用を図ります（図表39）。

■ 図表 39 民間再資源化施設（2025 年度（令和7年度）時点）

【せん定枝等再資源化施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
木材開発株式会社 木くず破碎施設	福岡市東区 東浜 二丁目85番25号	破碎	39.0トン/日
中山リサイクル産業株式会社 木くず破碎施設	福岡市東区 箱崎ふ頭 四丁目13番1号	破碎	40.41トン/日
有限会社南部グリーンサービス せん定樹木破碎施設	福岡市南区 桧原 五丁目17番30号	破碎	4.56トン/日
株式会社梶原組 刈草、せん定樹木等破碎施設	福岡市城南区 南片江 六丁目21番8号	破碎	4.48トン/日
早良西造園協同組合 せん定樹木破碎施設	福岡市西区 大字羽根戸 786番地の1	破碎	4.56トン/日

※破碎後は堆肥化等により資源化する。

【食品廃棄物再資源化施設（飼料化）】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
株式会社環境エージェンシー 食品廃棄物再資源化施設	福岡市西区 大字太郎丸 字上割795番地1、795番地2	攪拌・乾燥	28トン/日

【食品廃棄物再資源化施設（メタンガス化）】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
福岡バイオフィードリサイクル 株式会社 食品廃棄物メタンガス化施設	福岡市西区 大字太郎丸 790番地1	湿式メタン発酵 ・破碎・脱水	58トン/日

【古紙再資源化施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
福岡市一般廃棄物リサイクル センター株式会社 紙類等圧縮梱包施設 (福岡市リサイクルベース)	福岡市博多区 西月隈 四丁目1番7号	圧縮・梱包	124.8トン/日

ウ 焼却処理・熱回収

- ・再生処理できるもの以外の燃えるごみについては焼却処理を基本とします。
- ・焼却処理の際、熱回収による廃棄物発電を行い、脱炭素社会の構築を推進します。

④ 適切な運転・整備

- ・ごみを適切に受け入れ、環境に配慮した運転管理に努めるとともに、定期的に点検・整備を行い、安定的・計画的なごみ処理を実施します。
- ・処理能力の維持対策などにより、施設の機能低下を抑えます。

(3) 最終処分

① 最終処分の基本方針

- ・埋立場については、周辺環境に十分配慮しながら適正に維持管理します。

② 最終処分の体制

- ・収集運搬の効率化や地震や風水害等の災害による緊急事態へ対処するため、東西2か所の埋立場を確保するとともに、福岡都市圏南部最終処分場の3か所にて最終処分を実施します(図表40)。

■ 図表40 最終処分場(埋立場)(2025年度(令和7年度)時点)

埋立場名	所在地	埋立面積	埋立容量
東部(伏谷)埋立場	糟屋郡久山町 大字山田 1431 番地の1	約22.5 万㎡	約510 万トン
西部(中田)埋立場	福岡市西区 今津 4439 番地	約18 万㎡	約238 万トン
福岡都市圏南部最終処分場	大野城市 大字中 906-12 番地	約2.5 万㎡	約52 万m ³

※福岡都市圏南部最終処分場の建設・運営は福岡都市圏南部環境事業組合で実施

③ 適切な維持・整備

- ・搬入物の適正搬入を推進し、定期的に施設の点検・整備を行うことによって、適切な維持管理に努めるとともに、搬入物の資源化に努め、埋立場の延命化を図ります。

④ 跡地利用

- ・埋立場跡地については、既に農地や福祉施設等として有効に活用しており、引き続き、環境との調和を図りながら有効活用を進めます。

2 施設整備の基本方針

(1) 計画的な整備

- ・ごみの長期的かつ安定的な適正処理を確保するため、本計画の策定及び進行管理において把握したごみの要処理量や災害廃棄物の発生予測量などを踏まえて、必要となる施設規模を検討し、計画的に施設整備を行います。
- ・清掃工場の施設整備においては、災害時の防災拠点・エネルギー拠点として、災害時を含めた発電電力の有効な活用策などについても検討します。また、ごみ発電効率の向上やごみ処理過程における温室効果ガスの排出量の削減、資源物の回収を考慮した機能を有することにより、持続可能な施設となるよう整備を進めます。
- ・老朽化が進行している西部工場については、西部地区の安定的なごみ処理体制を確保するため、現工場での処理を継続しながら、新工場の整備を進めます。
- ・資源化センターについては、ごみ量等を踏まえた上で計画的な整備を行うとともに、火災によるリスクの低減を図るなど、安全・安心な処理体制の構築に努めます。
- ・最終処分場については、搬入物の資源化や既存の最終処分場の効率的な埋め立てによる延命化を図るとともに、残余容量を考慮しながら、安定的な埋立容量の確保に努めます。

(2) アセットマネジメントを活用した既存施設の効率的な運用

- ・既存のごみ処理施設は、延命化などによる効率的な運用を図るアセットマネジメントを活用し、コスト削減を行います。なお、施設の老朽化に伴う大規模修繕時等においては、省エネルギー化などの機能向上を検討します。

(3) ごみ処理施設の配置バランスと規模の適正化

- ・ごみ処理施設については、効率的な収集運搬の観点や災害時のリスク分散を踏まえて配置を検討するとともに、ごみの減量や資源化を進めた上で、適正な規模となるよう整備を図ります。

(4) 環境教育・環境学習の機能

- ・ごみ処理施設は、環境教育・環境学習機会の提供等、ごみの減量や資源化を進める上で必要となる機能を有する施設として整備を行います。

(5) 広域的な処理

- ・周辺市町とは、従前からごみ処理や水道など相互の課題解決のために協力体制を築いており、久山町に最終処分場を設置しているほか、関係5市で構成している福岡都市圏南部環境事業組合において、清掃工場と最終処分場を管理運営しています。今後も互恵関係の構築を踏まえながら、連携について、検討し、適正なごみ処理体制を確保します。

■ 図表 41 環境局施設配置図（2025 年度（令和7年度）時点）

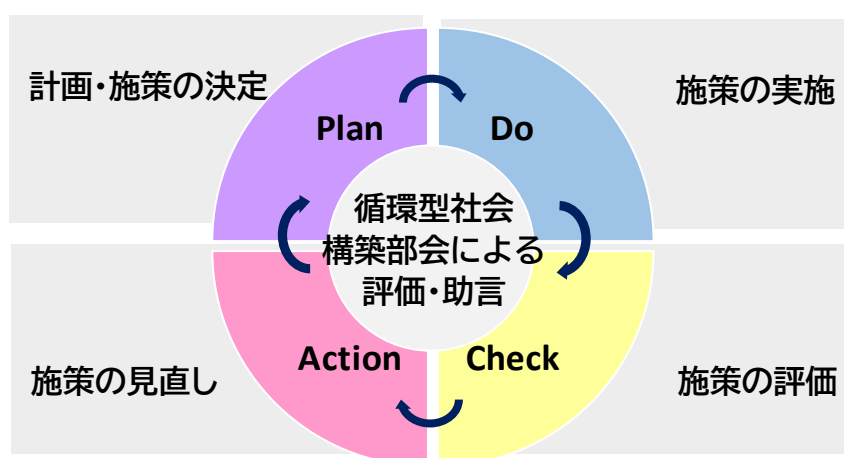


第6章 計画の進行管理

1 進行管理の方針

- ・本計画の確実な推進を図るため、PDCAサイクルを踏まえ、毎年度、施策の点検・評価を実施する。
- ・専門的見地による第三者評価を行うため、「福岡市環境審議会循環型社会構築部会」にて、点検・評価を実施します。
- ・2024年度（令和6年度）及び2025年度（令和7年度）に、第1期実行計画の検証及び第2期実行計画の策定を行うとともに、長期ビジョンの数値目標等の見直しを行いました。

■ 図表 42 PDCAサイクルによる計画の進行管理



2 数値目標と取組指標による進行管理と進捗状況の公表

- ・進行管理にあたっては、進捗状況の客観的かつ合理的な評価を実施するため、可能な限り、具体的・定量的な数値目標と取組指標により行います。
- ・市民・事業者の意識向上とごみ減量・リサイクルの行動を促進するため、毎年度、計画の進捗状況を公表するとともに、積極的に広報・啓発に活用します。

2 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の基本方針

福岡市の下水道普及率は2020年度（令和2年度）末で99.7%と100%近くに達しているため、し尿及び浄化槽汚泥の処理量については、毎年度策定する実施計画にて定めることとし、本計画では生活排水処理の基本的な事項を定めます。

2 生活排水処理基本計画

(1) し尿（くみ取りを要するもの）及び浄化槽汚泥の処理

- ・くみ取りを要するし尿については、福岡市が収集運搬及び処分を行い、浄化槽汚泥については、許可業者が収集運搬し、市が処分します。

① 収集運搬計画

収集は下記のとおり行い、収集したし尿及び浄化槽汚泥は「(4)し尿処理施設の概要」に掲げる施設に運搬します。

区分	収集区域	収集回数	収集方法
し尿	市の区域	原則として月1回	市民の申込みにより市（委託）が戸別収集する。
浄化槽汚泥	市の区域	随時	浄化槽清掃後の汚泥を許可業者が戸別収集する。

② 中間処理及び最終処分計画

し尿処理施設に運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量を汚泥脱水機で固液分離し、分離液は生物処理後、希釈し、公共下水道に放流します。脱水汚泥は清掃工場で焼却処理し、熱エネルギーを回収します。

(2) し尿（くみ取りを要するもの）及び生活排水の処理

- ・下水道処理（集落排水設備処理等を含む）を基本とし、引き続き、下水道の整備を推進するとともに、排出者による処理については、生活排水からの汚濁物質の除去、浄化槽の適正な維持管理等を指導し、適正な処理を図ります。

(3) 市外からのし尿及び浄化槽汚泥の受入れ

- ・市外からのし尿及び浄化槽汚泥の受入れについては、原則として互恵関係のある近隣の市町からとします。ただし、災害時などにおいては、「一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書」等に基づき、市外のし尿及び浄化槽汚泥を受け入れます。

(4) し尿処理施設の概要

施設名	所在地	処理方式	資源化方式	計画日量
中部汚泥再生処理センター	福岡市中央区 那の津二丁目11番3号	固液分離処理方式 （下水道放流）	助燃材	65kL/日

資料編

第1部 福岡市の概況

1 人口動態

(1) 人口の推移と昼間・夜間人口比率

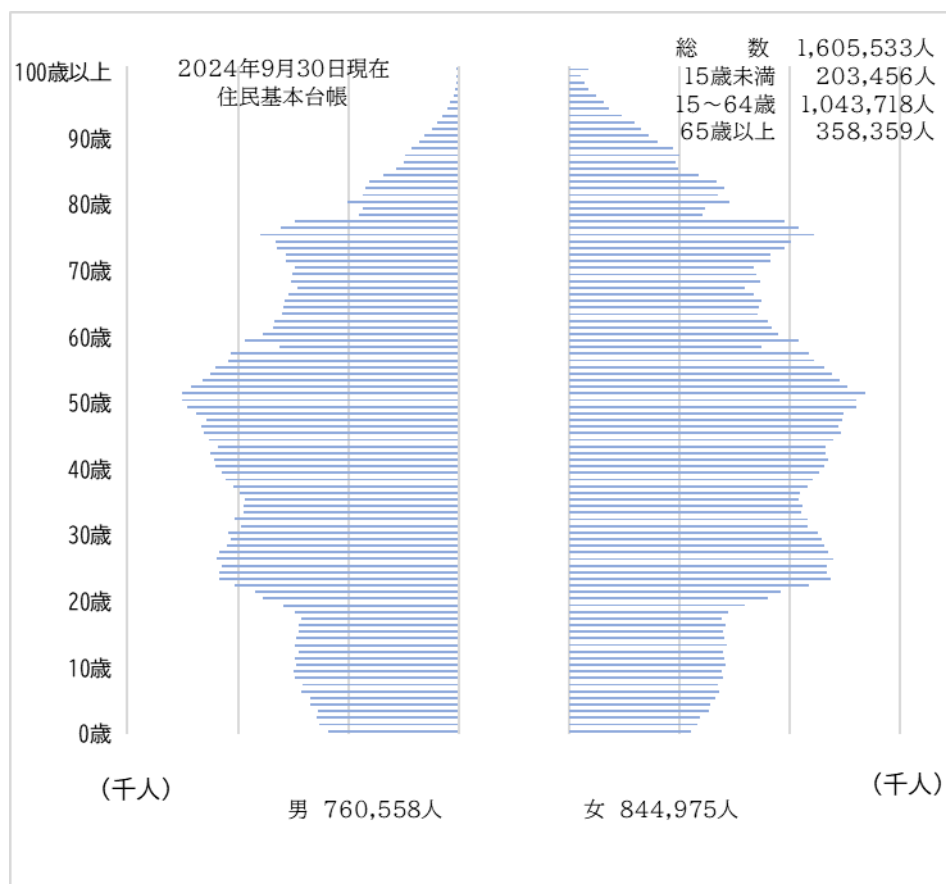
各年度の人口（10月1日付推計人口）、世帯数及び昼夜間人口比率は次のとおりです。

（単位：人口＝人、世帯数：世帯）

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
人口	1,553,778	1,567,189	1,579,450	1,592,657	1,612,392	1,619,585	1,631,409	1,642,571
世帯数	778,562	792,526	805,501	820,163	831,124	841,721	857,512	871,300
昼夜間人口比率	110.8% （2015年度国勢調査） 昼間人口：1,704,218人 夜間人口：1,538,681人				108.8% （2020年度国勢調査） 昼間人口：1,753,857人 夜間人口：1,612,392人			

出典：福岡市推計人口、国勢調査

(2) 人口分布



(3) 高齢人口（登録人口）の推移

(単位：人、各年の人数は9月30日現在)

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
65歳以上 登録人口	312,314	320,932	329,107	335,545	341,649	347,095	350,475	354,199

出典：福岡市住民基本台帳

(4) 福岡市内に所在する大学、短期大学、専修学校等の在学者数の推移

(単位：人)

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
大学	72,243	72,511	72,687	72,980	72,746	72,390	72,591	72,594
短期大学	4,768	4,558	4,323	4,209	4,200	4,039	3,810	3,572
専修学校 各種学校	33,685	33,772	32,878	33,328	32,891	33,034	31,135	29,401
合計	110,696	110,841	109,888	110,517	109,837	109,463	107,536	105,567

出典：福岡市統計書

(5) 外国人数の推移

(単位：人、各年の人数は9月30日現在)

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
外国人数	30,990	34,114	36,310	38,383	37,050	35,895	40,228	43,231

出典：福岡市住民基本台帳

(6) 政令指定都市における15～29歳人口の割合

(単位：人)

都市名	登録人口	15～29歳人口	15～29歳が占める割合
福岡市	1,612,392	270,487	16.8%
札幌市	1,973,395	280,226	14.2%
仙台市	1,096,704	177,086	16.1%
さいたま市	1,324,025	204,662	15.5%
千葉市	974,951	140,303	14.4%
横浜市	3,777,491	563,948	14.9%
川崎市	1,538,262	257,204	16.7%
相模原市	725,493	108,919	15.0%
新潟市	789,275	105,724	13.4%
静岡市	693,389	93,588	13.5%
浜松市	790,718	106,344	13.4%
名古屋市	2,332,176	351,425	15.1%
京都市	1,463,723	235,338	16.1%
大阪市	2,752,412	438,483	15.9%
堺市	826,161	116,649	14.1%
神戸市	1,525,152	202,886	13.3%
岡山市	724,691	113,724	15.7%
広島市	1,200,754	172,467	14.4%
北九州市	939,029	123,272	13.1%
熊本市	738,865	109,888	14.9%

出典：2020年度国勢調査

2 産業特性

(1) 政令指定都市における市内総生産に占める第3次産業の比率（2021年度）

(単位：億円)

都市	市内総生産（名目）	第3次産業	構成比
福岡市	78,277	69,931	89.3%
札幌市	74,661	64,467	86.3%
仙台市	50,606	42,736	84.4%
さいたま市	48,234	41,707	86.5%
千葉市	42,419	35,511	83.7%
横浜市	146,676	123,426	84.1%
川崎市	61,701	44,251	71.7%
新潟市	31,984	24,741	77.4%
静岡市	35,010	23,980	68.5%
浜松市	31,787	21,758	68.5%
名古屋市	139,348	117,859	84.6%
京都市	66,476	46,910	70.6%
大阪市	201,577	174,993	86.8%
堺市	36,464	20,568	56.4%
神戸市	70,587	51,641	73.2%
岡山市	29,792	23,370	78.4%
広島市	51,836	41,044	79.2%
北九州市	39,579	26,924	68.0%
熊本市	26,059	22,451	86.2%

出典：各市市民経済計算（相模原市は非公表、さいたま市及び静岡市は県統計資料による）

(2) 入込観光客数

(単位：万人)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
宿泊客	978	224	229	363	576
日帰り客	1,170	902	952	1,497	1,733
入込観光客数	2,148	1,126	1,181	1,860	2,309

出典：福岡市観光統計

(3) 国際会議開催数

(単位：件)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
開催件数	313	15	0	33	79

出典：日本政府観光局（JNTO）国際会議統計

(4) ホテル・旅館の客室数

(単位：客室数＝室、定員数＝人)

	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
客室数	32,685	35,589	37,993	38,535	38,491
定員数	60,620	69,937	75,702	77,804	78,027

出典：福岡市観光統計

(5) 福岡空港の乗降客数

(単位：人)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
乗降客数	23,035,578	6,502,268	9,466,532	17,967,916	24,937,755

出典：国土交通省空港管理状況調書

(6) クルーズ船寄港回数

(単位：回)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
外国航路	206	14	0	2	63
内国航路	23	0	0	0	12
合計	229	14	0	2	75

出典：福岡市観光統計

第2部 ごみ処理等の状況

1 ごみ量の推移

(1) 家庭ごみ

(単位：トン)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
燃えるごみ	265,964	265,679	265,825	268,796	274,666	268,065	260,306	253,538
燃えないごみ	14,868	15,524	16,440	17,014	19,787	17,041	15,275	14,339
粗大ごみ	4,496	4,772	5,608	6,268	7,651	7,748	7,370	7,284
ごみ処理量	285,328	285,975	287,873	292,078	302,104	292,854	282,951	275,161
対前年度比	▲ 4,450	647	1,898	4,205	10,026	▲ 9,250	▲ 9,903	▲ 7,790
空きびん・ペットボトル	10,877	11,083	11,218	11,249	12,561	12,808	12,609	12,464
合 計	296,205	297,058	299,091	303,327	314,665	305,662	295,560	287,625
対前年度比	▲ 4,249	853	2,033	4,236	11,338	▲ 9,003	▲ 10,102	▲ 7,935

(2) 事業系ごみ

(単位：トン)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
一般廃棄物	242,495	229,466	225,425	216,959	173,760	166,412	173,041	177,136
可燃ごみ	221,581	211,691	207,914	199,222	159,284	153,588	160,019	164,655
不燃ごみ	20,914	17,775	17,511	17,737	14,476	12,824	13,022	12,481
産業廃棄物※	42,271	57,662	63,322	55,936	52,371	51,072	50,464	52,426
可燃ごみ	31,318	44,214	48,007	40,982	34,922	30,944	28,339	28,629
不燃ごみ	10,953	13,448	15,315	14,954	17,449	20,128	22,125	23,797
ごみ処理量	284,766	287,128	288,747	272,895	226,131	217,484	223,505	229,562
対前年度比	4,142	2,362	1,619	▲ 15,852	▲ 46,764	▲ 8,647	6,021	6,057

※産業廃棄物は市による処理量

(3) 原単位

(単位：家庭ごみ＝g/人・日、事業系ごみ＝kg/所・日、人口＝万人、事業所数＝万事業所)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
家庭ごみ	503	500	499	501	513	495	475	458
(人口)	(155.4)	(156.7)	(157.9)	(160.0)	(161.2)	(162.0)	(163.1)	(164.3)
事業系ごみ	14	14	14	13	10.3	9.6	9.6	9.6
(事業所数)	(5.4)	(5.6)	(5.7)	(5.9)	(6.0)	(6.2)	(6.4)	(6.6)

※事業所数は法人市民税における課税事業所数

(4) 埋立処分量

(単位：トン)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
埋立処分量	109,446	110,387	113,517	110,858	110,022	102,245	106,590	101,700

2 リサイクル量の推移

(単位: トン)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
家庭系	地域集団回収等	28,210	26,149	24,412	23,294	20,845	19,635	18,679
	公共施設での拠点回収 (空き缶、空きびん・ペットボトルを除く)	1,662	1,542	1,486	1,460	1,440	1,445	1,370
	新聞社自主回収	7,390	6,667	6,339	5,799	5,181	4,902	4,595
	空きびん・ペットボトルの資源化	6,728	7,205	7,284	7,298	7,311	7,211	7,506
	スーパーマーケット等による店頭回収	977	1,898	2,754	2,927	2,066	3,236	2,671
	鉄・アルミの資源化(C)	5,023	5,715	5,989	6,347	8,175	6,698	5,374
	廃食用油のボックス回収(公民館)	2	2	3	2	2	2	1
	蛍光管・乾電池のボックス回収(家電量販店等)	20	25	38	42	42	49	42
	使用済小型家電回収	46	57	84	104	132	104	103
	小計	50,058	49,260	48,389	47,273	45,194	43,282	40,334
事業系	大規模事業者の古紙回収	77,900	76,500	75,500	72,900	68,600	70,000	69,922
	小規模事業者の古紙及び機密書類の資源化促進	92,400	98,251	96,859	86,543	77,338	87,202	72,579
	市庁舎内古紙回収	1,523	1,447	1,605	1,696	1,723	1,784	1,676
	市庁舎内資源回収 (空きびん・ペットボトル)	34	29	27	21	22	24	28
	公共施設資源回収(蛍光管・乾電池)	9	9	9	8	7	8	6
	緑のリサイクル	2,358	2,227	5,471	9,959	11,638	14,126	14,702
	鉄・アルミの資源化(C)	2,815	2,767	2,626	2,508	1,800	1,792	1,965
	工場での古紙回収(C)	176	153	134	110	39	0	0
	食品残さの回収	9,135	9,838	9,535	8,879	6,683	7,725	9,532
	大規模事業者の食用油回収	—	—	—	—	—	—	690
	大規模事業者のプラスチック類回収	—	—	—	—	—	—	4,343
	事業所資源回収(古紙、食品残さを除く)	17,400	16,700	17,200	17,700	14,900	15,300	5,457
	小計	203,750	207,921	208,966	200,324	182,750	197,961	180,898
	ごみのリサイクル量(A)(上記項目の合計)	253,808	257,181	257,355	247,597	227,944	241,243	221,232
	ごみ処理量(B)(本市ごみ搬入量より資源物等を除いた量)	574,219	576,953	580,509	568,919	533,477	515,925	511,550
	ごみ発生量(A+B-C=D)	820,013	825,499	829,115	807,551	751,407	748,678	725,443
	リサイクル率(A/D)	31.0%	31.2%	31.0%	30.7%	30.3%	32.2%	30.5%

※Cについては、福岡市施設でごみとして処理された後にリサイクルされていることから、ごみ処理量(B)に含まれていることとなり、二重計上を避けるため、ごみ発生量から差し引いている。

※鉄・アルミの資源化については、処理施設への搬入量で家庭ごみと事業系ごみに按分した。

※大規模事業者の食用油回収は令和3年度までは食品残さの回収等に計上されていたが、令和4年度から別途計上している。

※大規模事業者のプラスチック類回収は令和3年度までは事業所資源回収(古紙、食品残さを除く)に計上されていたが、令和4年度から別途計上している。

3 組成

(1) 家庭系可燃ごみの組成

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
資源化可能な古紙	16.4%	14.4%	14.6%	13.1%	12.7%
資源化困難な古紙	17.0%	19.4%	16.0%	18.5%	20.8%
食品廃棄物	30.1%	32.1%	32.3%	35.1%	32.3%
プラスチック類	21.4%	22.6%	22.6%	19.6%	19.5%
木片わら類	6.1%	2.7%	6.0%	5.5%	6.5%
繊維類	7.8%	7.6%	7.0%	7.0%	6.6%
その他	1.2%	1.2%	1.5%	1.2%	1.6%

(2) 事業系可燃ごみの組成

	資源化可能な古紙	資源化困難な古紙	繊維類	プラスチック類	ゴム・皮革類	木片わら類	食品廃棄物	その他
2023年度	10.9%	26.2%	5.1%	26.2%	0.6%	5.8%	22.2%	2.9%

(3) 家庭系不燃ごみの組成

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
金属類	36.5%	35.1%	32.6%	31.3%	29.3%
家電製品	21.6%	21.1%	23.0%	21.9%	19.2%
ガラス類	19.5%	20.3%	23.0%	21.8%	22.8%
土砂・かれき類	13.0%	13.6%	12.1%	14.3%	17.6%
可燃物他	9.4%	9.9%	9.3%	10.7%	11.1%

(4) 家庭系不燃ごみに含まれる蛍光管、乾電池の割合

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
蛍光管	0.3%	—	0.5%	0.3%	0.2%
乾電池	1.4%	1.7%	1.6%	1.8%	1.9%

※2020 年度は蛍光管の調査を実施していない

(5) 家庭系不燃ごみに含まれるエアゾール缶の排出状況

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
穴あき	18.5%	22.9%	16.5%	14.0%	18.8%
使い切り	73.8%	68.7%	76.5%	72.7%	72.1%
残留物あり	7.8%	8.3%	7.0%	13.3%	9.1%

※割合は本数ベース

4 家庭用可燃ごみ袋の販売枚数

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
45 リットル	46,260,730 枚	47,044,890 枚	47,413,380 枚	45,902,510 枚	45,059,000 枚
30 リットル	23,832,850 枚	24,146,710 枚	24,936,640 枚	24,794,030 枚	25,047,120 枚
15 リットル	9,518,080 枚	10,497,560 枚	11,459,050 枚	11,578,550 枚	11,955,700 枚
合計	79,611,660 枚	81,689,160 枚	83,809,070 枚	82,275,090 枚	82,061,820 枚

5 ごみ処理経費

(1) ごみ処理経費の推移

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
収集運搬	100.3	102.7	103.4	104.7	103.3
焼却	102.1	97.9	87.2	96.9	99.7
破碎・選別	11.3	12.6	10.3	12.0	13.5
埋立処分	19.7	22.3	19.7	20.2	22.5
合計	233.5	235.5	220.7	233.8	239.0

※端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

(2) 可燃ごみ1トンあたりの処理コスト

(単位：円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
中間処理	14,639	14,102	12,629	14,104	14,632
最終処分	2,389	2,717	2,462	2,479	2,806
合計	17,028	16,819	15,091	16,583	17,438

(参考) 燃えるごみ1袋(45リットル)あたり処理コスト※

(単位：円)

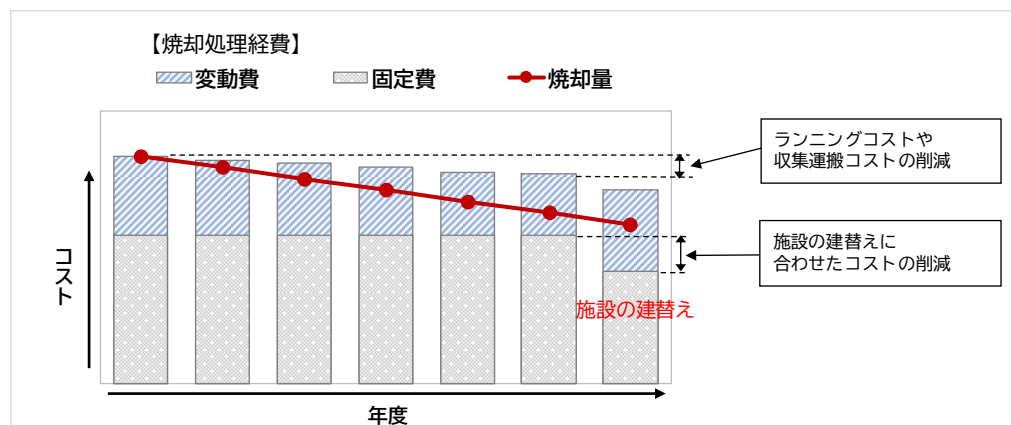
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
処理コスト	176	174	170	181	187

※収集運搬、中間処理、最終処分経費を1袋あたりの平均重量で除した金額。

【参考】ごみ減量とごみ処理コスト

ごみ処理に係るコストは、光熱水費や薬品費などのごみ処理に応じて変わる変動費と人件費や施設費(工事費等)などのごみ処理量に関わらず発生する固定費に分けられます。

ごみを減量することで薬品費などの変動費が削減できるほか、長期的には市全体の施設規模を縮減することができ、数億円規模の費用削減効果が見込めます。



ごみ減量によるコスト削減のイメージ

第3部 ごみ処理量の将来推計等

1 ごみ処理量の将来推計

- ・ごみ処理量の将来推計については、将来人口推計、事業所数の伸びをもとに、現行施策のみを継続した場合のごみ処理量（1次推計）を算出し、既に実施を予定している、プラスチック分別収集及び事業系食品廃棄物資源化施設への誘導による効果を加えた場合のごみ処理量（2次推計〔上限〕）及び第2次実行計画の新規・強化施策を実施した場合の効果を加えた推計（2次推計〔下限〕）を行いました。

(単位：トン)

年 度		2019 年度 (基準年度)	2023 年度 (実績)	2030 年度 (目標年度)
項 目				
1 次 推 計	ごみ処理量	565,000	505,000	540,000
	家庭ごみ	292,000	275,000	291,000
	事業系ごみ	273,000	230,000	249,000
	市民1人1日あたりの 家庭ごみ処理量	501 g/人・日	458 g/人・日	476 g/人・日
	1事業所1日あたりの 事業系ごみ処理量	13 kg/所・日	9.6 kg/所・日	9.6 kg/所・日
2 次 推 計 (上 限)	ごみ処理量	565,000	505,000	508,000
	家庭ごみ	275,000	292,000	265,000
	事業系ごみ	230,000	249,000	243,000
	市民1人1日あたりの 家庭ごみ処理量	501 g/人・日	458 g/人・日	433 g/人・日
	1事業所1日あたりの 事業系ごみ処理量	13 kg/所・日	9.6 kg/所・日	9.3 kg/所・日
2 次 推 計 (下 限)	ごみ処理量	565,000	505,000	470,000
	家庭ごみ	275,000	292,000	245,000
	事業系ごみ	230,000	249,000	225,000
	市民1人1日あたりの 家庭ごみ処理量	501 g/人・日	458 g/人・日	400 g/人・日
	1事業所1日あたりの 事業系ごみ処理量	13 kg/所・日	9.6 kg/所・日	9 kg/所・日
人口		160.0 万人	164.3 万人	167.7 万人
事業所数		5.9 万事業所	6.6 万事業所	7.1 万事業所

※ごみ処理量は1,000 トン未満を四捨五入している。

2 施策によるごみ量削減効果の推計

・2次推計（下限）における第2期実行計画の施策によるごみ量削減効果を推計しました。

（単位：トン）

品目		ごみ量削減効果 (一次推計からの削減量)	施策
家庭系	古紙	6,700	・誰もが出しやすい資源回収方策 ・地域集団回収等による家庭系古紙の資源化推進 ・SNSやショート動画など親しみやすいコンテンツによる情報発信
	プラスチック	32,900	・プラスチックリサイクルの推進 ・マイバッグ、マイボトル等の普及促進 ・リフューズの推進
	食品廃棄物	4,200	・生ごみリサイクル推進事業 ・家庭での食品ロス削減
	衣類	1,300	・サステナブルファッションの推進
	不燃ごみ (びん、小型家電)	1,200	・小型家電の回収強化 ・蛍光灯・乾電池等の拠点回収 ・LINEを活用したごみの分別情報発信
事業系	古紙	11,400	・特定事業用建築等における3Rの推進 ・事業系古紙の資源化推進
	食品廃棄物	8,300	・事業者の食品ロス削減 ・特定事業用建築等における3Rの推進 ・事業系食品廃棄物の資源化推進 ・フードバンク活動推進事業
	自己搬入ごみ	4,300	・自己搬入ごみの適正化推進

3 リサイクル量の推計

・2次推計（下限）におけるごみ減量効果等を基にリサイクル量及びリサイクル率を推計しました。

（単位：トン）

年 度		2019 年度 (基準年度)	2023 年度 (実績)	2030 年度 (目標年度)
項 目	リサイクル量 (A) (下記の項目の合計)	247,600	218,900	269,500
	家庭系リサイクル量	37,100	66,700	47,900
	事業系リサイクル量	181,800	202,800	236,100
ごみ処理量 (B) (空きびん・ペットボトルの残渣等を含む)		568,900	509,900	475,100
ごみ発生量 (A+B-鉄・アルミ資源化量=C)		807,600	722,100	737,000
リサイクル率 (A/C)		31%	30%	37%
対基準年度		—	▲1%	6%

※リサイクル量、ごみ処理量及びごみ発生量については100トン未満を四捨五入している。

4 リサイクル量の内訳

(単位：トン)

年 度		2019 年度 (基準年度)	2023 年度 (実績)	2030 年度 (目標年度)
項 目				
家庭系	地域集団回収等	23,294	17,363	14,096
	公共施設での拠点回収 (空き缶、空きびん・ペットボトルを除く)	1,460	1,304	1088
	新聞社自主回収	5,799	3,868	1,949
	プラスチックの資源化	—	—	33,084
	空きびん・ペットボトルの資源化	7,298	7,254	8,061
	スーパーマーケット等による店頭回収	2,927	2,391	2,891
	鉄・アルミの資源化 (C)	6,347	4,760	5,212
	廃食用油のボックス回収 (公民館)	2	1	1
	蛍光管・乾電池のボックス回収 (家電量販店等)	42	42	70
	使用済小型家電回収	104	103	243
	小計	47,273	37,086	66,694
事業系	大規模事業者の古紙回収	72,900	68,989	74,541
	小規模事業者の古紙及び機密書類の資源化促進	86,543	72,676	78,524
	市庁舎内古紙回収	1,696	1,664	1,664
	市直営資源回収 (空きびん・ペットボトル)	21	28	28
	公共施設資源回収 (蛍光管・乾電池)	8	6	6
	緑のリサイクル	9,959	15,482	16,442
	鉄・アルミの資源化 (C)	2,508	1,921	2,331
	工場での古紙回収 (C)	110	0	0
	食品残さの回収	8,879	10,533	17,690
	大規模事業者の食用油回収	—	852	846
	大規模事業者のプラスチック類回収	—	4,583	4,902
	事業所資源回収 (古紙、食品残さを除く)	17,700	5,075	5,788
	小計	200,324	181,809	202,763
ごみのリサイクル量 (A) (上記の項目の合計)		247,597	218,895	269,457
ごみ処理量 (B) (空きびん・ペットボトルの残渣等を含む)		568,919	509,922	475,042
ごみ発生量 (A + B - C = D)		807,551	722,136	736,955
リサイクル率 (A/D)		31%	30%	37%

※Cについては、福岡市の処理施設でごみとして受け入れた後にリサイクルされていることから、ごみ処理量 (B) に含まれることとなり、二重計上を避けるため、ごみ発生量から差し引いている。

※鉄・アルミの資源化については、処理施設の搬入量で家庭系と事業系に按分している。

第4部 用語集

用語	解説
2 Rビジネス	シェアリングやリユース、サービサイジング（製品のサービス化）といった2 R（リデュース、リユース）につながるビジネスモデルのこと。
3 R	①Reduce（リデュース：ごみの発生を抑制する）、②Reuse（リユース：繰り返し使う）、③Recycle（リサイクル：資源として再び利用する）の頭文字をとったもの。循環型社会の構築に向けて、①から③の優先順位で取り組む必要がある。
3 R+Renewable	従来の3 RにRenewable（リニューアブル：再生可能な資源に替える）を加えた考え方。近年重要になっている。
CE （サーキュラーエコノミー） （循環経済）	これまで廃棄されてきたような製品や原材料などを資源として捉えて活用し、資源・エネルギーの消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、サービスや製品に新たな付加価値を生み出すことで、環境保全と経済成長の両立を目指す社会経済システム。
E S G投資	環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を含めて投資先の中長期的な企業価値を考慮する投資。2006年に国連環境計画・金融イニシアティブが責任投資原則（P R I）を提唱したことを機にE S G投資が欧米を中心に急速に拡大した。
一般廃棄物	廃棄物のうち、産業廃棄物の以外のもの。主に日常生活に伴って発生するごみやし尿などが該当する。
ウェルビーイング （Well being）	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含んだ概念のこと。第六次環境基本計画で最上位の目的として掲げられた。
拡大生産者責任	事業者が生産した製品について、廃棄後もその適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え。
環境市民ファンド	未来の世代に美しい地球環境を残すため、市民や市民団体が主体的に行う3 R、温室効果ガスの削減、自然環境の保護などの環境保全活動を支援するために福岡市が創設した「基金」。
環境配慮型商品	環境に配慮又は環境保全に貢献している商品。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
コミュニティーガーデン	地域に住む個人やグループ、事業者などが集まって、空き地や商業施設、ビルの屋上などのオープンスペースで野菜や花を育てる取り組みです。
雑がみ	封筒や包装紙、お菓子の箱など、新聞紙・段ボール以外のリサイクル可能な紙類。
産業廃棄物	事業活動に伴い発生する廃棄物で、事業者が自ら処理しなければならないとされるもの。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックその他政令で定められる20種類が該当する。

第4部 用語集

用語	解説
シェアリング	個人等が保有する活用可能な資産等をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して、他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。サーキュラーエコノミーの1つ。
事業系ごみ資源化推進ファンド	事業者の排出者責任を踏まえつつ、そのリサイクルに向けた取組みを支援することにより、循環資源の更なる利用を推進し、循環型社会の形成を進めるために福岡市が創設した「基金」。
持続可能な開発目標（SDGs）	2015 年9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際社会全体の開発目標（17の目標、169のターゲット）。2030年までの15年間で「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な問題に取り組むこととされている。
持続可能な消費	地域の活性化や雇用なども含む人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）。
循環資源	廃棄物のうち有用なもの。
食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のこと。「食べ残し」や使用されずに捨てられた「手つかず食品」、野菜のへたなどを除去する際に大きく切り取られた「過剰除去」がある。
生分解性プラスチック	自然界に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的に水と二酸化炭素にまで変化する性質を持つプラスチック。
代替素材	バイオマスプラスチックや紙、セルロース等のプラスチック以外の再生可能な資源を原料とする素材。
地域循環共生圏	各地域が地域資源を活用する自立・分散型の社会を形成しつつ、地域間においてそれぞれの地域特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、資源の循環、生物多様性の確保、地域の活性化等を目指すという考え方。
特定事業用建築物	事業の用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物。事業系一般廃棄物の減量を推進するため、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、廃棄物の減量等に関する計画書の提出等が義務付けられている。
バイオマス	生物由来の有機性の資源のうち化石資源を除いたもの。食品廃棄物、家畜ふん尿、下水汚泥、木質系廃棄物などは廃棄物系バイオマスとされる。
バイオマスプラスチック	植物などの再生可能な有機資源を原料としてつくられるプラスチック。
フードドライブ	家庭で使い切れない未利用の食品を集め、福祉施設など必要としている団体に提供する活動。
フードバンク	食品を取り扱う企業や農業生産者等から製造・流通过程などで出る余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の食品など、安全上は問題がなく、まだ十分食べられるにも関わらず廃棄されている食品（いわゆる「食品ロス」）の寄附を受け、無償で必要な人や団体に提供する活動。

第4部 用語集

用語	解説
福岡式循環型社会システム	ごみ問題を市民・事業者が自らの問題と捉え、市民・事業者・行政などの適切な役割分担のもとに、市民一人ひとりや各事業者の活力を活かし、自主性と自発性を尊重し、循環型社会を構築していくという考え方。
福岡方式（準好気性埋立構造）	福岡市と福岡大学の協力により開発された福岡市の埋立場で採用されている準好気性の埋立構造。施工も維持管理も簡易な特徴がある。
ふくレジ	プラスチックごみ削減のため、マイバッグ等を忘れた際に購入するレジ袋を家庭で指定ごみ袋として再利用する取組み。
ワンウェイプラスチック	一度使用した後にその役目を終えるプラスチック製品や容器包装。
リフューズ（Refuse）	不要なものを断ること。リデュース（発生抑制）の1つであり、レジ袋やペットボトルなどのワンウェイプラスチックの削減において、重要な取組みとなる。